



事業概要

平成 29 年版



街路整備事業
「青梅3・4・4号」
青梅市滝ノ上町地内から日向和田一丁目地内まで
平成29年7月現在



交通安全施設事業(視距改良事業)
「滝山街道(国道411号)」
青梅市友田一丁目地内
平成29年1月完成



道路整備事業
「一般都道165号伊奈福生線(永田橋通り)」
(あきる野市草花地内)
平成29年7月



急傾斜地事業
「河辺町一丁目地区」
(青梅市河辺町一丁目地内)
平成29年6月



砂防海岸整備事業
「海沢川砂防工事」
(奥多摩町海沢地内)
平成29年5月



中小河川整備事業
「平井川整備工事」
(あきる野市草花地区)
平成29年7月



路面補修事業(歩道改善)
「一般国道411号 青梅街道」
青梅市日向和田二丁目地内から同市日向和田三丁目地内まで
平成29年2月完成



交通安全施設事業(自転車走行空間整備)
「主要地方道立川青梅線(第29号)新奥多摩街道」
羽村市羽中二丁目地内から同市小作台五丁目地内まで
平成29年1月完成



道路災害防除事業(洞門)
「一般都道日原鍾乳洞線(第204号)日原街道」
西多摩郡奥多摩町日原地内
平成29年5月現在(事業中)



橋梁整備事業(山田大橋耐震補強)
「主要地方道山田宮の前線(第61号)山田通り」
あきる野市山田地内から同市網代地内まで
平成29年1月完成



道路災害防除事業
「奥多摩周遊道路 15上斜面」
奥多摩町川野地内
平成29年6月完成



橋梁維持事業(塗装塗替)
「奥多摩周遊道路 三頭橋」
奥多摩町川野地内
平成28年9月完成

ま え が き

当事務所は、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町及び檜原村の４市３町１村にまたがる区域を管轄し、その総面積は572.70km²で23区の面積に匹敵する。

管内の面積のうち約70％は山岳地で占められ、その中でも東京の最高峰雲取山（海拔2,017m）を中心とした峰々が連なる自然の景勝地は、秩父多摩甲斐国立公園区域に指定（295.48km²）され、保護されている。山岳地の西部地域に対して東部地域は、都心のベッドタウンとして市街化が進行し、人口増加と交通量の増大で、旧来の西多摩地域のイメージとは大きく変貌してきている。

特に、管内東部を南北に縦断する圏央道が、平成１７年３月にあきる野ＩＣまで、平成２４年３月には高尾ＩＣまでが開通したことで、都内で計画されていたすべての区間が開通し、交通利便性が大きく向上した。

このような地勢的社会的条件から、当事務所には他には見られない多種多様な特性ある行政需要が存在する。また、平成２３年３月１１日の東日本大震災や平成２６年２月１４日の雪害の経験を踏まえ、管内における防災対策の一層の推進が強く求められている。

これらの要望に応えるため、環境にも配慮した道路・橋梁等都市基盤施設の整備を重点的・効果的に進めている。併せて、山間部におけるバイパス道路整備や斜面崩落防止、急傾斜崩壊防止、砂防事業、河川の護岸整備など、災害に強く、安全・安心・快適な施設整備に努めている。

「都民ファーストでつくる『新しい東京』～２０２０年に向けた実行プラン～（平成２８年１２月）」の実現と豊かな自然を生かした活力と魅力あふれる西多摩の発展のため、引き続き管内市町村と密接に連携し、住民の理解と協力を得ながら事業を着実に進めていく。

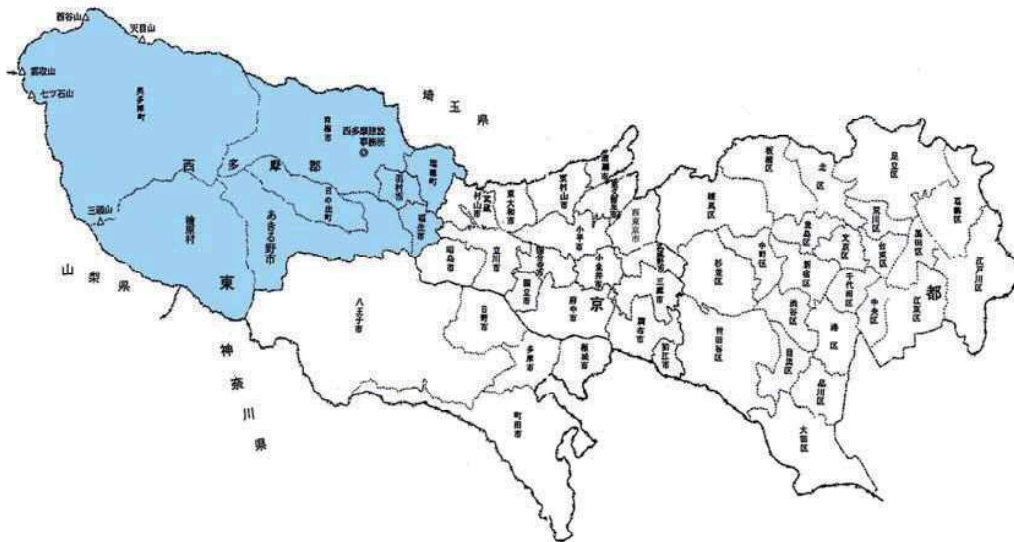
目 次

第1 所管区域の概況	1	
1 所管区域の概況図	1	
2 面積と人口	1	
第2 事務所の機構	2	
1 沿 革	2	
2 組織及び分掌事務	3	
3 職員配置表	7	
4 所 在 地	8	
第3 事業の概要	10	
1 課 題	10	
2 主な事業内容	10	
3 予算と決算	11	
第4 道 路	13	
1 道路の現況	13	
(1)管内道路の概要	13	
(2)通称道路名	16	
2 道路の管理	16	
(1)道路管理	16	
(2)道路の維持補修	21	
(3)奥多摩周遊道路の維持管理	34	
3 道路の整備	38	
(1)概 要	38	
(2)道路・街路・交通安全施設事業	38	
(2)－1 主な道路事業	40	
(2)－2 主な街路事業	49	
(2)－3 主な交通安全施設事業	53	
(2)－4 主な鉄道立体交差事業	60	
(3)用 地	66	
(4)橋梁整備事業等	70	
第5 河 川	75	
1 河川の現況	75	
2 河川管理	76	
3 河川事業	80	
4 水 防	86	
5 土砂災害警戒区域等の指定	86	
第6 市町村補助事業	92	
1 市町村土木補助事業	92	
第7 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業	93	
<別表>	94	
(1)管内道路の現況	(4)横断歩道橋調書	(7)地下歩道調書
(2)通称道路名一覧表	(5)人道橋調書	(8)都市計画河川一覧
(3)管理橋梁調書	(6)トンネル調書	

第 1 所管区域の概況

1 所管区域の概況図

当所管内は、東京都の西端に位置し、東は昭島市、武蔵村山市、南は八王子市及び神奈川県、西は山梨県、北は埼玉県にそれぞれ接している。



2 面積と人口

(平成 29 年 4 月 1 日現在 東京都総務局 推計)

区分 地域	管内	内訳					
		青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	奥多摩町
面積 (k m ²)	572.70	103.31	10.16	9.90	73.47	16.85	225.53
人口 (人)	388,546	136,111	58,444	55,434	80,703	33,194	5,089
人口密度 (1k m ² 当たり)	678	1,318	5,752	5,599	1,098	1,970	23

区分 地域	内訳		東京都 全体	23区	東京都 との比率	23区と の比率
	日の出町	檜原村				
面積 (k m ²)	28.07	105.41	2,191.00	626.79	26.1%	91.4%
人口 (人)	17,448	2,123	13,686,371	9,421,085	2.8%	4.1%
人口密度 (1k m ² 当たり)	622	20	6,247	15,031	10.9%	4.5%

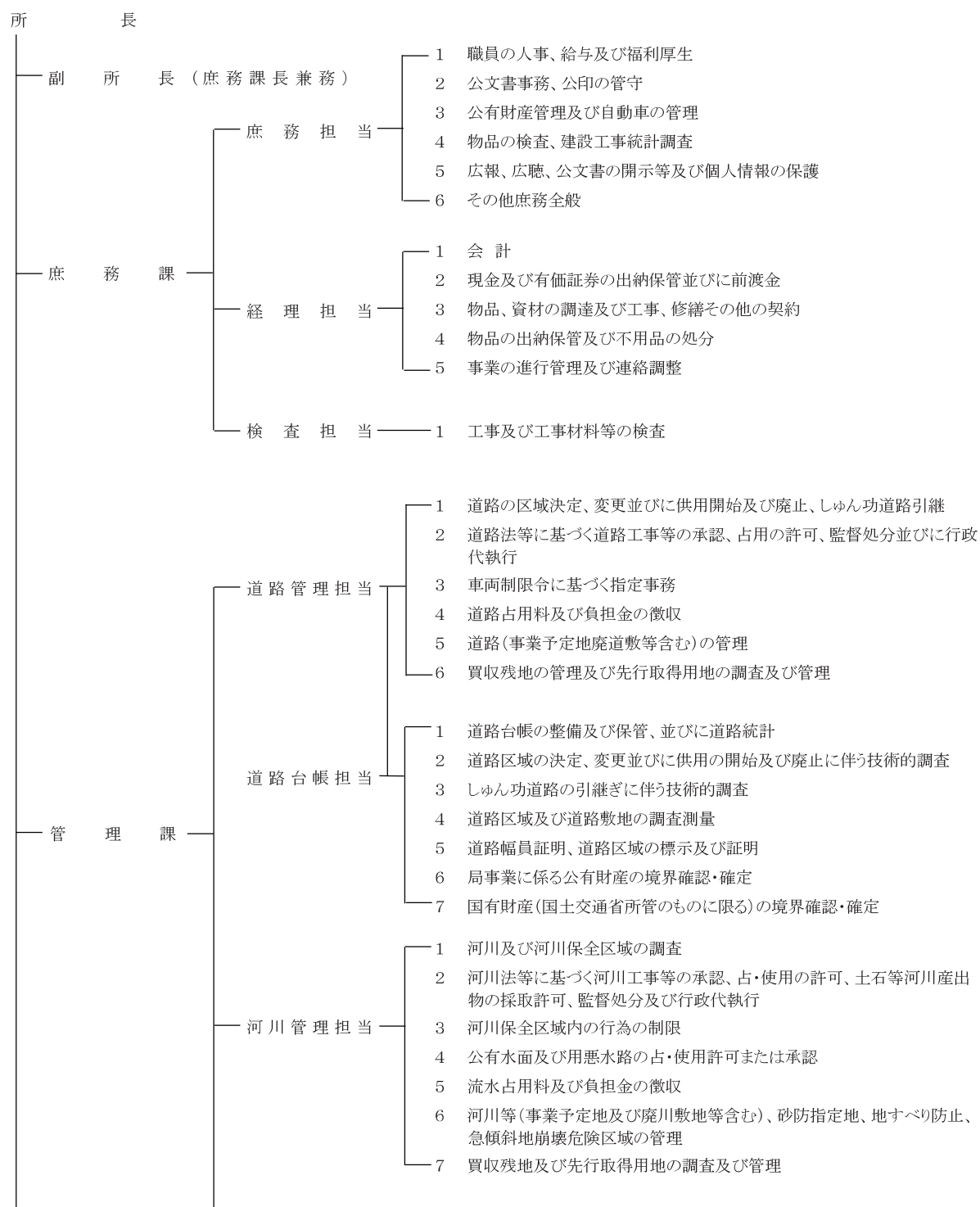
第 2 事務所の機構

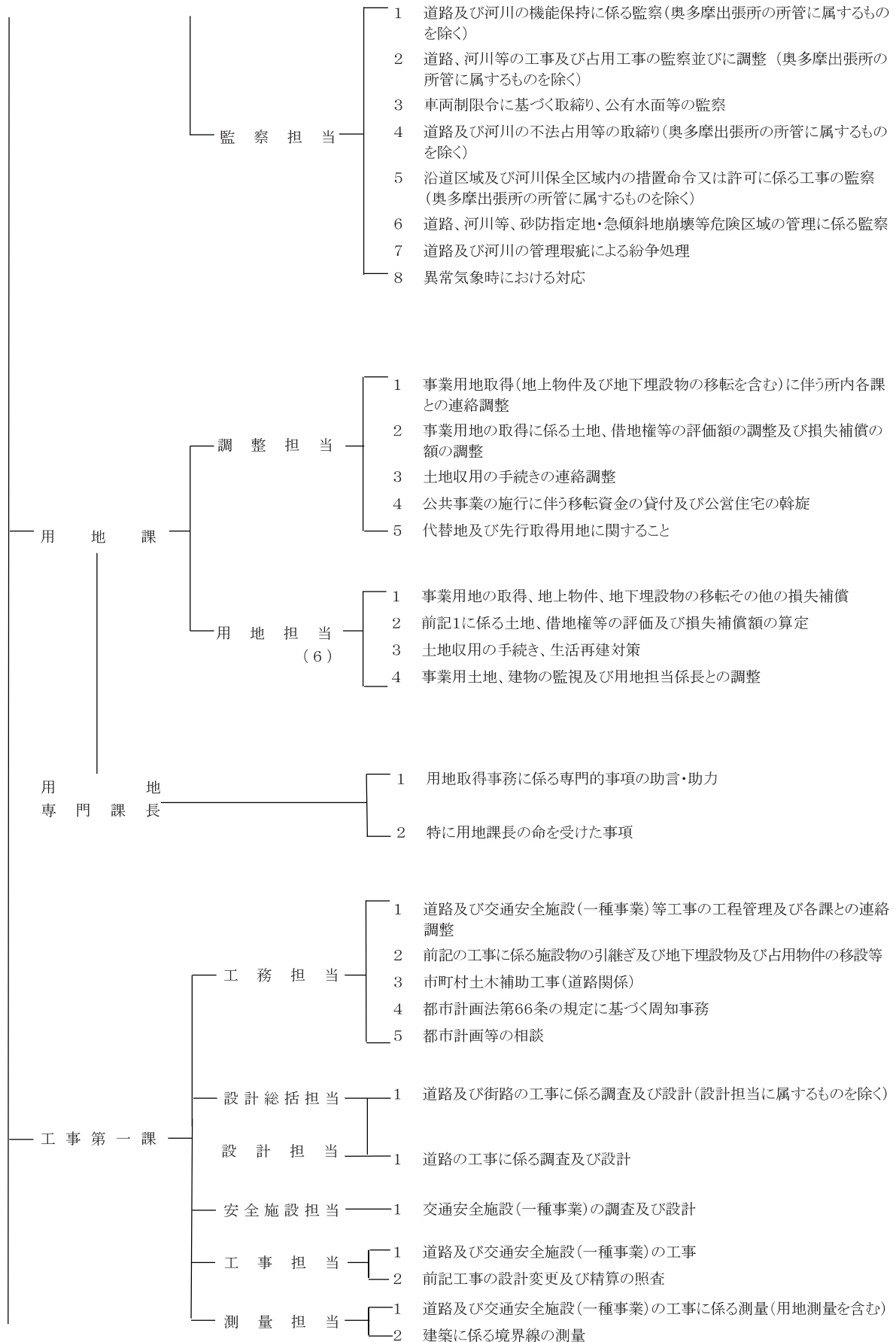
1 沿革

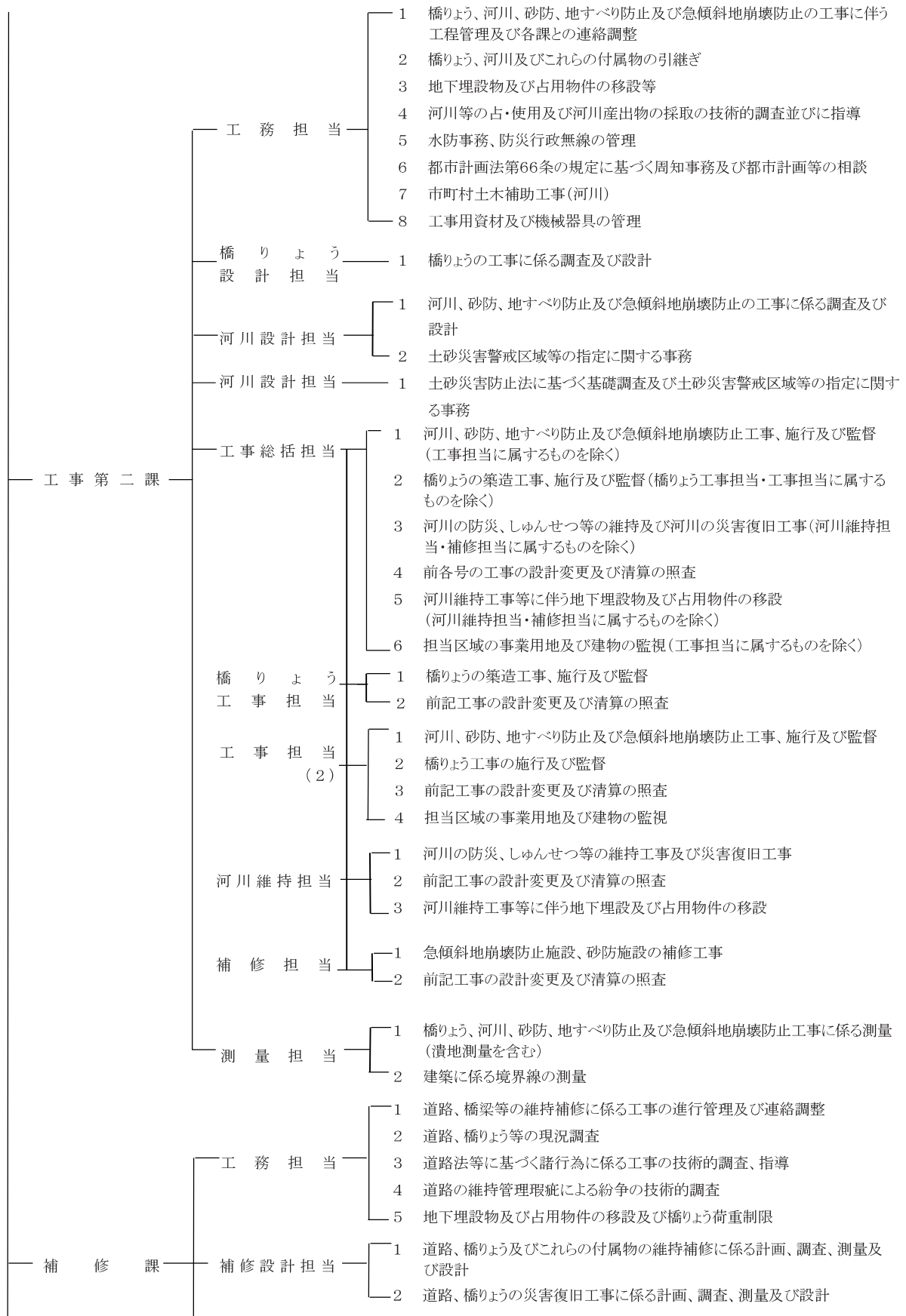
大正 10 年	東京府青梅土木出張所として発足する
昭和 17 年 7 月	東京府西多摩地方事務所の中に土木課として編入される
昭和 18 年 7 月	東京都制が施行され、東京府と東京市を廃し、東京府の区域に東京都を設置
昭和 38 年 10 月	地方事務所設置条例の全面改正により西多摩事務所土木課と改称
昭和 42 年	奥多摩有料道路建設に対応するため土木課を土木第一課・土木第二課に分割増強
昭和 44 年 4 月	組織改正に基づき、東京都建設局の出先機関として西多摩建設事務所が設置され、5課（庶務・管理・用地・工事第一・工事第二）、9工区の組織で発足する
昭和 45 年 4 月	道路維持管理体制強化を図るため補修課を増設
昭和 48 年 4 月	奥多摩有料道路の開通に伴い奥多摩出張所を設置
昭和 49 年 4 月	組織改正により用地課を用地第一課・用地第二課へ分割増強
昭和 49 年 7 月	執行体制充実のため、西多摩建設事務所に次長を設置
昭和 60 年 2 月	青梅合同庁舎から独立し現在地へ庁舎を新築移転
昭和 60 年 4 月	次長制を廃止し、副所長制を設置
平成 2 年 4 月	奥多摩有料道路を無料化し、道路名称を奥多摩周遊道路に変更する
平成 11 年	組織改正により用地第一課と用地第二課を統合し、用地課を設置
平成 16 年	管理工区の再編を行い、所長、副所長（庶務課長兼務）、6課、1出張所5工区の現在の体制となる

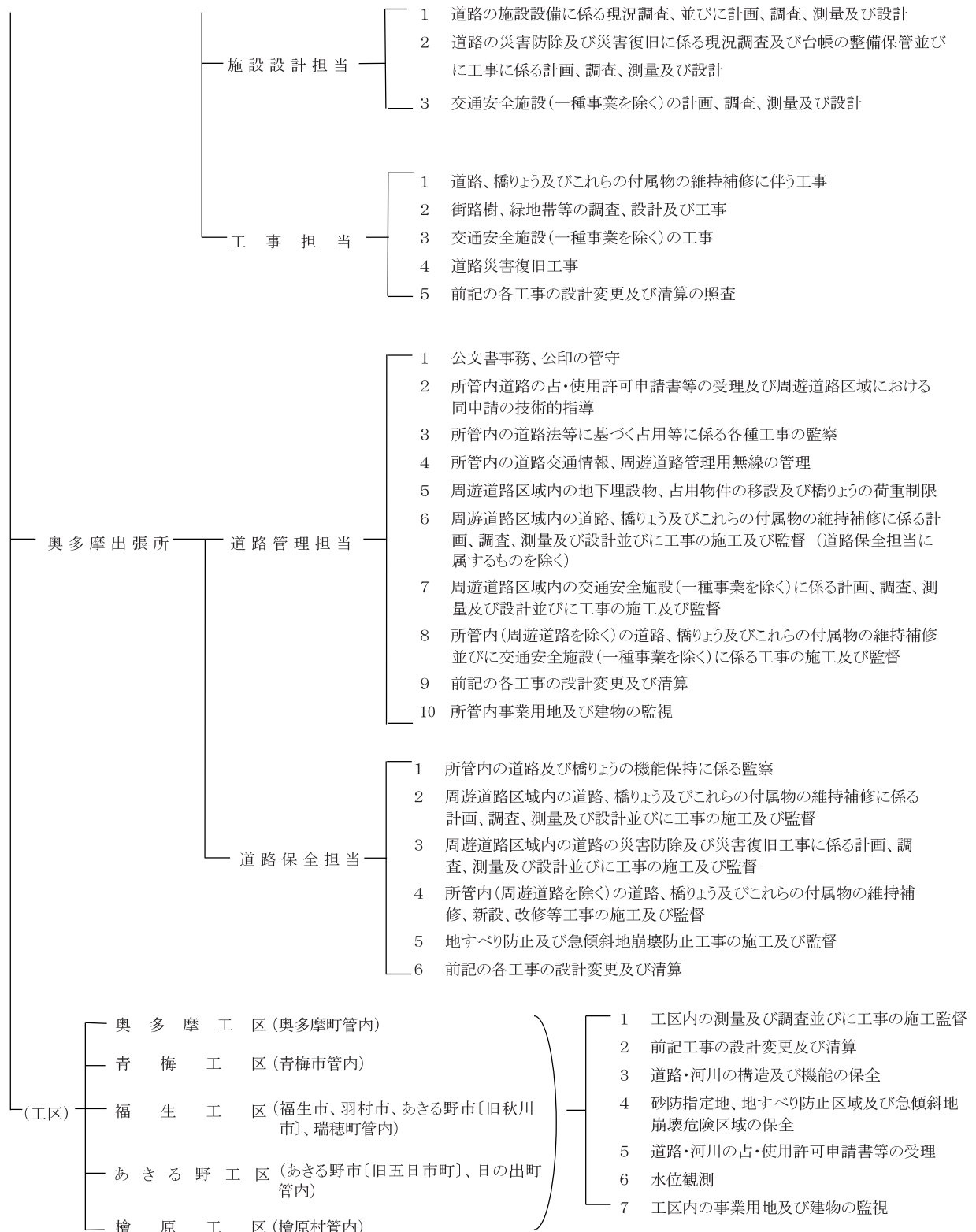
2 組織及び分掌事務

当所は、平成29年4月1日現在、所長、副所長（庶務課長兼務）、6課、1出張所、1専門課長、30担当、5工区、職員総数173名（うち一般職非常勤職員25名）であり、分掌事務は、次のとおりである。









3 職員配置表

(平成29年4月1日現在)

表2

区分 課	担当名	管理職		一般職員			嘱託員	一般職 非常勤 職員
		事務	技術	事務	技術	技能 労務		
庶務課	庶務担当	1	1	5				
	経理担当			5				1
	検査担当				1			
管理課	計	1	1	10	1		13	1
	道路管理担当	1		7			8	
	道路台帳担当				2		2	4
	河川管理担当			3			3	2
	監察担当			3			3	5
	計	1		13	2		16	11
用地課	調整担当	1		3	1		5	
	専門課長	1					1	
	用地担当			13			13	
	計	2		16	1		19	
工事第一課	工務担当		1		2		3	1
	設計総括担当				4		4	
	設計担当				3		3	
	安全施設担当				3		3	
	工事担当				3		3	
	測量担当				3		3	
	計		1		18		19	1

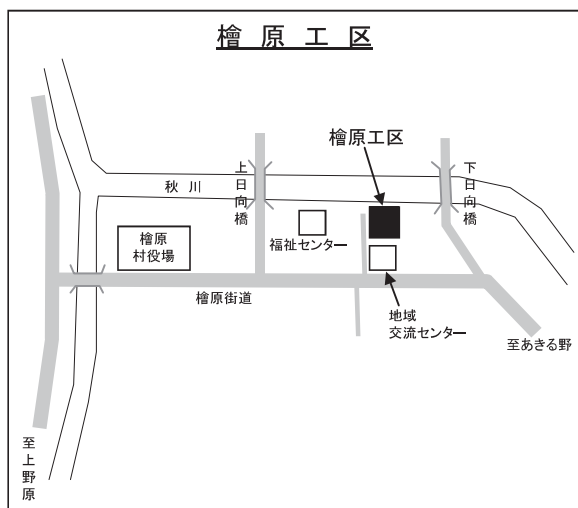
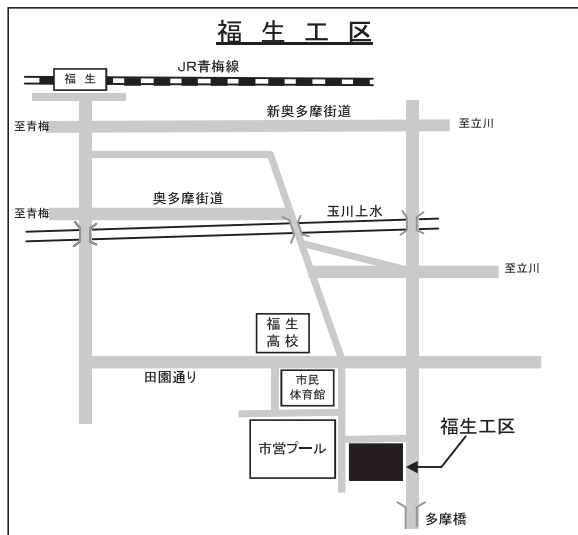
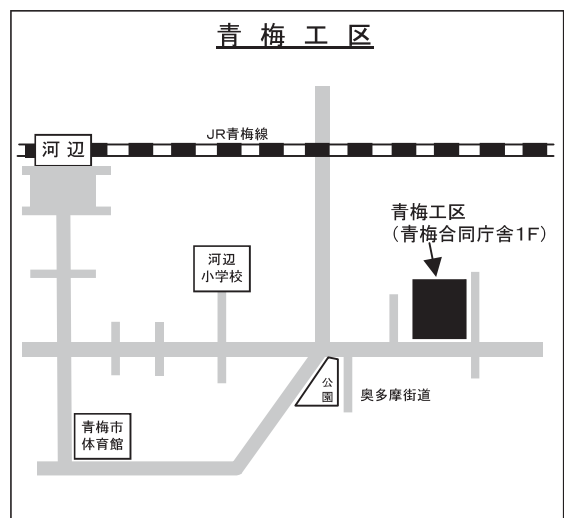
区分 課	担当名	管理職		一般職員			嘱託員	一般職 非常勤 職員
		事務	技術	事務	技術	技能 労務		
工事第二課	工務担当		1		2		3	1
	橋りょう設計担当				3		3	
	河川設計担当				6		6	1
	工事総括担当				2		2	
	橋りょう工事担当				2		2	
	工事担当				3		3	
	河川維持担当				2		2	
	補修担当				1		1	
補修課	測量担当				2		2	
	計		1		23		24	2
	工務担当		1		2		3	1
	補修設計担当				6		6	
	施設設計担当				7		7	
奥多摩出張所	工事担当				6		6	
	工事担当		1		21		22	1
	計		1		4	1	6	3
	道路管理担当				4		4	1
(工区)	道路保全担当		1		8	1	10	4
	計				3	2	5	1
	奥多摩工区				5	2	7	1
	青梅工区				5		5	1
	福生工区				3	2	5	1
	あきる野工区				3		3	1
	檜原工区				19	6	25	5
	計	4	5	39	93	7	148	25

4 所 在 地

事 務 所 名		所 在 地	電 話
西 多 摩 建 設 事 務 所		青梅市東青梅3丁目20番1号	0428-22-7210 (ダイヤルイン代表/庶務課) FAX 0428-22-8433
奥 多 摩 出 張 所		西多摩郡奥多摩町氷川951番4号	0428-83-3634~3636 FAX 0428-83-3639
(工 区)	奥 多 摩 工 区	〃	0428-83-3637・3638 FAX 0428-83-3639
	青 梅 工 区	青梅市河辺町6丁目4番1号 (東京都青梅合同庁舎1階)	0428-22-5195・5197 FAX 0428-22-5196
	福 生 工 区	福生市北田園2丁目7番2号	042-551-6420・6434 042-530-4014 FAX 042-551-0969
	あ き る 野 工 区	あきる野市館谷266番8号	042-595-0974・1137 FAX 042-595-1134
	檜 原 工 区	西多摩郡檜原村403番	042-598-1139・1257 FAX 042-598-1138

西多摩建設事務所・奥多摩出張所・各工区 所在地略図





第3 事業の概要

1 課題

当所は、8市町村（青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村）を所管し、その面積は23区に匹敵する。この広大な管理区域においては、道路、橋梁の建設・維持管理及び河川の改修・維持管理に加え、砂防事業、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊防止事業等を所管しており、地域の特殊性から次のような行政課題を抱えている。

- (1) 市街化が進む東部の平坦地域においては、今後の秩序ある都市としての発展及び安全で円滑な道路ネットワークの形成を目的として、都市計画に基づく基盤整備が急がれている。中でも、道路交通量の増大に伴う交通の円滑化、安全対策の上から、地域幹線道路や橋梁などの改良整備の促進及び維持管理の充実が望まれている。
- (2) 急峻で厳しい地勢条件となる西側の山間部においては、地域住民の生活の安全と発展のため、道路、橋梁などの整備の促進や改良の要請が強い。特に、山岳道路における崩土・落石に対する災害の防除、総合的な土砂災害対策及び集落の孤立化防止・交通混雑の緩和のためのバイパス道路の整備は重要課題である。
- (3) 管内の河川は、特に山間部においては、急流であり、降雨時には雨水が急激に流下し、下流域において河岸の洗掘、崩壊などの災害を生じ易く、また、都市化の進展と流域内の開発に伴う保水性の低下により未改修部分における氾濫の危険性が高まっている。そのため、河川の改修整備などの防災対策の促進が望まれている。

2 主な事業内容

以上のような行政課題に対応するため、当所では、主に次のような事業を推進している。

市街地においては、渋滞の緩和や安全性の向上のため青梅3・4・4号、福生3・4・4号などで街路事業を進めるとともに、道路と鉄道の立体交差化（志茂、箱根ヶ崎）、無電柱化（青梅街道、新奥多摩街道等）、歩道設置等の安全施設事業（吉野街道、秋川街道等）などに取組んでいる。

さらに、道路整備事業の進捗に合わせて新たな橋梁の整備を進めるとともに、防災及び予防保全の観点から多摩川、秋川などに架かる橋梁の耐震補強・長寿命化、さらにはトンネルの長寿命化対策等を推進している。

一方、山間地域では、防災や交通混雑の緩和のため、国道411号（青梅街道）のバイパスとして多摩川南岸道路の整備を、檜原街道・五日市街道のバイパスとして秋川南岸道路の整備を、さらに、日の出町大久野地区と青梅市梅郷・和田町地区とを

連絡する梅ヶ谷トンネルの整備を進めている。

また、山岳道路では、日常点検や定期的な点検を基に、崩壊の危険度の高い斜面から計画的に道路災害防除工事を実施し、奥多摩周遊道路を含む道路の安全性向上を図っている。

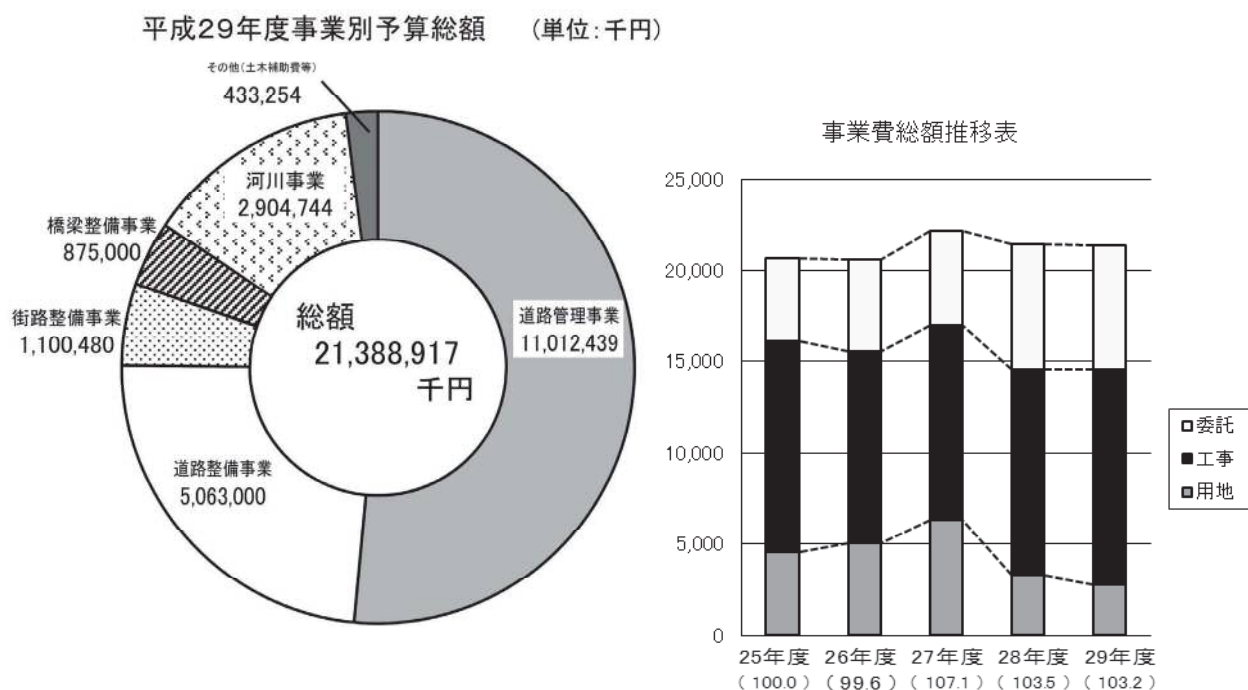
さらに、トンネルの予防保全の観点から山岳トンネルの補修を進め、併せてトンネル内附属物についても必要な更新を図っている。

霞川、平井川においては、護岸整備による河道改修を実施するとともに、霞川では、調節池の設置により治水安全度の向上に努めている。

管内の3分の2が山地であり、土石流、崖地崩壊による災害の危険が高いため、ハード対策として砂防、法面崩壊防止施設の整備を実施するとともに、ソフト対策として土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域指定等を進め、災害の防止に努めている。

3 予算と決算

事業費年度別執行予定額及び執行実績額は表 3-1 のとおりである。



事業費年度別執行調書

表3-1

(単位:千円)

科 目	平成29年度執行予定額				平成28年度執行額			
	用地補償費	工事費	その他	計	用地補償費	工事費	その他	計
道 路 管 理 事 業	775,967	7,458,521	2,777,951	11,012,439	176,956	6,208,862	1,849,188	8,235,006
道 路 管 理 費	0	0	38,000	38,000	0	0	69,982	69,982
道 路 維 持 費	0	498,411	1,096,801	1,595,212	0	417,699	994,901	1,412,600
橋 梁 維 持 費	0	293,400	14,000	307,400	0	361,527	11,216	372,743
道 路 補 修 費	0	2,261,000	241,900	2,502,900	0	1,895,005	118,674	2,013,679
橋 梁 整 備 費	0	670,000	147,000	817,000	2,071	801,528	91,894	895,493
交 通 安 全 施 設 費	771,000	993,760	612,050	2,376,810	173,712	732,953	228,132	1,134,797
道 路 災 害 防 除 費	4,967	2,741,950	628,200	3,375,117	1,173	2,000,150	334,389	2,335,712
道 路 災 害 復 旧 費	0	0	0	0	0	0	0	0
道 路 整 備 費	1,182,000	1,690,000	2,191,000	5,063,000	414,740	1,359,022	997,489	2,771,251
街 路 整 備 費	678,000	235,000	187,480	1,100,480	1,833,028	389,915	107,229	2,330,172
橋 梁 整 備 費	23,000	382,000	470,000	875,000	945	133,032	146,276	280,253
河 川 事 業	131,000	1,970,200	803,544	2,904,744	33,758	1,449,375	462,830	1,945,963
河 川 維 持 費	0	103,000	119,554	222,554	0	59,829	101,378	161,207
水 防 費	0	0	2,460	2,460	0	0	2,024	2,024
河 川 防 災 費	0	41,200	20,000	61,200	0	204,586	29,336	233,922
河 川 環 境 整 備 費	0	20,000	5,000	25,000	0	0	6,102	6,102
中 小 河 川 整 備 費	94,000	386,000	235,040	715,040	11,976	432,280	78,359	522,615
砂 防 海 岸 整 備 費	37,000	1,420,000	421,490	1,878,490	21,782	752,680	245,631	1,020,093
河 川 災 害 復 旧 費	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2,789,967	11,735,721	6,429,975	20,955,663	2,459,427	9,540,206	3,563,012	15,562,645
用 地 会 計	0	0	0	0	0	0	0	0
管 理 費	0	0	0	0	0	0	0	0
土 木 管 理 費	0	0	0	0	0	0	44,918	44,918
土 木 補 助 費	0	0	433,254	433,254	0	0	387,542	387,542
合 計	2,789,967	11,735,721	6,863,229	21,388,917	2,459,427	9,540,206	3,995,472	15,995,105

その他一委託(測量・設計等)

第 4 道 路

1 道路の現況

(1) 管内道路の概要

当所が管理する道路は、一般国道（指定区間外）2路線、主要地方道13路線、一般都道30路線の計45路線である。

総延長は、388.475kmで、その各種内訳は表4-1～4-5のとおりである。

管内の特徴的なことは、河川（特に溪谷）を渡る橋梁と山陵を貫くトンネルが多く含まれていることであり、その総数は橋梁304橋、トンネル39箇所にもものぼる。

なお、その他に市町村が管理する道路が約2,420kmある。

表4-1 延長面積等一覧表

平成28年4月1日現在

区 分	路線数	総延長(m)	内 訳		
		総面積(m ²)	舗装道	砂利道	法敷・その他
国 道 (指定区間外)	2	50,227	50,227	0	0
		694,008	498,651	880	194,477
主 要 地 方 道	13	144,847	144,847	0	0
		2,196,910	1,776,937	288	419,685
一 般 都 道	30	193,401	157,811	35,590	0
		2,538,648	1,574,229	115,767	848,652
合 計	45	388,475	352,885	35,590	0
		5,429,566	3,849,817	116,935	1,462,814

表4-2 道路率の比較表

平成28年4月1日現在

区 分 地 域	管内面積 (km ²)	全 公 道		都 管 理 道	
		道路面積 (km ²)	道路率 %	道路面積 (km ²)	道路率 %
都 全 域	2,190.93	187.05	8.5	41.41	1.9
区 部	626.70	102.86	16.4	21.53	3.4
西 多 摩	572.70	15.71	2.7	5.43	0.9

表4-3 舗装別一覧表

平成28年4月1日現在

区 分	コンクリート舗装	高級瀝青舗装	平板舗装	砂 利 道	計
国 道 (指定区間外)	2, 002 m	48, 225 m	0 m	0 m	50, 227 m
	4. 0 %	96. 0 %	0 %	0 %	100. 0 %
主 要 地 方 道	4, 179 m	140, 668 m	0 m	0 m	144, 847 m
	2. 9 %	97. 1 %	0 %	0 %	100. 0 %
一 般 都 道	7, 714 m	149, 566 m	531 m	35, 590 m	193, 401 m
	4. 0 %	77. 3 %	0. 3 %	18. 4 %	100. 0 %
計	13, 895 m	338, 459 m	531 m	35, 590 m	388, 475 m
	3. 6 %	87. 1 %	0. 1 %	9. 2 %	100. 0 %

表4-4 車道幅員別一覧表

平成28年4月1日現在

区 分		1 9 . 5 m 以 上	1 3 . 0 m 以 上	5 . 5 m 以 上	5 . 5 m 未 満	(未改良含む) 内 自 動 車 交 通 不 能
国 道 (指定区間外)	延長m	30	641	45, 620	3, 936	0
	面積㎡	820	20, 579	625, 199	47, 410	0
主 要 地 方 道	延長m	194	4, 716	126, 319	13, 618	0
	面積㎡	8, 229	111, 620	1, 948, 910	128, 151	0
一 般 都 道	延長m	222	7, 752	103, 121	82, 306	39, 794
	面積㎡	6, 870	198, 582	1, 864, 253	468, 943	105, 282
計	延長m	446	13, 109	275, 060	99, 860	39, 794
	面積㎡	15, 919	330, 781	4, 438, 362	644, 504	105, 282

表4-5 奥多摩出張所・工区別管理規模調書

平成29年4月1日現在

区 分		奥多摩工区	青梅工区	福生工区	あきる野工区	檜原工区	奥多摩出張所	計
道 路	延長 m	51,782	114,781	85,793	55,941	39,580	奥多摩湖水沿道	388,475
	面積 m ²	551,507	1,453,609	1,332,713	706,432	513,850	奥多摩湖水沿道	5,429,566
	数量 橋	43	113	30	60	43	奥多摩湖水沿道	304
橋 梁	延長 m	2,412	2,741	2,589	1,988	1,197		11,876
	面積 m ²	23,540	28,711	38,551	23,839	10,979		134,498
トンネル	箇所 数	14	8	0	5	2		39
	延長 m	6,540	1,778	0	2,209	1,163		13,456
地 下 道	箇所 数	—	3	9	1	—		13
	延長 m	—	86	153	28	—		267
道路照明 *トンネル照明含む	数量 基	2,141	3,527	3,489	2,015	972		13,521
	数量 本	—	1,558	1,806	97	—		3,461
歩道植樹帯 *街路樹本数	*数量 本	—	3,129	4,622	2,310	—		10,061
	面積 m ²	42	18,760	34,004	11,984	—		64,790
緑地帯等	数量 本	16	609	793	131	29		1,578
	箇所 数	16	134	127	89	8		374
	面積 m ²	2,645	18,200	20,680	7,635	6,094		55,254

※道路の数値は、平成28年4月1日現在のものである。

（２）通称道路名

東京都は、昭和59年5月1日都告示により主要な道路に「通称道路名」を付して、地域住民や一般利用者等の生活上、道路交通上の道しるべとして、効果的な利用を図ってきた。

しかし、前回の通称名設定から30年経過しており、この間の道路の新設、延伸整備等による都内の道路状況の変化に応じた見直しが必要となった。このため、通称名のない道路に新たに親しみやすい名前をつけ、既に通称名のつけられている道路も実態に合わせて起・終点を延長するなどの改定を行い、都民をはじめとする利用者や観光客の交通の利便を図るとともに、災害時の避難や緊急輸送に役立てることを目的として、平成26年4月1日都告示により、新たに通称道路名を追加設定した。

管内の「通称道路名」は、別表（２）のとおり23路線が設定されている。

２ 道路の管理

（１）道路管理

道路管理の目的は、道路を常時良好な状態に維持し、安全で能率的な交通の確保という本来機能と、上下水道、電話、電気、ガス等都市施設の設置場所としての二次的な機能をあわせ持っている。当所ではこれらの機能を安全かつ円滑に発揮するため、道路の占用許可・道路台帳の整備・道路交通の保全及び占用使用等の適正化のための監察のほか、道路予定地の管理などを行っている。

近年の道路をとりまく急速な環境の変化は、管内でも例外ではなく、大規模宅地開発や区画整理事業など従来とは質的にも量的にも異なっており、今後様々なニーズに対応した高度な管理体制が求められている。

ア 道路の区域決定等の事務

道路法上の告示行為として道路区域の決定及び変更、供用開始及び廃止の事務並びに、竣功道路の引継ぎと監督処分の外に行政代執行等の法律的行政行為も行っている。

イ 道路台帳

道路管理者は、道路法第28条に基づき道路台帳を調製・保管するとともに道路台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことができないものである。

(ア)道路台帳は、道路法施行規則第4条の2により調書及び図面をもって組成されることとなっているが、このうち図面は、道路台帳平面図、地下埋設物台帳平面図及び道路敷地構成図で構成されている。道路台帳平面図及び地下埋設物台帳平面図は管内路線の100%を調製しているが、道路の敷地の範囲と道路の区域の境界線を記入した道路敷地構成図については、平成28年度末の調製率が61.1%となっていることから鋭意調製作業を進めている。

また、平成22年度より、「みちきやどくん(道路台帳業務支援システム)」を導入していることから、同システムの本格稼働に向けて、当所保管の道路台帳についても統一された仕様によりCAD化を進めている。当所のCAD化率は平成28年度末で概ね100%である。

(イ)道路境界の立会い、道路区域証明及び道路幅員証明等の事務が最近増加傾向にある。また、東京都事務手数料条例の改正に伴い、平成9年10月から道路台帳の有料による複写サービスを実施している。

前年度実績は、表4-6のとおりである。

表4-6 平成28年度道路台帳整備及び区域調査等の実績

項 目 \ 数 量	件 数 (件)	延 長 (m)
道路台帳の整備(敷地構成図の調製)	2	31,850
地下埋設物台帳平面図の補正	2	—
道路区域及び境界確定等	67	—
道路台帳及び境界確定の閲覧・複写	1,017	—
道路幅員証明	21	—

ウ 境界確認・確定事務

平成20年5月より、当所管内の道路・河川に係わる建設局所管公有地及び都管理の国土交通省(旧建設省)所管国有地に係る境界確認・確定事務、並びに土地境界図等の閲覧・証明の窓口業務を行っている。

エ 道路占用

道路の二次的な機能としての道路占用、使用許認可申請についても、増加する傾向にあり、道路本来の機能との調整を図りつつ、適切な事務処理を行っている。

このほかに、民地への自動車乗入れのための歩道切下工事及び法敷と民地とを接続するための自費工事の承認、沿道区域内に対する措置命令などを行っている。

内訳は、表4-7のとおりである。

表4-7 平成28年度道路占用等許可件数及び収入額一覧表

区 分	公 益 事 業 占 用					一 般 占 用	協 議 占 用 交通管理者等	自 費 工 事	沿 道 掘 削	計
	上水道	下水道	ガ ス	電 気	通 信					
許 可 件 数	146	80	20	131	169	345	111	75	7	1,084
占 用 料	0	0	(12) 7,248	(34) 22,688	(50) 66,955	(201) 9,458	0	0	0	(297) 106,349
監督事務費	(80) 15,539	(39) 8,257	(0) 0	(30) 68	(26) 332	0	0	0	0	(175) 24,196

※一般占用の許可件数には、更新分を含む

※()書は件数であり、占用料は調定件数、監督事務費は対象許可件数である。

なお、占用料・監督事務費の実数は金額であり、単位は千円

オ 道路監察

道路河川パトロールカー(2台)により、常時管内を監察(奥多摩出張所管内の道路については、同出張所が実施)し、道路構造の保全と安全かつ円滑な道路交通を確保するよう努めている。平成20年度からは専務的非常勤職員制度導入により、監察指導の強化・充実を図っている。前年度の実績は、表4-8のとおりである。

特に道路上工事については、必要に応じ夜間監察も実施している。監察種別は次のとおりである。

(ア) 平常時パトロール

道路を路線ごとにパトロールし、管内全域にわたって、おおむね4日に1回の割合で監察するよう計画的に実施している。

主要な監察事項は、以下のとおりであるが、該当するものを発見した場合はその都度、口頭注意や文書による警告を行って是正するよう指導し、あるいは関係機関に対して通報し、応急措置を行う等、事故の未然防止に努めている。

主要監察事項

- A 道路不法占用及び道路に関する禁止行為の監察
- B 道路上工事の監察
- C 道路の損傷又その誘因となる事象の監察
- D 沿道区域における工事等の監察

E 車両制限令による違反行為の監察

F その他道路管理に関する法令違反行為及び特命事項の監察

(イ) 特別パトロール

春と秋の全国交通安全運動、道路ふれあい月間及び年末時等には特別監察を行い、さらに警察署、各公益企業者等との合同監察も随時実施している。

(ウ) 異常時のパトロール

当所管内は山岳道路が多く、台風や集中豪雨など異常時には道路交通の安全を確保するため、特にパトロールを強化している。

(エ) 道路上各種占用工事の調整

年4回(年間調整3月、その他6月・9月・12月)道路管理者、管内警察署、企業者及び市町村等で構成する東京都道路上工事調整協議会(西多摩部会)を開催し、各機関の計画している道路上工事について工期の短縮、掘り返しの防止、競合工事に対する工程順序等の調整を行っている。

なお前年度における年間道路上工事調整数は表4-9のとおりである。

表4-8 平成28年度道路監察実績表

道 路 監 察 実 績													
項 目	路 線 監 察 延 回 数	① 路 線 監 察											
		道路の不良箇所発見数	内 容		禁止行為違反発見数	違反 反 容		処 理 容		車両制限令違反発見数	沿道区域の監察	処 理 容	
			道 路	道 路 付 属 物		不法占用物件等	路面汚染等	行 政 指 導	行 政 処 分			行 政 指 導	行 政 処 分
件数	1,119	613	82	531	3,850	3,850	0	3,531	0	0	42	21	0
② 道 路 上 工 事 の 監 察													
監 察 内 容	監 察 箇 所 延 総 数	指 摘 箇 所 数	指 摘 件 数	指 摘 内 容					処理内容				
				掘さくに関すること	復旧に関すること	路面覆工に関すること	保安施設に関すること	そ の 他	行 政 指 導	行 政 処 分			
件数	16	13	27	0	0	0	26	1	27	0			

表4-9 平成28年度年間道路上工事調整表

区 分	件 数	延 長 (m)	備 考
管 理 者 工 事	192	40,375	
企 業 者 工 事	177	38,212	
計	369	78,587	

カ 公有財産管理

(ア)事業予定地の管理については「建設局所管公有財産管理要綱」に基づいて処理している。

平成18年度から、新たな公会計制度の導入に伴い、財産情報システムが稼働した。これにより、用地課で買収され、引き継がれた全ての土地を道路資産として把握することができるようになった。

また、管理柵の設置、除草等については、関係課、工区等の協力を得てより適正に行うよう努めている。

(イ)都道敷内民有地(以下「敷民」という。)については、当該土地所有者から道路として使用することの承諾を得たものであり、寄付の申し入れにより適時、登記手続きを行っている。

しかしながら、未だ多くの敷民が存在しており、都道区域内の敷地状況を的確に把握するために、道路敷地調査測量を実施している。

キ 地域内道路化した都道の市町村への移管

新規に広域幹線道路やバイパスの整備などの道路整備を行った結果、今までの都道は必然的に幹線道路の機能を失い、地元の地域サービスの交通を分担するようになってきている。

これらいわゆる地域内道路化した都道(以下「旧道」という。)は、地域住民のニーズに合ったきめ細かい管理が求められている。そのため、当所ではこれまでも関係市町村と個別協議を重ね移管促進を図ってきた。

これら旧道の関係市町村への移管について、平成8年3月に策定された「東京都行政改革大綱」により正式に対象になったことをうけ、当所では今後も関係市町村への説明会の開催、道路敷地構成図の調製など引きつづき必要な条件整備を行い、円滑な移管促進を図っていくこととしている。

(2) 道路の維持補修

道路法では、道路、橋梁等の施設は適正に管理を行い、その機能を常時良好な状態に保持し、一般交通に支障とならないよう努めなくてはならないと定められている。

(道路法第42条)

道路は、道路本体とトンネル、橋、擁壁など道路と一体になっている施設や工作物、および道路の付属物(防護柵、街灯、街路樹、道路標識等)からなっており、これらを定期点検・維持補修することで安全で快適な交通を確保するよう努めている。

特に、管内には、急峻な山岳部の道路が多く、路面や施設の管理だけでなく道路に接する斜面の管理も重要な仕事となっている。

道路や斜面の不具合は重大な事故の発生につながる危険性があるため、日常的な巡回監視が非常に重要である。このため奥多摩、青梅、あきる野工区には直営巡回点検班を配置し、福生工区管内は道路巡回点検委託により、道路や斜面の不具合個所の早期発見や緊急措置を行うなど未然の事故防止に努めている。

ア 道路橋梁維持

(ア)＜道路維持＞ 安全快適な交通を確保するために行なう経常的な修繕である。

管内を6つの区域にわけ、直営巡回点検班と道路巡回点検委託による道路の巡回点検と、単価契約や総価契約等の請負工事及び作業の委託等による維持補修を行っている。また、落石処理や冬期における除雪、路面の凍結防止、トンネル内のつらら落とし等、管内特有な作業も行い、常に異常に対し即応できる態勢をとり安全な道路の維持に努めている。

(イ)＜橋梁維持補修＞ 所の管理する道路にある橋梁304橋、横断歩道橋24橋、人道橋36橋の補修、塗装、橋梁照明の保守等を行っている。

橋梁304橋の内、架設後25年以上たったものは256橋ある。この橋梁の中には交通量の増大や車輛の大型化の影響によって劣化が進み、また現行の基準に適合しなくなったものも含まれている。

このように、急速に進む橋梁の高齢化と、これに伴う膨大な更新費用の発生に適切に対応していくために、平成21年3月に「橋梁の管理に関する中長期計画」が策定され、管内橋梁を長寿命化対策橋梁、一般管理対象橋梁、小橋梁の3つに区分し、戦略的な予防保全型管理を推進している。

今年度は、坪沢橋、氷川大橋、桧村橋、睦橋の長寿命化工事、秋川橋の橋脚補強工事ほか橋面舗装及び塗装等維持補修工事を行う。

イ 道路補修

(ア)＜路面補修＞ 管内の道路は、圏央道の開通による企業立地などで交通量の増大と通行車輛の大型化、重量化が進んでいる。特に管内には砕石類の生産工場や発生土受入れ指定地が数多く存在していることから、重車両の通行が多く路面の痛みが目立っている。

また、交通騒音や振動、歩道部の改善など沿道環境の向上の要請も多く、その改善策への対応が急がれている。

こうした背景から、路面補修では従来の車道を中心とした現状回復的な補修から、路面補修にあわせた歩道部の段差や勾配の改善、既設側溝上部の改修などにより、安全で快適な歩行空間の確保に積極的に取り組んでいる。また、交通騒音の激しい場所への低騒音舗装や降雨による水はね、水しぶきを抑制するための排水性舗装の採用など沿道環境の改善にも努めている。

今年度は国道、主要地方道を中心に延長11.5km、面積約83,579㎡の路面補修工事を予定している。

また、車道の舗装打換え等にあわせ、現道内の歩道拡幅や段差解消などの歩道改善を行っており、今年度は管内3箇所で行う予定である。

(イ)＜道路施設整備＞ 管内には、地形的な制約から設置された道路施設、トンネル39箇所、掘割道路7箇所、地下歩行者道13箇所、擁壁922箇所、組立歩道9箇所、栈道28箇所、道路排水対策上設置された調整池1箇所、排水場1箇所、および道路情報を伝える道路情報板40箇所、トンネル警報板12箇所、トンネル内AMラジオ再放送18箇所、道路監視設備(ITS)53箇所など道路の保全上必要な施設が設置されている。これらの施設には、経年劣化による補修や計画的な更新が必要となっているものもある。

戦略的な維持管理として、トンネルの予防保全型管理を推進している。今年度は室沢トンネルの補強・補修工事を行う。

ウ 道路災害防除

山岳道路の斜面管理については、昭和57年10月の国道411号奥多摩町川野地区における土砂崩落事故を契機として、斜面調査方法の手法を確立し、昭和59年に道路通行規制区間の斜面台帳整備、昭和60年には、道路通行規制区間外の斜面台帳を整備した。

以降5年毎に、山岳道路斜面定期点検調査(全路線、全斜面を対象)を実施し、台帳の更新を行っている。(平成26年度実施)(別表4-10, 4-11)

また、毎年行っている特別点検(I、IIランク対象)や、職員による日常パトロール、通常巡回等、常に山岳道路の安全管理に努めている。

なお、基準等については、平成6年6月に策定された「東京都山岳道路斜面防災保全策要領」が、平成8年2月の北海道豊浜トンネル岩盤崩壊事故や平成24年12月の中央道笹子トンネル崩落事故などを受け順次改定され、近年では平成26年3月に改定している。

現在、その斜面台帳に基づいて各斜面の対策工法を検討し、災害防除事業を実施して斜面管理を含めた山岳道路の管理を行っている。

施設の種類の種類は、モルタル吹付、ブロック積、落石防止網、落石防止柵、法枠、アンカー工、擁壁工などで、それぞれの斜面にあった工法を選んで施工しており、今年度は32箇所、(奥多摩周遊道路を除く)の災害防除事業を予定している。なお、施工される施設は道路区域外での工事も多く、平成11年度より、永久構造物を設置する区域については、用地の買収を行っている。

今後も優先順位を踏まえ、計画的に災害防除工事を実施し、道路の保全に努め

る。

エ 災害復旧

台風や集中豪雨等で一定基準を満たした異常気象が発生し、公共土木施設が一定規模以上（都道府県は120万円／個所以上）被災した場合は、国に対して公共土木施設の被害報告を提出し、復旧に要する必要経費を算定の上で国に負担の請求を行なう。国は被害の程度を確認し、被災の原因、復旧工事の概要など請求された内容が適正なものであるかの査定（災害査定）を実施する。

査定には所管省庁の査定官、立会官が現地に赴いて査定を行ない、国費として支給される内容が適正かどうかの確認を行なう。査定結果に基づき負担額が決定されると、災害復旧事業として復旧工事を行うことになる。

なお、採択基準に満たない場合には都単独の災害復旧として事業を実施することになる。

最近では、平成20年4月8日に都201号53斜面（あきる野市養沢地内）で発生した斜面崩落箇所を災害復旧事業（国庫補助対象）として実施した。

オ 交通安全施設整備（二種事業ほか）

交通環境の改善を図ることによる交通事故の防止と、交通需要に応じた道路附属物の設置により快適な交通の流れを確保するため、今年度は車道改良1箇所、区画線10,000m、標識169基、防護柵1,605m等を予定している。

架空線地中化事業は、平成15年度から主29号青梅市河辺町六丁目から同市東青梅四丁目間1,060mと、都181号青梅市新町四丁目から羽村市小作台一丁目間1,150mの2路線で事業に着手し、都181号は平成23年度に完了、主29号も平成24年度に完了した。新規路線として、平成24年度から主5号青梅市東青梅から同市野上町間1,300mと主29号福生市牛浜から同市本町間1,050mの2路線で事業に着手している。

また、平成26年度より、主29号福生市熊川から青梅市河辺町六丁目間7,878mで、自転車走行空間整備事業に着手している。

カ 山岳道路の管理

管理道路の約50％は、山間部に作られており、これらの道路では常に落石や斜面崩壊の危険をはらんでいると言っても過言ではない。

昭和51年7月国道411号奥多摩町室沢地内での崩壊、昭和57年10月奥多摩町川野地内の崩壊、平成3年8月奥多摩周遊道路の崩壊等大規模な土砂崩壊、最近では平成23年3月都道204号奥多摩町日原地内（燕岩）の落石（現在も一部

通行止め中)、平成23年9月国道411号青梅市友田町地内で崩壊、平成24年4月都204号奥多摩町日原地内で崩落、平成25年7月檜原村樋里地内で大規模な土砂崩壊が発生した。

また、台風や集中豪雨時には、各所に崩土や土砂の流出が起こり交通の遮断に至った例も多い。いずれも通行者の人命にかかわる問題であり、山岳道路は「山岳道路の日常管理要領」により管理に万全を期している。

キ 雪害対応

所では、降雪時における道路交通の安全を確保するため、毎年除雪シーズン前に地元の建設会社に除雪協力を依頼し、あらかじめ稼働可能な資機材や労力を把握するとともに、各協力会社の作業範囲を定め、迅速、適切な除雪活動を行う態勢を整えている。

平成26年2月の大雪では、西多摩地域の平野部で60cm、山間部の多いところで1mを超える記録的な積雪となり、倒木、雪崩など多数の被害が発生したほか、国道411号を含む12路線の都道が通行止めとなった。

このうち、積雪量の多かった奥多摩町や檜原村などの山間部では、大雪により集落が孤立し、町村の要請を受けた自衛隊や機動隊などと連携して昼夜を問わず除雪作業が行われた。

また、バス路線などを抱える市街地では、警察と連携して都道の通行止めを行い、複数の協力会社を投入して集中的に除雪を行うなど、早期の交通開放に貢献した。

表4-10 山岳道路斜面数量表

平成29年4月1日現在

路線名	山 岳 道 路 区 間			斜 面 数		
	対 象 区 間	地 点 標 (kp)	延 長 (km)	道 上	道 下	合 計
国 139 号	奥多摩町川野七久保～川野庄のさす	0.0～ 2.2	2.2	22	20	42
国 411 号	あきる野市牛沼飛鳥山～菅生中 青梅市友田町一丁目～御岳本町 奥多摩町川井丹縄～境水根沢 奥多摩町原大麦代～留浦堀端	6.4～11.6 11.8～28.6 29.0～44.6 45.1～53.4	45.9	201	150	351
主 28 号	青梅市根ヶ布一丁目～黒沢二丁目	2.6～ 4.0	1.4	6		6
主 29 号	あきる野市草花	12.1～12.4	0.3	1		1
主 31 号	日の出町大久野玉の内～あきる野市三内坂口 青梅市長淵五丁目～日の出町大久野玉の内	3.8～ 8.5 1.4～ 3.8	7.1	46	20	66
主 32 号	あきる野市高尾月木沢～五日市東入野	11.2～13.9	2.7	5	0	5
主 33 号	あきる野市戸倉山口～戸倉中山 檜原村下元郷～南郷上川乗	14.5～17.9 0.7～14.5	17.2	172	133	305
主 45 号	奥多摩町丹三郎坂下～奥多摩町海沢浜竹 奥多摩町海沢浜竹～青梅市柚木町三丁目	1.4～ 2.9 2.9～ 6.7	5.3	26	18	44
主 53 号	青梅市青梅森下～成木七丁目	0.1～10.8	10.7	64	5	69
主 61 号	あきる野市引田～高尾	0.0～2.0	2.0	5	1	6
都 176 号	あきる野市雨間南郷～八王子市戸吹町	4.1～ 4.5	0.4	5	2	7
都 184 号	奥多摩町氷川長畑～海沢上坂 青梅市御岳山 日の出町大久野三ツ沢～大久野新井	0.8～ 2.9 0.0～ 0.4 13.2～19.6	8.9	37	13	50
都 193 号	青梅市成木四丁目～沢井一丁目	2.6～10.5	7.9	55	12	67
都 194 号	青梅市成木二丁目～小曾木三丁目	0.3～ 1.3	1.0	12		12
都 201 号	あきる野市乙津落合～養沢上養沢 青梅市御岳山～御岳山二丁目	0.4～ 7.4 0.0～16.1	23.1	96	30	126
都 202 号	奥多摩町川井竹の花～大丹波南平 青梅市成木七丁目	5.1～ 6.5 -0.2～ 1.0	2.6	21	16	37
都 204 号	奥多摩町氷川栃久保～日原小川	0.6～10.8	10.2	97	78	175
都 205 号	檜原村本宿～藤原中組	11.2～21.7	10.5	98	80	178
都 206 号	檜原村数馬数馬上 檜原村数馬数馬上～人里南郷	18.9～19.7 19.8～28.2	9.2	114	79	193
都 238 号	青梅市和田町一丁目～梅郷一丁目	0.0～ 1.4	1.4	12	5	17
都 251 号	日の出町大久野	0.0～ 3.1	3.1	15	1	16
周遊道路	奥多摩町川野穴畑～檜原村数馬	0.1～18.9	18.8	196	150	346
合 計			191.6	1306	813	2119

表4－11

山岳斜面安定度評価集計表

平成29年4月1日現在

路 線 名	落 石 ラ ン ク			崩 壊 ラ ン ク			地 す べ り ラ ン ク			岩 盤 崩 壊 ラ ン ク			土 石 流 ラ ン ク			擁 壁 ラ ン ク			総 合 ラ ン ク			
	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	総計
国道139号	5	7	8	2	13	25	0	1	2	0	1	0	3	0	3	1	12	21	9	11	22	42
国道411号	23	84	41	21	87	156	0	1	0	1	3	1	9	14	2	6	129	167	52	147	152	351
主要地方道28号	1	1	1	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	6
主要地方道29号	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1
主要地方道31号	0	8	4	1	24	36	0	1	0	0	0	0	0	2	2	0	19	22	1	28	37	66
主要地方道32号	0	3	1	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	4	1	5
主要地方道33号	11	40	47	9	65	198	0	1	4	1	4	3	3	15	13	1	41	152	22	78	205	305
主要地方道45号	3	13	2	6	22	9	0	0	0	0	0	0	1	3	3	1	14	13	10	22	12	44
主要地方道53号	3	7	22	3	19	31	2	2	1	0	0	0	0	8	8	1	5	37	8	25	36	69
主要地方道61号	0	0	0	2	1	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	6
一般都道176号	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	2	0	1	5	1	7
一般都道184号	4	13	4	4	22	17	0	0	0	0	2	1	2	3	2	0	13	17	8	25	17	50
一般都道193号	1	17	10	4	21	29	0	2	0	0	1	0	1	9	2	1	13	34	7	34	26	67
一般都道194号	0	4	0	0	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	6	0	9	3	12
一般都道201号	10	57	18	11	94	12	1	1	0	0	5	0	1	8	1	0	31	26	19	97	10	126
一般都道202号	5	4	6	4	11	11	0	1	0	0	0	0	1	2	2	0	12	19	9	17	11	37
一般都道204号	43	37	8	37	102	26	0	0	0	19	14	0	8	5	0	3	71	63	66	93	16	175
一般都道205号	17	51	21	14	100	55	3	12	1	0	2	0	4	4	1	4	49	65	28	106	44	178
一般都道206号	6	46	25	11	81	72	0	0	2	0	1	1	5	11	4	1	56	88	22	94	77	193
一般都道238号	0	1	1	0	4	8	1	2	1	0	0	0	0	2	3	0	1	9	1	5	11	17
一般都道251号	3	2	2	4	2	3	0	0	0	0	0	0	2	3	3	0	4	3	6	5	5	16
奥多摩周遊道路	20	88	29	20	211	88	5	22	16	0	0	1	1	12	3	13	113	77	50	229	67	346
総 計	155	483	250	156	893	786	12	49	27	21	33	7	41	103	55	33	593	820	323	1,037	759	2,119

注： 1＝「対策が必要と判断される」

2＝「防災カルテを作成し対応する」

3＝「特に新たな対応を必要としない」

(ア) 日常点検及び異常気象時点検

土砂崩壊のメカニズムが明らかでない現状では、前兆となる斜面の変状や小規模な崩壊をいち早く発見することが大切である。

また、路上の落石を発見し早急に事故回避の処置をとることも重要である。

山岳道路の点検調査は「山岳道路の日常管理要領」にもとづき、下表のように行っている。

表4-12 山岳道路の点検調査

(山岳道路の日常管理要領による)

点検調査の名称	点 検 者	回 数	時 期	対 象 斜 面	点 検 方 法
日常点検 通常巡回	管理工区 直営巡回点検班	1回／3日 標 準	随 時 (月間作業計画作成時に定める)	(注意度ランク) 1・2・3	路上(車内)からの目視
定期巡回	同 上	2回／年 標 準	11月から3月までの間 (年間作業計画作成時に定める)	1・2	路上からの目視
特別巡回	同 上 及び 高度な専門的判断を要する場合委託	その都度	定期巡回で発見された異常時	異常箇所	路上から把握できない箇所について必要において決定
異常気象時巡回 (通行規制解除の点検も同じ)	定期巡回に準ずる	その都度	異常気象時に災害の発生及び発生の恐れがある時	全斜面	路上(車内)からの目視

(イ) 異常気象時における道路通行規制

豪雨、積雪、地震等の異常気象時に山岳道路の通行が危険であると認められる場合は、「道路通行規制要領」に基づき通行規制を行い事故の回避を図っている。

① 豪雨時の通行規制

大雨の際、道路及び周辺の状況から、土砂崩れ等の災害が発生する恐れが著しい箇所を含む相当区間を規制区間として以下のように定めている。

表4-13 豪雨時の道路通行規制基準

区 分	通 行 注 意	通 行 規 制
		全面通行止
連続降雨量	80mm	140mm (80mm)

()は奥多摩周遊道路

注：規制基準値に達しない場合でも、落石・土砂崩れ等が予想されるときは、一部片側規制または、全面通行止等の措置をする。

表4-14 豪雨時の道路通行規制区間

路 線 名 (通称道路名)	道路延長(km)	規 制 区 間
一 般 国 道 139号	2.3	奥多摩町川野(三頭橋西)～都県境東
一 般 国 道 411号 (青 梅 街 道)	5.1	奥多摩町小丹波(古里附橋西) ～奥多摩町氷川(新氷川トンネル西)
	12.6	奥多摩町境(檜村橋東) ～奥多摩町留浦(鴨沢橋東)
主 要 地 方 道 33号 (檜 原 街 道)	17.4	あきる野市戸倉(すぎの子地下道東) ～都県境(栗坂トンネル南)
一 般 都 道 201号	7.2	あきる野市十里木(落合橋南) ～あきる野市上養沢(柿平橋東)
一 般 都 道 204号 (日 原 街 道)	10.0	奥多摩町氷川(根元神社北) ～奥多摩町日原(日原終点)
一 般 都 道 205号	9.6	檜原村本宿(檜原小学校前) ～檜原村藤原(除毛橋西)
一 般 都 道 206号 (檜 原 街 道)	8.5	檜原村上川乗(南秋川橋北) ～檜原村数馬(九頭龍橋西)
一 般 都 道 206号 (奥 多 摩 周 遊 道 路)	19.7	奥多摩町川野(三頭橋東) ～檜原村数馬(九頭龍橋西)
合 計	92.4	

通行規制区間図 道路注：太線部分



② 豪雪時の通行規制

大雪の際、道路及び周辺の斜面の状況から、積雪時に雪崩等が発生する恐れが著しい箇所を含む相当区間を規制区間として、一定の条件に達した場合は、通行止めの措置を行う。

豪雪時の道路通行規制基準

指標となる箇所の積雪量が概ね30cmに達したとき。

表4-15 豪雪時の道路通行規制区間

路線名 (通称道路名)	道路延長(km)	規制区間	指標となる箇所
国道411号 (青梅街道)	12.6	奥多摩町境(檜村橋東) ～奥多摩町留浦(鴨沢橋東)	桃が沢トンネル 麦山橋 女の湯トンネル 竹の花トンネル付近
国道139号	2.3	奥多摩町川野(三頭橋西) ～都県境東	桃が沢トンネル 麦山橋 女の湯トンネル 竹の花トンネル付近
都道204号 (日原街道)	10.0	奥多摩町氷川(根元神社北) ～奥多摩町日原(日原終点)	8上斜面

(ウ) 道路情報の提供

管内42箇所に道路情報板を設置し、刻々と変化する気象や道路状況を正確に把握して、種々の規制や注意等の最新情報を道路利用者に提供している。

これらの最新情報を早急に提供することにより、道路利用者は山岳道路等を安全に走行することができるようになった。

昭和61年から設置された道路情報板は、当初は固定項目のみの情報提供であったが、近年の技術開発により絵柄も自由に表示できるようになり、視認性の良い道路情報板に改良されている。



交通安全施設事業(道路情報提供装置)
「主要地方道第33号上野原あきる野線」
(檜原村南郷地内)

(エ) その他

産業労働局からの受託事業として、歩行者用の観光案内標識設置事業を実施している。この事業は、外国人旅行者や障害者、高齢者が安心して東京の観光を楽しむようにするため、ピクトグラム(絵文字)や外国語で表記した観光案内標識を設置することにより観光振興に寄与することを目的としている。西多摩地域について、景観に配慮したサイン整備として多摩産材を活用した案内標識を設置している。



バリアフリーに配慮した歩行者系道路標識(地図標識)
平成21年3月完成

表4－16 事業費科目別執行実績・予定額調書

(単位:千円)

科 目			平成27年度 執行実績額	平成28年度 執行実績額	平成29年度 執行予定額	備 考	
道路 維持 費	道 路 維 持	工 事 請 負 費	467,518	400,431	443,433		
		委 託 料	588,040	606,245	518,672		
	街 路 樹 維 持 (公 園 緑 地 部)	小 計	1,055,558	1,006,676	962,105		
		工 事 請 負 費	14,259	17,268	18,007		
		委 託 料	189,023	206,869	244,794		
		小 計	203,282	224,137	262,801		
			計	1,258,840	1,230,813	1,224,906	
橋 梁 維 持 費	工 事 請 負 費		238,193	293,654	291,400		
	委 託 料		10,053	11,216	13,500		
	計		248,246	304,870	304,900		
道 路 災 害 防 除 費	工事請負費(公 共)		808,812	196,631	625,000		
	工事請負費(単 独)		1,043,142	1,191,447	1,468,950		
	用 地 ・ 補 償 費		5,861	69	3,787		
	委 託 料 ・ 他		289,093	255,894	484,000		
	計		2,146,908	1,644,041	2,581,737		
道 路 補 修 費	路 面 補 修	工事請負費(公 共)	54,307	7,800	4,500		
		工事請負費(単 独)	1,484,663	1,358,015	1,522,500		
		委 託 料	33,307	21,740	32,000		
		小 計	1,572,277	1,387,555	1,559,000		
	道 路 施 設 整 備	工 事 請 負 費	335,236	294,298	551,200		
		委 託 料	39,295	50,457	190,000		
		小 計	374,531	344,755	741,200		
	緑 地 整 備 (公 園 緑 地 部)	工 事 請 負 費	55,520	3,778	35,800		
		委 託 料	19,677	17,093	9,900		
		小 計	75,197	20,871	45,700		
	流 域 貯 留 施 設	工 事 請 負 費	0	0	0		
		小 計	0	0	0		
		排 水 工 整 備	工 事 請 負 費	0	0	0	
			小 計	0	0	0	
			計	2,022,005	1,753,181	2,345,900	
交 通 安 全 施 設 費	架 空 線 地 中 化	工事請負費(公 共)	29,052	31,489	0		
		工事請負費(単 独)	19,524	21,069	5,000		
		委託・その他(公 共)	77,627	325,191	86,000		
		委託・その他(単 独)	14,914	27,745	197,150		
		小 計	141,117	405,494	288,150		
	二 種 事 業	工事請負費(公 共)	13,572	11,737	13,000		
		工事請負費(単 独)	304,407	155,010	341,280		
		委 託 料	11,188	15,778	37,000		
		小 計	329,167	182,525	391,280		
		計	470,284	588,019	679,430		
橋 梁 整 備 費	工事請負費(公 共)		302,180	95,000	235,000		
	工事請負費(単 独)		1,062,687	1,316,665	405,000		
	委 託 料		33,933	81,532	105,000		
	計		1,398,800	1,493,197	745,000		
道 路 災 害 復 旧 費	工事請負費(公 共)		0	0	0		
	工事請負費(単 独)		0	0	0		
	委 託 料		0	0	0		
	計		0	0	0		
合 計		7,545,083	7,014,121	7,881,873			

表4-17

昭和60年度実績額を100とした場合の年度別執行実績額の百分比 (単位:千円)

昭和60年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度
1,804,518	3,993,692	4,553,255	5,357,545	4,649,794
100	221.3	252.3	296.9	257.7

平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
4,446,199	4,179,716	4,465,399	4,465,399	4,346,653
246.4	231.6	263.8	247.5	240.9

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
4,403,845	3,401,478	3,222,254	3,236,879	3,587,517
244.0	188.5	178.6	179.4	198.8

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
3,335,568	2,620,897	2,816,756	3,575,395	3,704,806
184.8	145.2	156.1	198.1	205.3

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
4,840,492	4,986,955	4,579,044	4,888,255	4,807,630
268.2	276.4	253.8	270.9	266.4

平成26年度	平成27年度	平成28年度
6,621,727	7,545,083	7,014,121
366.9	418.1	388.7

(3) 奥多摩周遊道路の維持管理

奥多摩周遊道路は、奥多摩町と檜原村を南北に結ぶ一般都道川野上川乗線(第206号)の一部区間である。その前身である奥多摩有料道路は、昭和48年4月26日に東京都で初めての有料道路として供用開始した。

かつてこの地域には、両町村を連絡する自動車の通行可能な道路がなかったため、奥多摩有料道路の開通により相互交流が図られ、産業や地域の開発・発展に大きく寄与してきた。その後、建設費の償還がほぼ終わったこと、沿道に都民の森、山のふるさと村が開園したことなどから、利用者の負担を軽減するため平成2年4月1日より無料化し、道路名称を「奥多摩周遊道路」に変更した。(H26.2 通称道路名正式決定)

奥多摩周遊道路(以下「周遊道路」という。)は、多摩川、秋川両水系が深く刻みこんだ山岳地帯を通り、延長19.7km、標高は535mから1,146m(都道最高地点)で、全線にわたり急勾配で大きく蛇行している山岳道路となっている。

このため、気温、降雨、積雪状況等は、位置や標高により大きく異なり、厳しい自然環境に対応した維持管理業務は多岐にわたっている。融雪期、降雨期における法面、落石対策、夏から秋かけての台風シーズンにおける排水路等の維持管理、さらには冬期における除雪対応や路面凍結によるスリップ防止対策等、道路の安全確保に向けて、1年を通して維持管理業務の徹底、充実に努めている。

周遊道路は国道の迂回路として災害時には無くてはならない重要な路線である。平成26年2月14日の豪雪では、国道411号や139号は19日間(2月14日～3月5日)、周遊道路は49日間(2月8日～3月28日)の通行止め規制を行うなど、交通機関やライフラインに大きな影響を与えることとなった。奥多摩出張所では、新たにより高い除雪能力と走破性能を備えた新型除雪車を導入するなど除雪体制の強化を図り、できる限り早めの交通開放に努めている。



除雪作業
「奥多摩周遊道路」
平成26年3月撮影



新型除雪車による除雪作業
「奥多摩周遊道路」
平成27年4月撮影

また、特徴としては、延長19.7km、標準幅員8.1mにもかかわらず、急峻な法面を多く抱えていることから道路敷面積は約74万㎡にも達している。そのため、道路災害防除事業として、老朽化したモルタル及び法面崩壊、落石等の対策を危険度の高い箇所から優先的に実施している。事業実施に際しては、現場打ち法枠、グラウンドアンカー及び落石防止柵等により法面防護するとともに、環境面にも配慮して種子吹付け等による法面緑化等を行っている。

さらに、周遊道路内には11橋の橋梁があり、架設から50年近くが経過し、冬期の融雪剤散布や厳しい自然環境にさらされ損傷が進んできている。このため、平成21年3月に策定された「橋梁の管理に関する中長期計画」に基づき、計画的な維持補修を行うことにより、橋梁の予防保全型管理を推進していく。

そのほか、急カーブ、急勾配という道路線形の特徴から交通事故が多く発生し、2輪車の転倒事故が多発している。このため、交通安全施設事業として、警告板設置やすべり止め舗装、防護柵のランクアップ等を行っている。

また、近年の自転車競技の人気の高まりを受け、平成25年9月に東京国体（スポーツ祭東京2013）の自転車ロードレースや毎年2回のヒルクライムレース（奥多摩ステージ、檜原ステージ）が開催されている。こうした背景を受け、交通量が急増している自転車の安全対策の検討に着手している。

今後も多様化する利用者に対し、より一層親しまれる「奥多摩周遊道路」となるよう、適切な維持管理を行い、利便性の向上や安全の確保に努めて行く。



ヒルクライムレース（奥多摩ステージ）
「風張峠ゴール地点」
平成27年7月26日



安全施設事業（すべり止め舗装）
「奥多摩周遊道路 3.3kp付近」
平成29年8月撮影（完了）

表4-18 奥多摩周遊道路(旧奥多摩有料道路)供用状況(年度別)

	供用日数	閉鎖日数	内訳			
			土砂崩壊	降雪・凍結	その他	
昭和48年度	(注1) 278	62	13	48	1	大雨
49	219	146	83	63	0	
50	341	25	5	16	4	工事
51	(注2) 336	29	0	28	1	大雨
52	329	36	8	28	0	
53	(注3) 321	44	18	26	0	
54	343	23	4	19	0	
55	348	17	0	17	0	
56	329	36	12	24	0	
57	(注4) 213	152	122	30	0	
58	291	75	5	62	8	台風4・工事4
59	(注5) 293	72	22	32	18	落石
60	305	60	0	47	13	落石
61	329	36	10	24	2	大雨
62	343	23	0	23	0	
63	320	45	26	19	0	
平成元年度	343	22	5	16	1	大雨
2	(注6) 361	4	0	1	3	大雨
3	(注7) 137	229	229	0	0	
4	318	(注8) 47	41	6	0	
5	361	4	0	3	1	大雨
6	365	0	0	0	0	
7	363	3	0	0	3	台風2・工事1
8	364	1	0	0	1	台風
9	345	20	0	19	1	台風
10	360	5	0	2	3	台風
11	364	2	0	1	1	大雨
12	355	10	0	9	1	大雨
13	354	11	0	7	4	台風
14	341	24	0	22	2	台風
15	108	(注9) 258	255	3	0	
16	350	15	0	12	3	台風等
17	351	14	0	12	2	台風等
18	360	5	0	2	3	台風等
19	339	27	0	23	4	大雨
20	349	16	0	15	1	大雨
21	330	35	0	34	1	大雨
22	340	25	0	24	1	大雨
23	325	41	0	33	8	台風等
24	335	30	0	26	4	大雨等
25	289	76	0	73	3	大雨等
26	330	35	0	31	4	大雨等
27	332	34	0	30	4	大雨等
28	342	23	0	21	2	大雨
計	14,149	1,897	858	931	108	

(注1) S48.0426供用開始 (注2) 無料開放11日を含む (注3) 無料開放2日及び10時閉鎖の1日を含む (注4) (注5) 無料開放1日を含む (注6) H02.04.01より無料化 (注7) 三頭橋～山のふるさと村間の供用日数は334日 (注8) 三頭橋～山のふるさと村間の夜間通行止めを含む (注9) 49上斜面崩落

表 4－19 奥多摩周遊道路事業費調書

(単位：千円)

科 目		平成28年度 執行実績額	平成29年度 執行予定額	備 考
道路災害防除費	工事	612,172	648,000	
	委託	75,083	144,200	
	計	687,255	792,200	
橋梁整備費	工事	0	0	
	委託	5,400	15,000	
	計	5,400	15,000	
橋梁維持費	工事	68,705	2,000	
	委託	0	500	
	計	68,705	2,500	
道路維持費	工事	30,387	36,971	
	委託	110,541	86,726	
	計	140,928	123,697	
道路補修費 (路面補修)	工事	125,831	147,000	
	委託	1,242	5,000	
	計	127,073	152,000	
道路補修費 (道路施設整備)	工事	0	2,000	
	委託	2,571	0	
	計	2,571	2,000	
交通安全施設費	工事	51,279	68,480	
	委託	2,484	5,000	
	計	53,763	73,480	
道路災害復旧費	工事	0	0	
	委託	0	0	
	計	0	0	
合 計		1,085,695	1,160,877	

3 道路の整備

(1) 概 要

市街化が進む東部地域においては、幹線道路整備として都市計画道路の整備を進めるとともに、地域幹線道路全般についても、拡幅及び線形改良・交差点改良等の整備を進めている。

また、山岳部道路においては、幅員狭小部、急曲線部の解消に向け各路線の整備を進め、大型車(バスを含む)の通行する道路を最重点として整備を行っている。

本年度、事業を施行中のものは、道路整備事業として22箇所、街路整備事業として5箇所、交通安全施設事業(歩道設置事業、交差点改良事業等)、無電柱化事業として21箇所、橋梁整備事業として2箇所がある。

(2) 道路・街路・交通安全施設事業

〈道路・街路整備事業〉

当所管内は、東部の市街地と西部の山岳部から成る変化の多い地域を擁している。

このため、道路・街路の整備にあたっては、次のような配慮・検討を行い、事業を進めている。

(ア)市街地の都市計画区域においては、道路・街路の事業を都市計画に基づき施行しており、同一地区で施行される区画整理事業、下水道事業などとの積極的な計画調整に配慮する。

(イ)道路整備に際し、市街地においては沿道環境保全対策、山岳部においては自然環境の保全と調和の対策が強く求められていることから、計画から施工にいたるまでの十分な検討と配慮を行う。

(ウ)山岳部の道路整備に際しては、山腹からの崩土や落石に対する防護方法など、工事中及び完成後において障害が生じないように、将来管理面までの検討と、安全対策に対する十分な配慮を行う。

〈交通安全施設事業(歩道設置事業、交差点改良事業等)〉

この事業は、歩行者の安全を確保するとともに、車両の円滑で安全な走行を確保するため、歩道、自転車歩行者道等の設置及び交差点改良、視距改良、バスベイの設置、踏切改良等を行うものである。

特に交差点改良については、平成6年度に「交差点すいすいプラン100」事業（体系的交差点改良計画）を策定、平成17年度に第2次計画を策定、さらに平成27年度には第3次計画を策定し、交差点における慢性的な交通渋滞の早期解消に向けて重点的に整備を進めている。

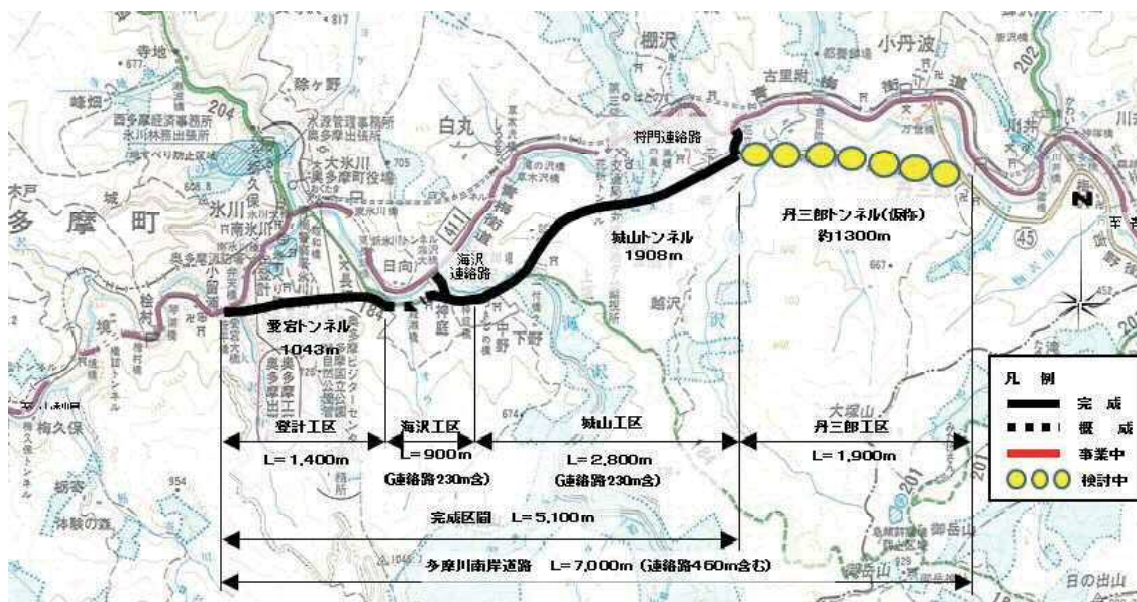
管内の歩道の整備状況は、主要路線でその大半が設置されているものの、幅員1.0m程度の狭小な区間も相当ある。このため、近年の交通量の増加に伴う、歩行者や自転車通行の安全を確保するため整備を進めている。今後、新たに計画する歩道については、幅員2.5m以上の確保に努める。

(2)－1 主な道路事業

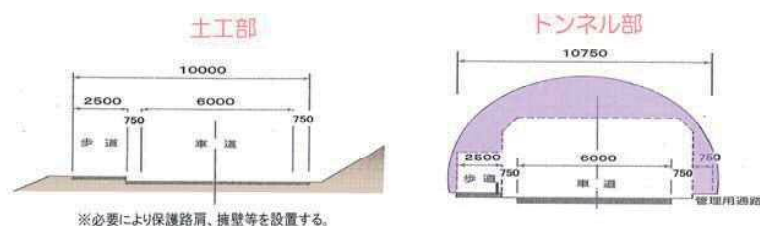
(ア)多摩川南岸道路(主45号奥多摩青梅線・都184号奥多摩あきる野線)

本路線は、防災・交通混雑の緩和及び生活基盤を整備するため、多摩川南岸の奥多摩町丹三郎地区から氷川の西、小留浦地区の約7kmの区間を国道411号(青梅街道)のバイパスとして整備する事業である。

多摩川南岸道路全体図



標準断面図(城山区)



用地取得は、海沢工区を平成3年度に、登計工区を平成5年度に着手した。

工事は、平成5年度に海沢工区、6年度に登計工区の一部を着手し、登計工区のアウタートンネル(1,043m)、アウター大橋(104m)は、平成13年5月に交通開放した。

平成15年4月には海沢連絡路が完成し、城山区が完成するまでの間、アウター大橋・アウタートンネルと一体となり、防災・交通混雑緩和に寄与していた。

城山区は、城山トンネル(1,908m)が平成22年度に着手し、平成25年3月に貫通した。その後、トンネル設備工事や建築工事、街築工事等を行い、平成27年5

月に交通開放した。

残る丹三郎工区については、事業化へ向けて調査等を行う。

なお、本路線については、『都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～（平成28年12月）』において、土砂崩れ等による道路の寸断や集落の孤立を防ぐため、整備を推進する路線として位置づけられている。



（将門大橋と城山トンネル坑口）



（将門連絡路）

(イ)秋川南岸道路(主33号 上野原あきる野線)

本路線は、西多摩地域南部の檜原村本宿からあきる野市牛沼間を東西に結ぶ約14.5kmの幹線道路であり、檜原街道及び五日市街道の代替ルートとして地域の防災性の向上、観光シーズン時の交通渋滞の緩和や地域経済の活性化を図ること等を目的とした道路である。

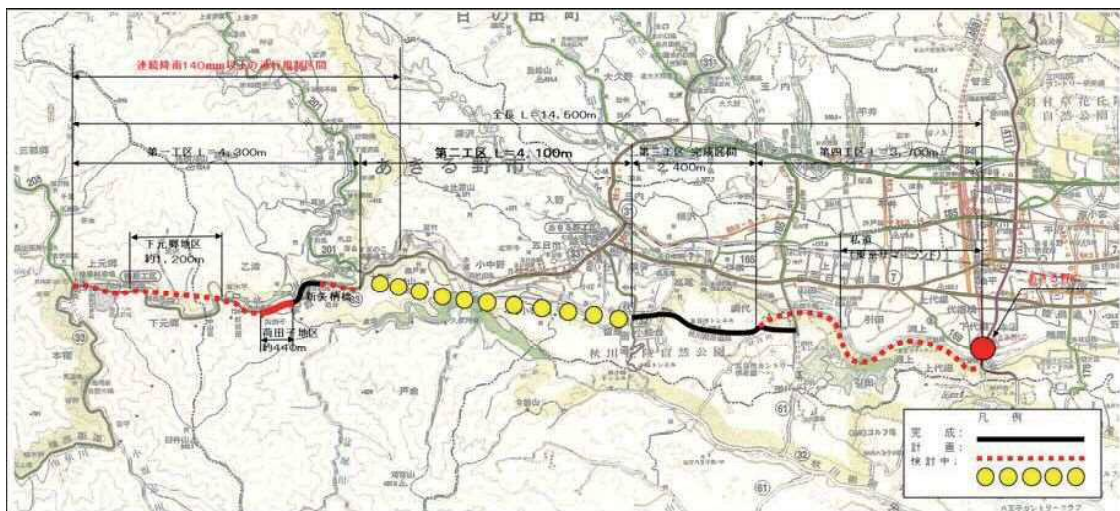
全体計画のうち、第三工区(あきる野市留原～網代間 延長2,400m)については、平成20年3月に完成。これにより、留原側の主32号(秋川街道)から網代側の主61号(網代トンネル北交差点)までが開通した。

第一工区は、檜原村本宿の橘橋交差点からあきる野市戸倉の十里木交差点手前までの延長約4,300mの区間について、平成23年度にルート決定した。荷田子地区の約440mについて、平成26年度に事業化し、今年度も引き続き、用地取得を行う。残る区間についても、早期事業化に向けた調査等を進める。

第四工区は、新滝山街道が平成25年3月に全線開通したことにより早期整備が必要であり、あきる野市網代の第三工区終点からあきる野市牛沼の国道411号線のサマーランド前交差点までの延長約3,700mの区間について、サマーランド沿いの道路を活用したルートを検討している。

なお、本路線についても、『都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～(平成28年12月)』において、整備を推進する路線として位置づけられている。

秋川南岸道路全体図



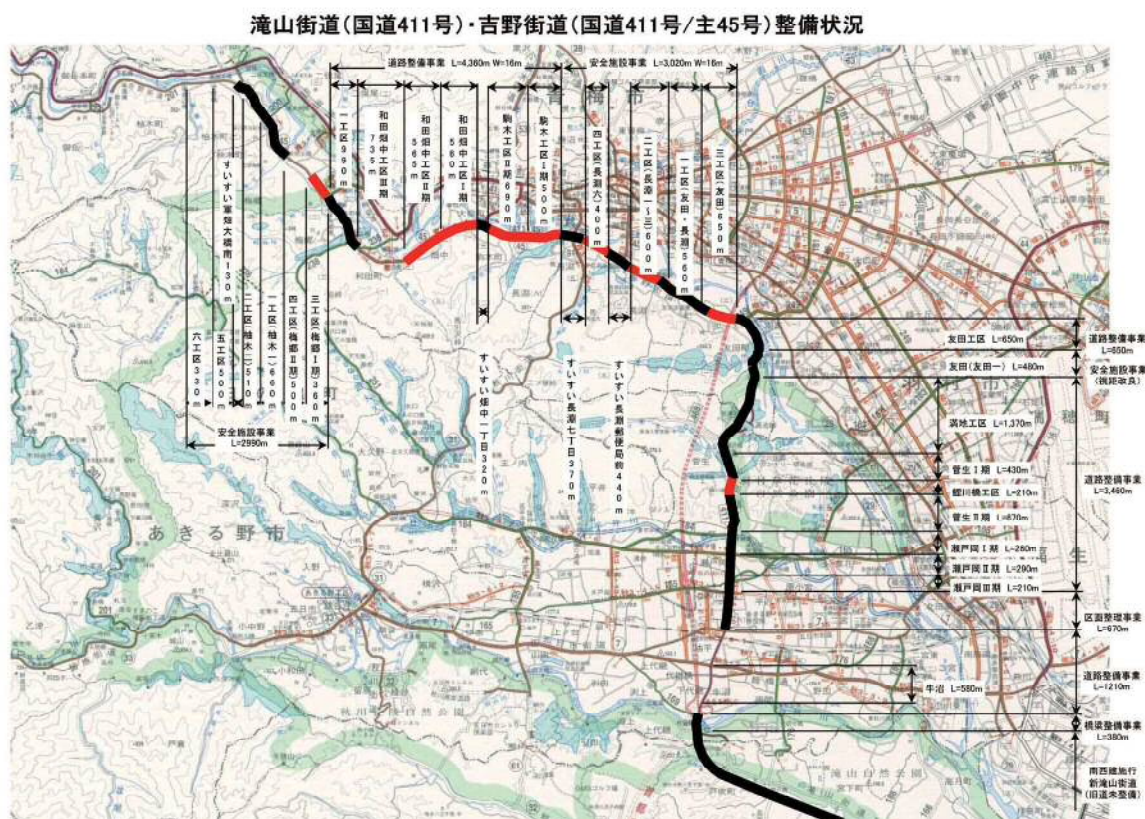
(ウ)国道411号(圏央道あきる野IC～万年橋)・主45号

国道411号は、指定区間外として東京都が管理・整備を行っている。現在、あきる野市内の菅生地区(滝山街道)、青梅市内の友田1丁目地区(滝山街道)、友田2～5丁目地区・長淵1～3丁目地区(吉野街道)及び駒木町地区・和田畑中地区(吉野街道)において道路整備事業・交通安全施設事業により重点的整備を進めている。

今年度も引き続き、鯉川橋付近の事業化に向けた調査検討を進める。

友田1丁目地区は、平成15年度から安全施設事業(視距改良)で事業に着手し、平成29年1月延長480mの整備が完了した。友田2～5丁目地区(自歩道)では、平成15年度から用地取得に着手し、平成19年度までに西側220mの区間が完成した。今年度は、残る東側360m区間の用地取得を引き続き進める。長淵1～3地区(自歩道)では、その3区間の用地取得を引き続き進める。長淵6丁目では、平成26年度までに延長400mのうち250mの歩道設置工事を実施した。今年度は、残る区間の用地取得を進めていく。

なお、都道249号(友田交差点)から西側(吉野街道)は、都市計画決定されている幅員16mで整備を行っている。

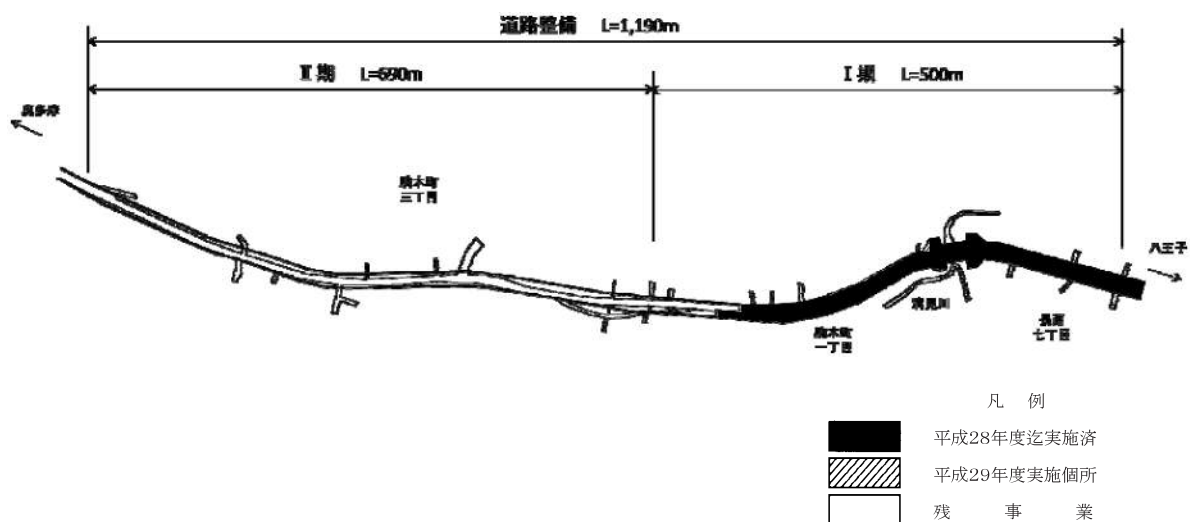


(ウ)-① 国道411号(青梅市駒木町)

本路線は、狭小橋梁(凱旋橋)の拡幅整備、凱旋橋前後の急カーブ改善と青梅市立二小、二中通学路の歩道整備を目的に、Ⅰ期事業は、青梅市長淵七丁目から同市駒木町一丁目まで約500mを整備する事業である。

平成17年度より用地取得を開始し、平成21年度より凱旋橋の架け替え工事に着手した。平成27年度は、凱旋橋西側の舗装工事を実施した。

また、西側区間(Ⅱ期)の約690mについては、平成25年度に事業認可を取得した。今年度は昨年度に引き続き、用地取得を進めていく。



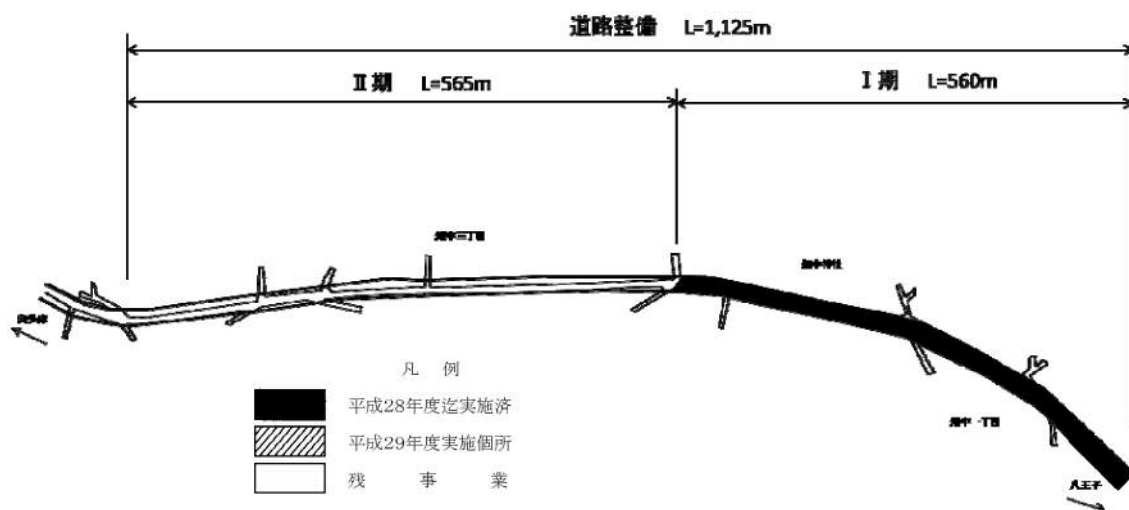
(整備が完了した凱旋橋付近)

(ウ)-② 主45号(吉野街道:和田畑中)

青梅市畑中一丁目交差点で国道411号から分岐する主45号吉野街道は、奥多摩町古里まで国道411号のバイパス機能を有する主要路線である。整備予定区間約1.9kmの内、すいすいプランで完成した畑中一丁目交差点西側約560mについてはⅠ期事業として、平成17年度に用地取得に着手した。

平成28年度はⅠ期残区間の街築及び電線共同工事を実施した。

また、西側区間(Ⅱ期)の約565mについては、平成25年度に事業認可を取得した。今年度は昨年度に引き続き、用地取得を進めていく。

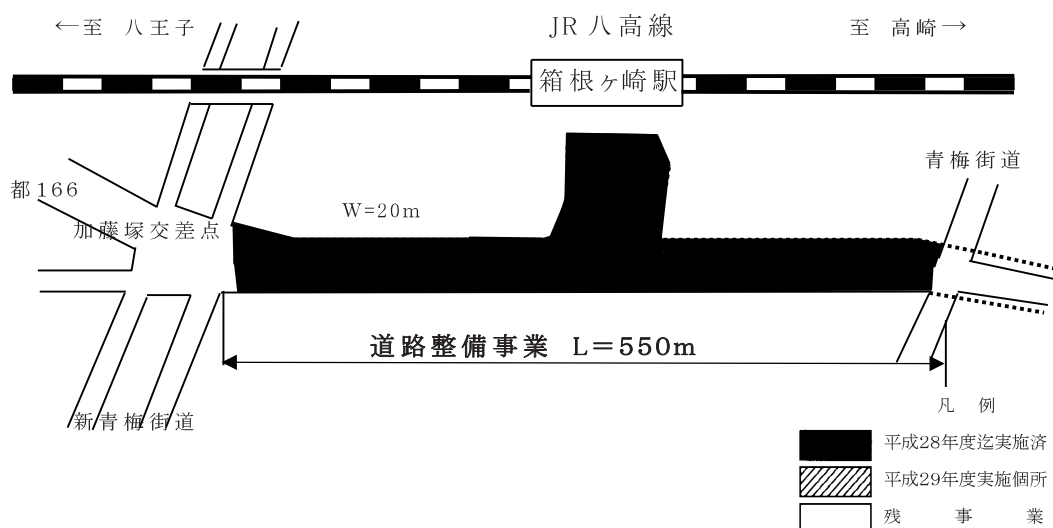


整備が完了したⅠ期区間

(エ) 瑞穂あきる野八王子線(都166号)

本路線は、JR 八高線箱根ヶ崎駅の東にあり、国道16号瑞穂バイパスの整備に伴い都道移管された箇所であり、瑞穂町の中心にあることから整備要望の強い路線である。

平成28年度は、引込連携管施工後に東側の歩道復旧工事を実施し、完了した。

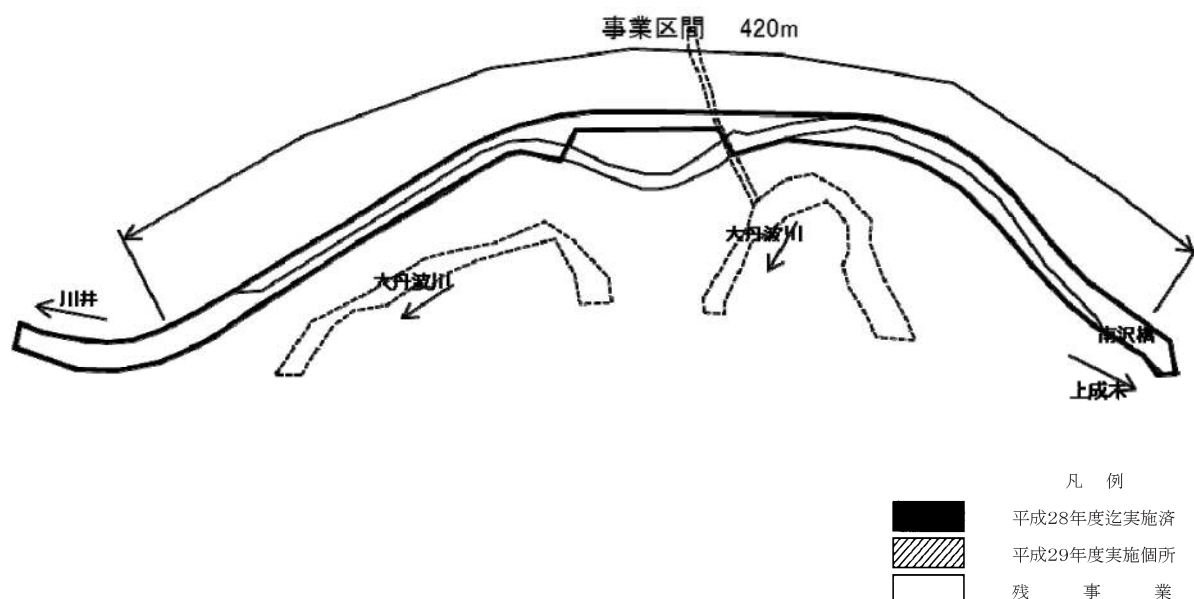


(オ) 上成木川井線(都202号)

本路線のうち、奥多摩町大丹波地内において狭隘な道路を整備するものであり、平成25年度に事業説明会を実施した。

平成27年度に道路区域変更を行い、用地取得に着手した。

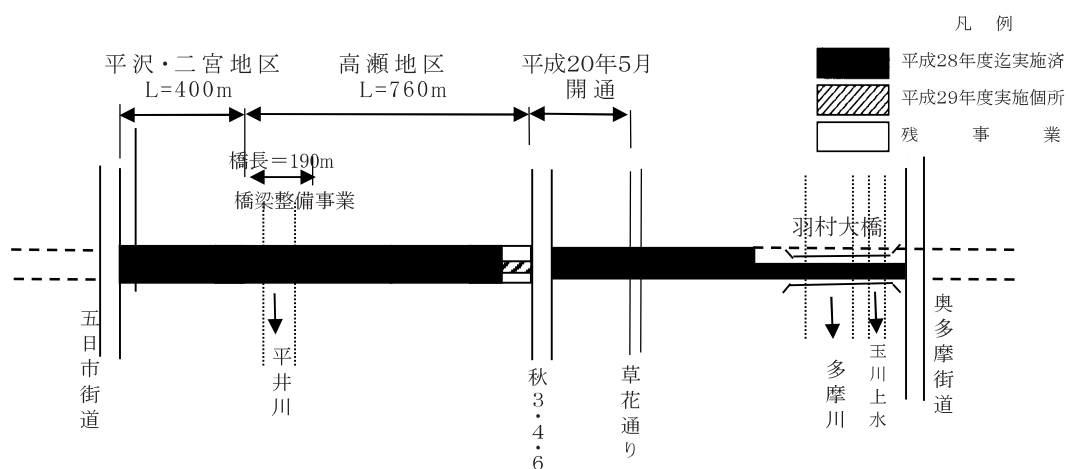
今年度は昨年度に引き続き、用地取得を進めていく。



(カ)あきる野羽村線(都250号)

本路線は、あきる野市の五日市街道と羽村市の奥多摩街道を連絡する新設道路で、あきる野市内は秋多3・3・9号として、羽村市内は福生3・4・12号として都市計画決定されている。奥多摩街道から草花通り(市道)までは昭和50年に開通、平成20年5月に草花通りから秋多3・4・6までが開通した。

今年度は、引き続き高瀬地区の用地取得を進める。なお、平井川等を跨ぐ橋梁整備は工事第二課が所管している。



(キ)国道411号(奥多摩町)

奥多摩町管内の国道411号(青梅街道)については、小河内ダム建設時に工事道路として建設され現在に至っている。

そのため、トンネル部は建築限界が不足しバス等の大型車の通行に支障をきたしており、また、明かり部については急峻な地形から斜面の管理に課題が多い。

平成15年に奥多摩町原地内において斜面が崩落、平成18年5月16日に奥多摩町境地内において約40mの石積擁壁、平成19年4月12日惣岳トンネル入口で斜面が崩落した。このように、常に崩落、落石等の災害が想定されていることから、道路改修計画の策定に向け平成16年度から進め、平成19年度に整備基本方針を作成し、平成20年度より設計等整備に向けての検討に入っている。

平成29年度は、整備に向けての検討を引き続き進める。

国道411号（奥多摩町）概要図



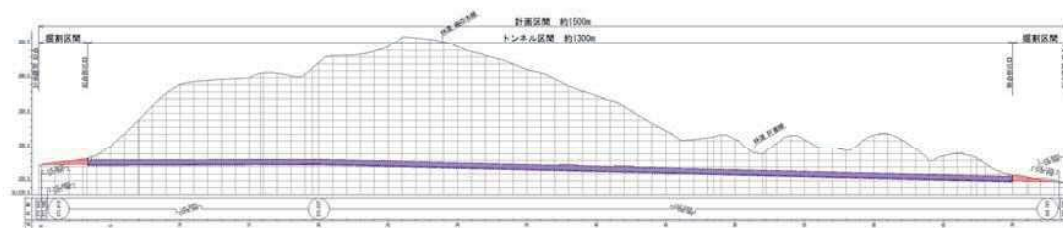
(ク)大久野青梅線（都238号） うめがた梅ヶ谷トンネル(仮称)

本事業は、日の出町と青梅市を結ぶ新たな道路を整備することにより、行き止まり道路となっている都道184号線沿道地域の孤立化防止や、都道251号の災害時の迂回ルートを確保し、地域の防災性の向上を図るものである。

道路延長は約1500mで、うち約1300mがトンネル構造となる計画である。平成27年度に事業化し、用地取得を進めており、今年度は、トンネル工事の契約を予定している。

なお、本路線についても、『都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～（平成28年12月）』において、整備を推進する路線として位置づけられている。

うめがた梅ヶ谷トンネル(仮称)整備計画図



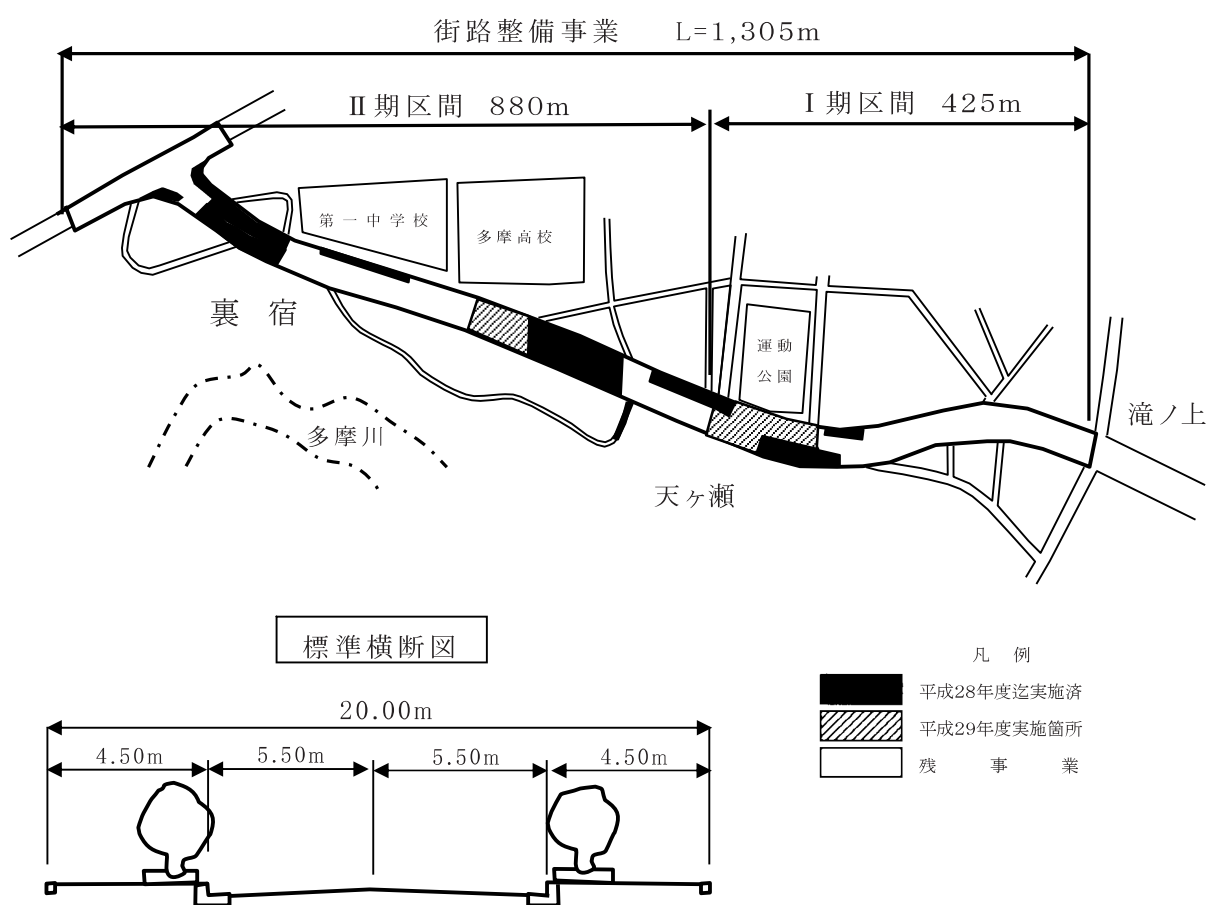
(2)－2 主な街路事業

(ア) 青梅3・4・4号(主5号・国道411号)

青梅街道は、青梅市滝ノ上町国道411号まで整備が完了しているが、国道411号から西側の青梅3・4・4号が未整備のため北側の青梅街道の負担が大きく、交通安全や商店街の振興を図るため本路線の整備が急務となっている。

平成15年度に滝ノ上町から天ヶ瀬町のⅠ期区間425mの都市計画事業の認可を取得した。引き続き、平成17年度には、日向和田一丁目までのⅡ期区間880mの認可を取得し、用地取得の促進を図っている。本事業箇所は大部分が新設道路となるため、用地取得に際し現在地での生活を希望される関係者が多く、青梅市の協力を得て代替地の確保に努めている。また、高低差のある地形のため道路構造にセパレート区間を採用した。

平成29年度も引き続き、天ヶ瀬地区・裏宿地区において街築及び電線共同溝設置工事を実施する予定である。



(イ)秋多3・4・6号(都184号, 165号)

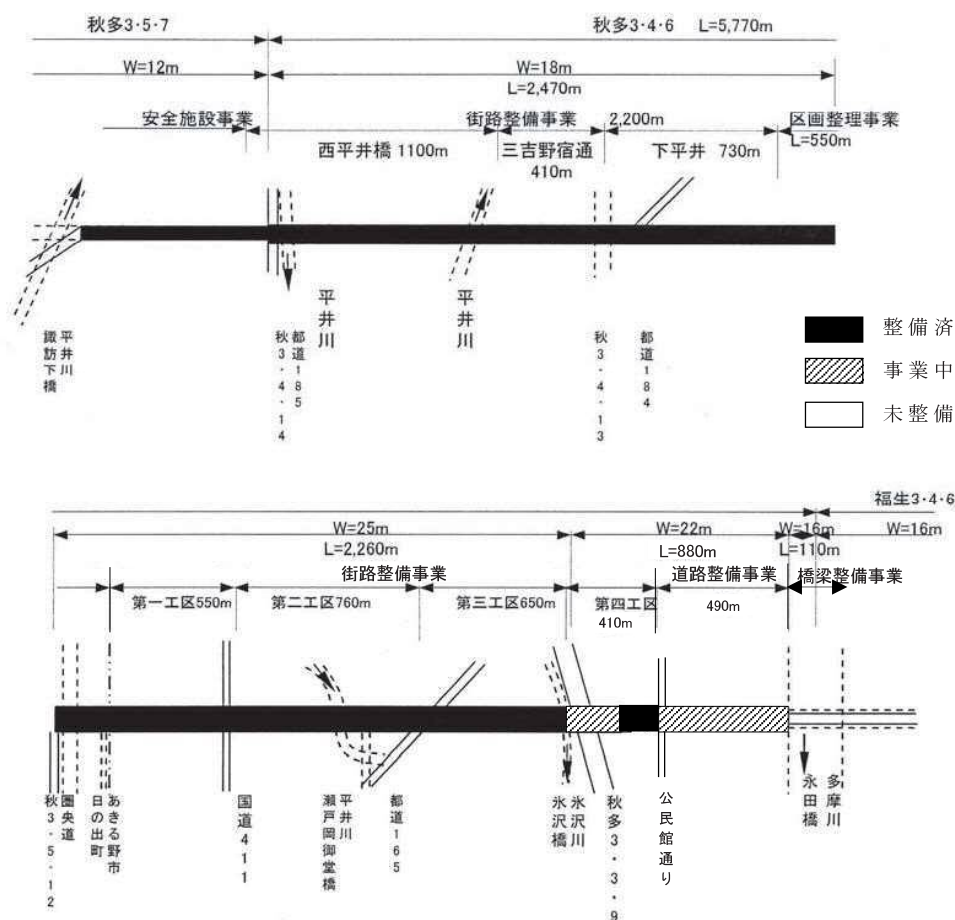
本路線は、五日市街道とともに秋川流域の幹線道路であり、圏央道のアクセス道路として事業を進めている。日の出町落合・狩宿地区は交通安全施設事業として、また西平井橋からあきる野市草花地区の公民館通り(市道)までの区間については、街路整備事業として、公民館通りから永田橋までは道路整備事業として工事第二課が整備している。

このうち、国道411号から西側の区間については、平成12年度に完成し平成13年5月に交通開放した。また、国道411号から秋多3・3・9号線までの約1,400m区間については、平成14年度に完成し、平成15年4月に交通開放した。

この路線は、圏央道日の出インター付近から秋多3・3・9号線までの約2.3km区間について、4車線道路として環境アセスメントの手続きを行っており(平成3年評価書提出)、平成18年3月事後調査報告書(工事の完了後)を提出した。

現在事業中の第四工区の整備状況については、次頁のとおりである。

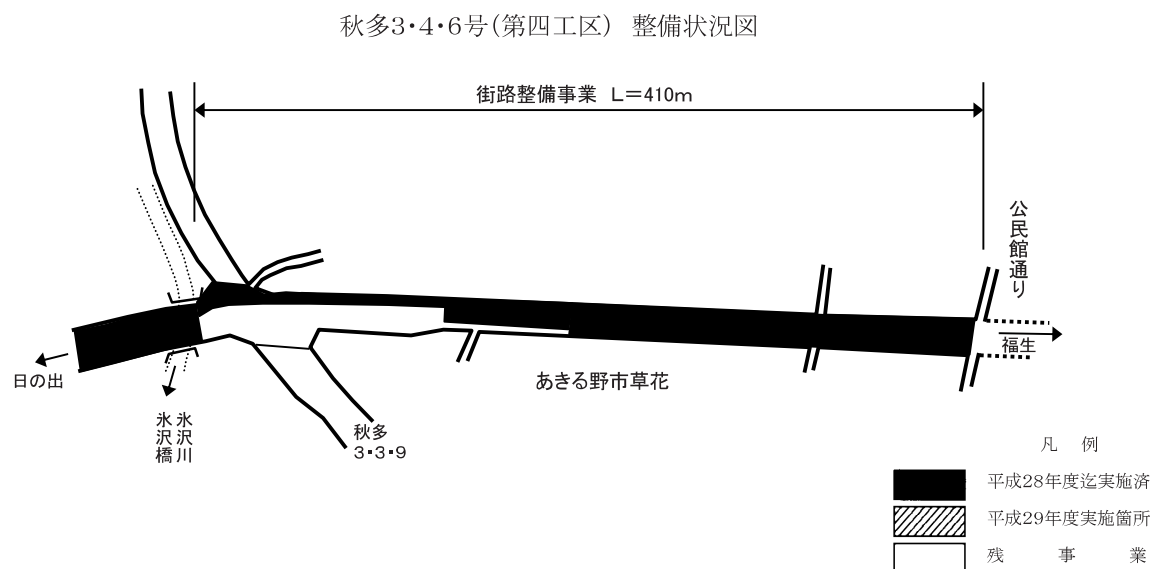
秋多3・4・6号 整備状況全体図



(第四工区)

秋多3・3・9号(氷沢橋)から永田橋までの区間880mのうち、第四工区410mについて、平成11年6月に事業認可を得て事業を進めている。

平成18年度より、福生方面から順次、街築工事を実施している。今年度は、残る区間の用地取得を実施する。



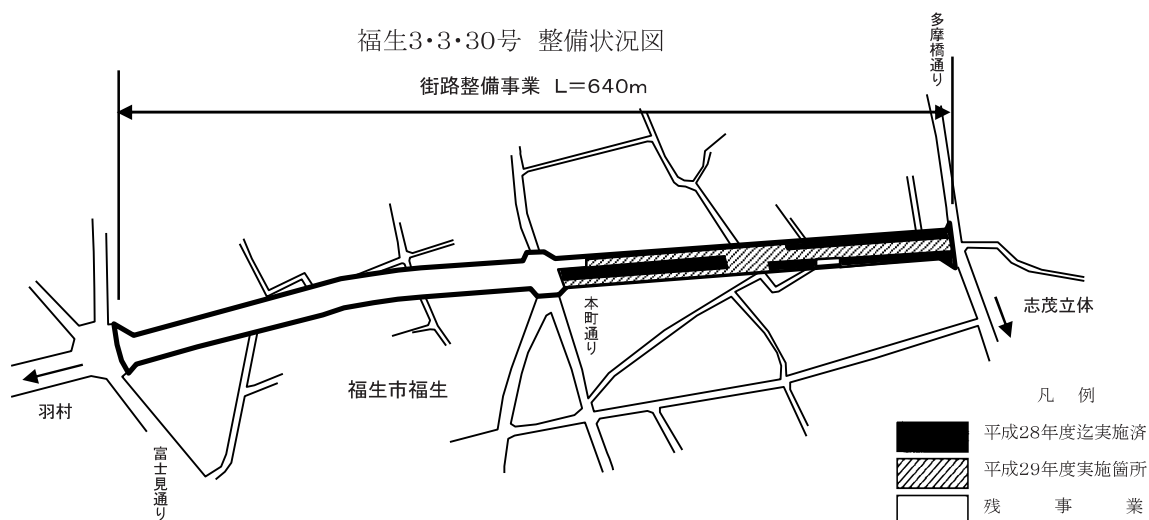
(ウ)福生3・3・30号(都249号 福生青梅線)

福生3・3・30号(産業道路)は、福生市大字熊川から青梅市に至る延長5.9Kmの都市計画道路であり、羽村栄・緑ヶ丘工業団地を横断し、流通の確保に寄与する西多摩地域の重要な幹線道路である。

このうち青梅市、羽村市、福生市の約4.6Kmは完成または概成しており、福生市内の残る1.3Kmの未整備区間のうち、多摩橋通りから、富士見通りの間、約650mを整備するものである。

現在、当事務所にて施工中の志茂立体工事で併せ整備を行なうことにより、周辺道路の渋滞が緩和されると共に、地域の利便性の向上が見込まれる。

平成21年度より用地取得を開始し、平成29年度は、多摩橋通りから都165号までの街築工事及び電線共同溝設置工事を行う。



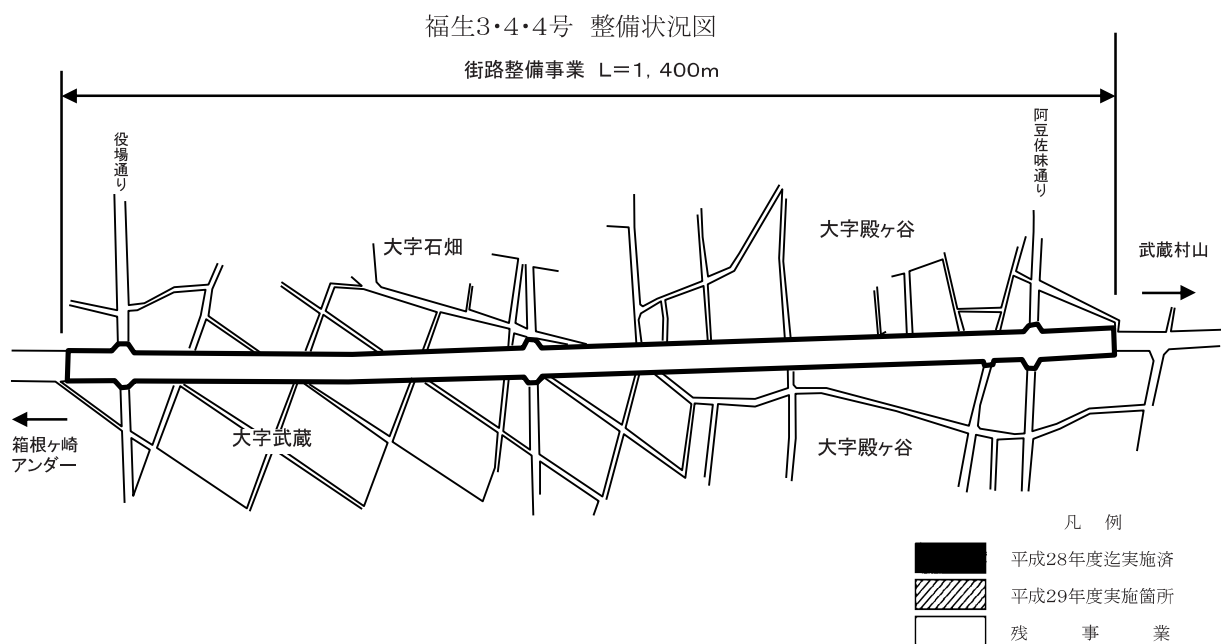
(エ) 福生3・4・4号(主5号 新青梅街道)

新青梅街道は、東京の都心部と多摩地域を東西に結ぶ延長約33kmの主要な幹線道路である。しかし、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町の区間6.7Kmでは歩車道共に狭隘であり、車道部は渋滞が慢性化し、歩道部は歩行者と自転車がすれ違いにくい状況となっている。

これらの課題に対応するため、平成17年3月に18mの道路幅員を30mに拡幅変更する都市計画変更をおこなっている。

本事業は、本所管内の瑞穂町大字殿ヶ谷から同町大字武蔵間の約1.4Kmについて、拡幅工事を実施するものであり、平成24年度に事業認可を取得した。

今年度は用地取得を引き続き実施する。



(2)－3 主な交通安全施設事業

(ア)交差点すいすいプラン

この事業は、道路幅員の狭い片側一車線の道路における交差点で、交差点直近の比較的短い区間の用地取得等を行い、右折車線等を整備することで、右折待ち車両による渋滞を緩和し、円滑な交通を確保するとともに、歩道の拡幅整備や植栽等による町並みの景観向上を目的とし、体系的に交差点改良を行うものである。

平成6年度に策定された第1次計画（交差点すいすいプラン100）において、西多摩建設事務所管内では、19箇所が計画され、このうち16箇所が完成または概成した。また、平成17年度に策定された「第2次交差点すいすいプラン」においては、当所管内では第1次計画からの継続3箇所を含め、16箇所の交差点改良が計画され、そのうち3箇所が完成または概成した。

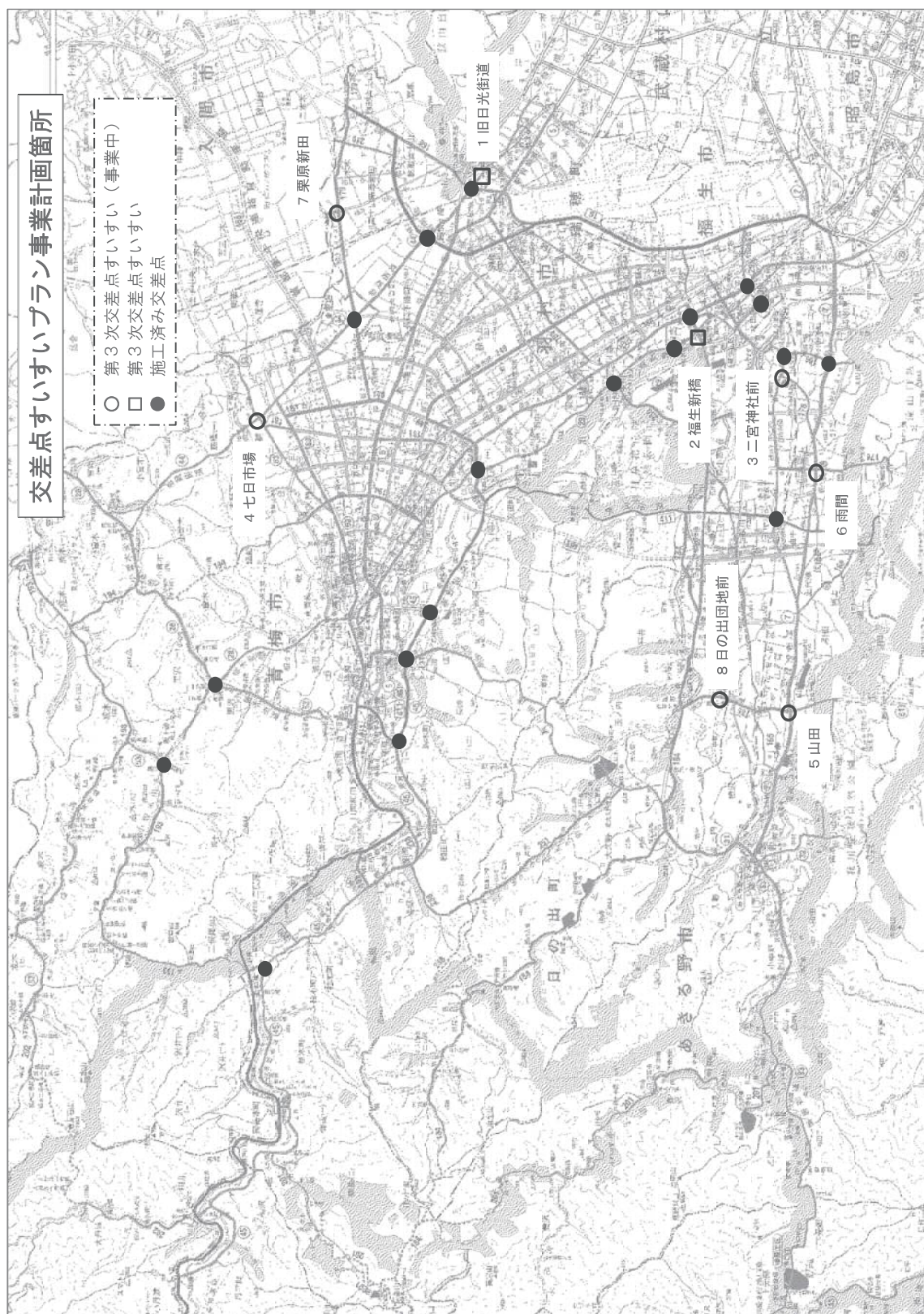
そして、平成27年度、新たに「第3次交差点すいすいプラン」が策定され、76箇所の交差点が選定され、当所管内では第2次計画からの事業実施中の継続6箇所を含め、8箇所の交差点改良が計画された。

今年度は、用地取得3箇所（雨間、二宮神社前、七日市場）を進めるとともに、栗原新田交差点、日の出団地前交差点の工事を予定している。

表4－20 「第3次交差点すいすいプラン」事業箇所

番号	交差点名	主 道 路		交差道路		所在地
		路線名	通称名	路線名	通称名	
1(1)	旧日光街道	主5	青梅街道	市道		瑞穂町
2(14)	福生新橋	主29	奥多摩街道	一165		福生市
3(40)	二宮神社前	主7	五日市街道	一168		あきる野市
4(50)	七日市場	主44	岩蔵街道	主63		青梅市
5(53)	山田	主61	山田通り	主7	五日市街道	あきる野市
6(67)	雨間	一176		主7	睦橋通り	あきる野市
7(68)	栗原新田	一179		一218		瑞穂町
8(69)	日の出団地前	一185		町道		日の出町

注)番号欄()は局の全体番号

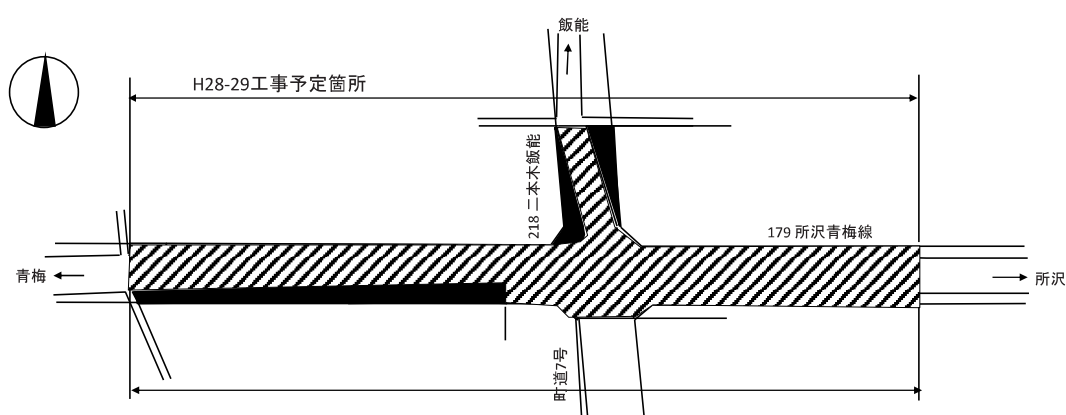


【栗原新田交差点】所沢青梅道(都179号)

一般都道179号と一般都道218号との交差点に右折レーンを設置し、渋滞解消を図るために交差点の前後240m区間を整備する事業である。

平成18年度に事業着手し、平成24年度から一部区間の歩道整備を実施した。平成27年度に用地取得が完了したので、昨年度から交差点を含む全区間で工事に着手し、今年度、整備が完了する予定である。

栗原新田交差点整備状況図

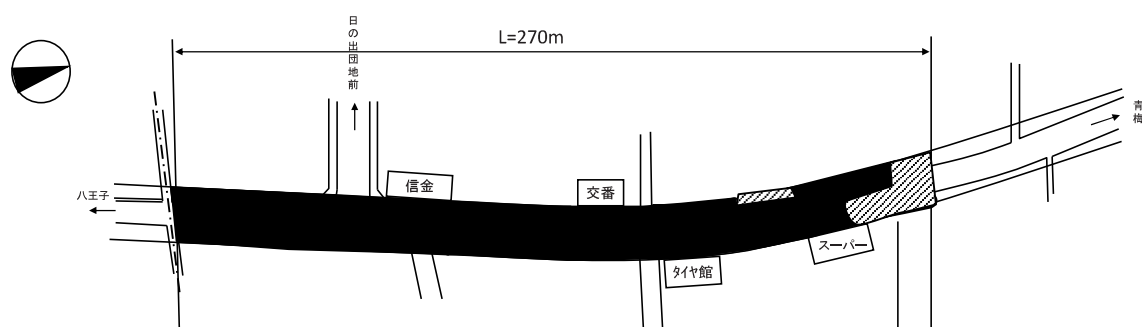


【日の出団地前交差点】山田平井線(都185号)

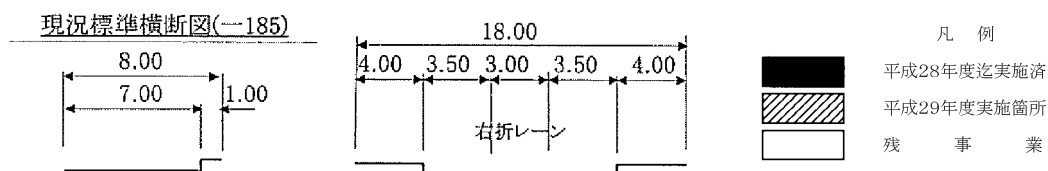
一般都道185号と日の出団地へ向かう町道ほか1路線との交差点に右折レーンを設置し、渋滞解消を図るために交差点の前後270m区間を整備する事業である。

平成18年度に事業着手し、平成28年度までに交差点の前後区間を含む約210m区間で交差点改良工事及び歩道設置工事を実施した。今年度は、残る約60m区間で工事を実施するとともに、本整備に併せて全区間において電線共同溝設置工事を実施する予定である。

日の出団地前交差点整備状況図



計画標準横断面図(一185)



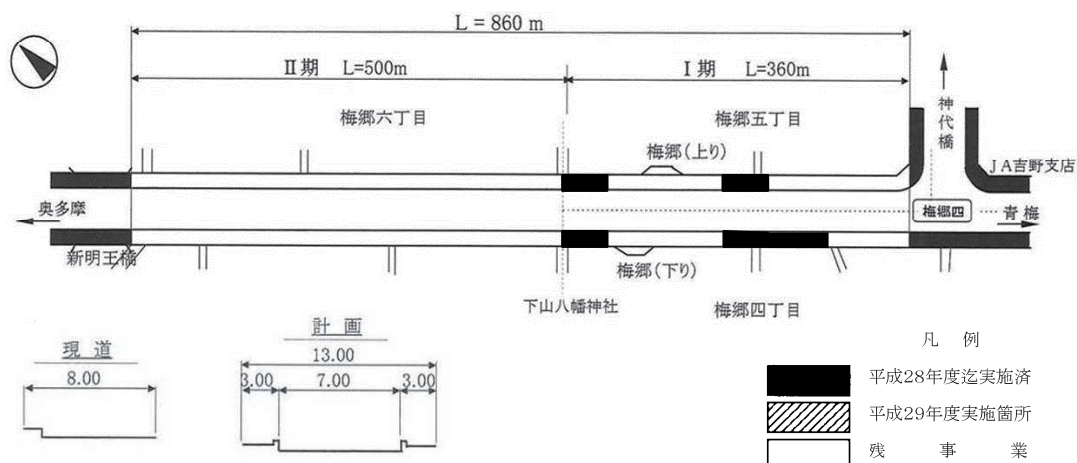
(イ) 歩道設置

奥多摩青梅線(主45号 吉野街道)

(梅郷地区)

青梅市梅郷地区は、地名のとおり梅の郷として早春は観梅客で賑わうが、主45号(吉野街道)の新明王橋から梅郷四丁目交差点までの約860mは歩道がなく歩行者の安全な通行が確保されていない。このため平成14年に歩道設置事業の地元説明会を実施、平成18年度に第一期区間の用地取得に着手し、平成22年度及び平成26年度には一部歩道設置を実施した。今年度は、引き続き用地取得を進める。

主45号(梅郷地区)整備状況図

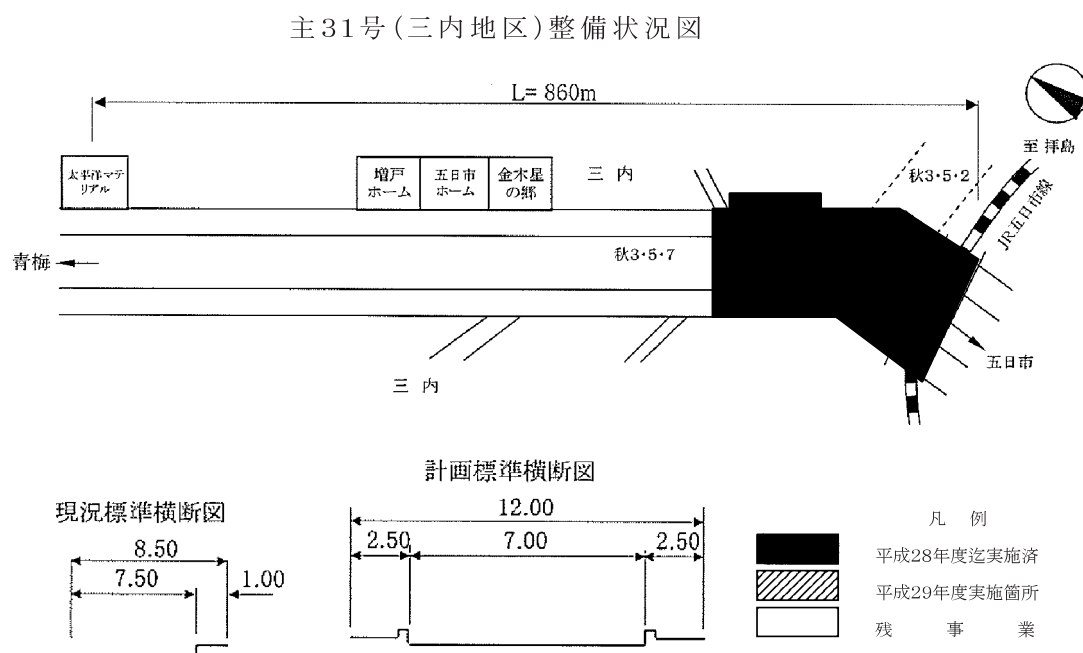


青梅あきる野線(主31号 秋川街道)

(三内地区)

主31号(秋川街道)のJR五日市線交差点付近から日の出町大久野付近までの860mについて、歩道を設置するため拡幅整備する事業である。現道は、歩道が未整備又は1m未満と大変狭く、歩行者の安全な通行が確保されていない。

このため平成22年度に地元説明会を実施し、平成24年度に事業認可を取得した。昨年度は、歩道設置工事を一部実施し、今年度は、引き続き用地取得を進める。

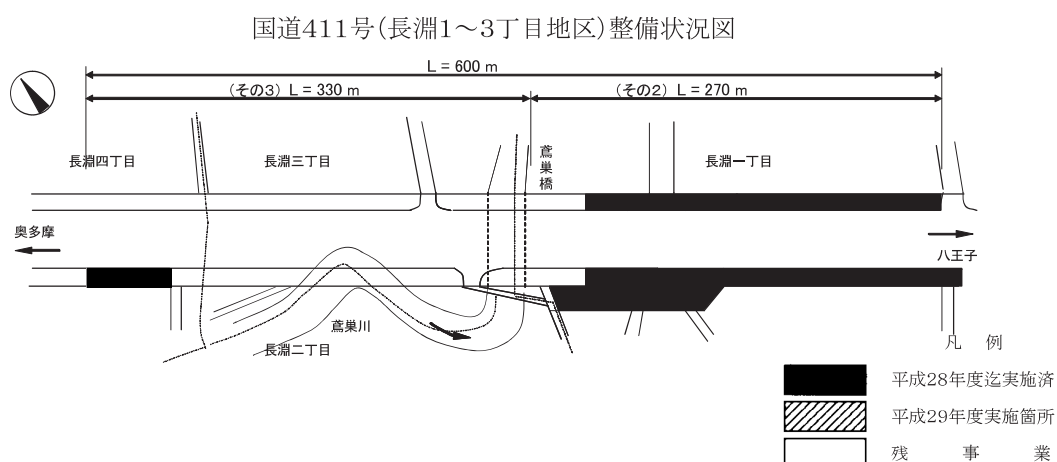


国道411号(吉野街道)

(長淵1～3丁目地区)

国道411号(吉野街道)の友田小付近から長淵郵便局前交差点付近までの約900mについて、自転車歩行者道を設置するため拡幅整備する事業である。

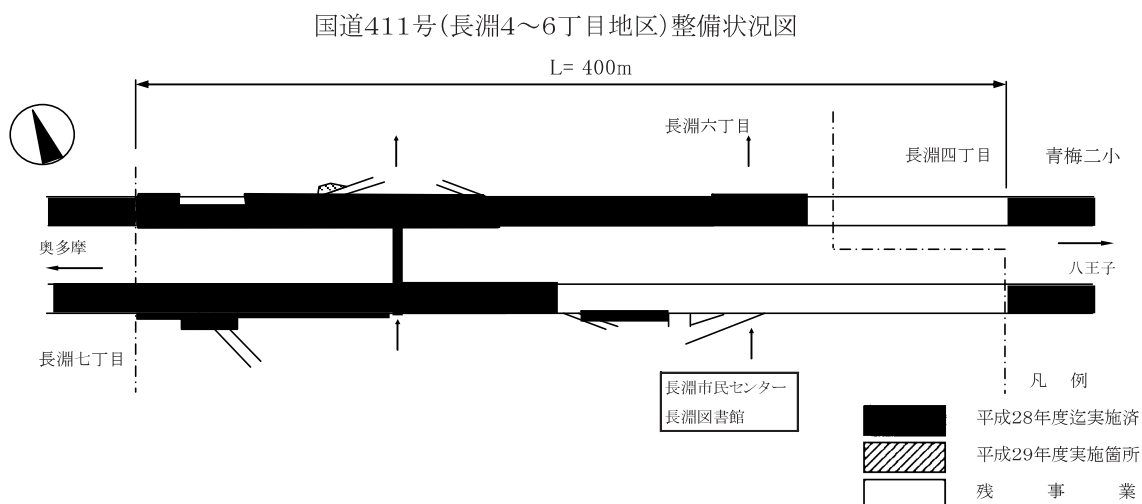
平成2年度から事業に着手し、平成12年度までにその1工区300mが完成し、その2、その3工区が事業中である。平成15年度には、その2工区のうち140m、平成16年度は法面工事を実施した。今年度は、引き続きその3工区の用地取得を進める。



(長淵4～6丁目地区)

国道411号(吉野街道)の長淵七丁目付近から青梅二小付近までの約400mについて、自転車歩行者道を設置するため拡幅整備する事業である。

平成20年度から事業に着手し、用地取得、工事を順次進めている。今年度は、引き続き用地取得を進める。

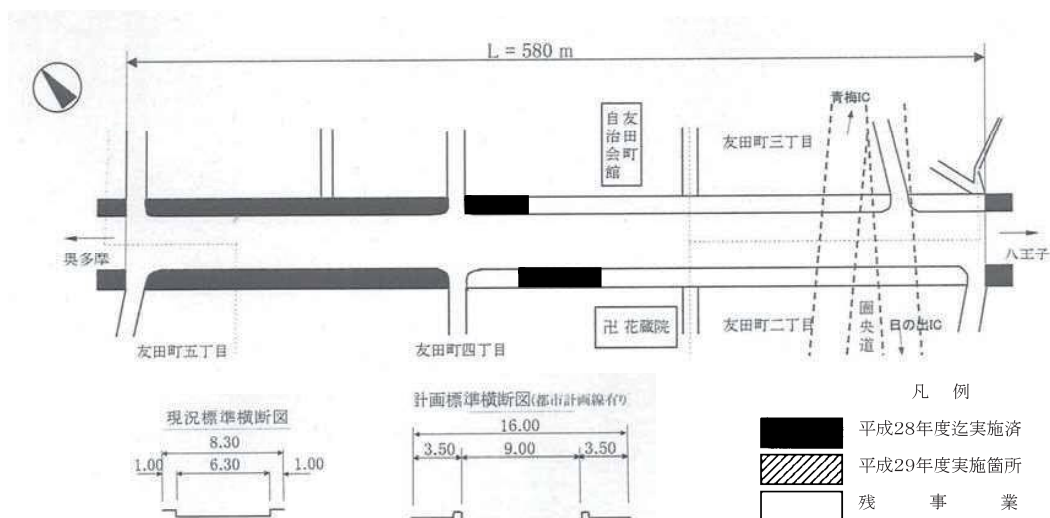


(友田地区)

国道411号(吉野街道)の圏央道付近から友田五丁目付近までの580mについて、自転車歩行者道を設置するため拡幅整備する事業である。

平成20年度から事業に着手し、平成19年度までに西側区間220mが完成し、平成23年度には東側区間の一部歩道設置を実施した。今年度は、引き続き東側区間360mの用地買収を進める。

国道411号(友田二～五丁目地区)整備状況図



(2)－4 主な鉄道立体交差事業

交通のボトルネックとなっている踏切の解消を図るため、以下の単独立体交差事業を進めている。

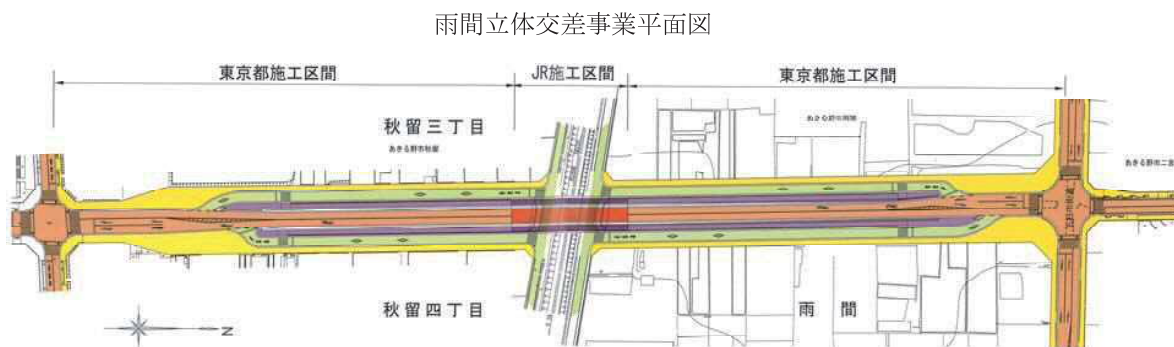
(ア)雨間立体交差事業(JR五日市線)

雨間立体交差事業は、都市計画道路秋多3・4・16号とJR五日市線(東秋留駅～秋川駅間)の交差点をアンダーパスで立体交差化する事業である。

睦橋通りの雨間交差点北側から五日市街道の秋留台公園西交差点までの間約440mについて、平成17年度から事業に着手し、平成26年3月に本線を交通開放した。

開通により、並行する道路の交通量が半減するなど、交通の分散が図られたほか、災害時の指定避難場所への新たな経路が確保され、地域の防災性の向上に寄与している。

今年度は引き続き、冠水警報装置設置工事を行う。



(イ)志茂立体交差事業(JR青梅線)

志茂立体交差事業は、都市計画道路福生3・4・2号とJR青梅線(牛浜駅～福生駅間)の交差点をアンダーパスで立体交差する事業であり、新奥多摩街道の福生志茂南交差点から、水道局福生第一水源付近までの間、約530mについて事業を進めている。

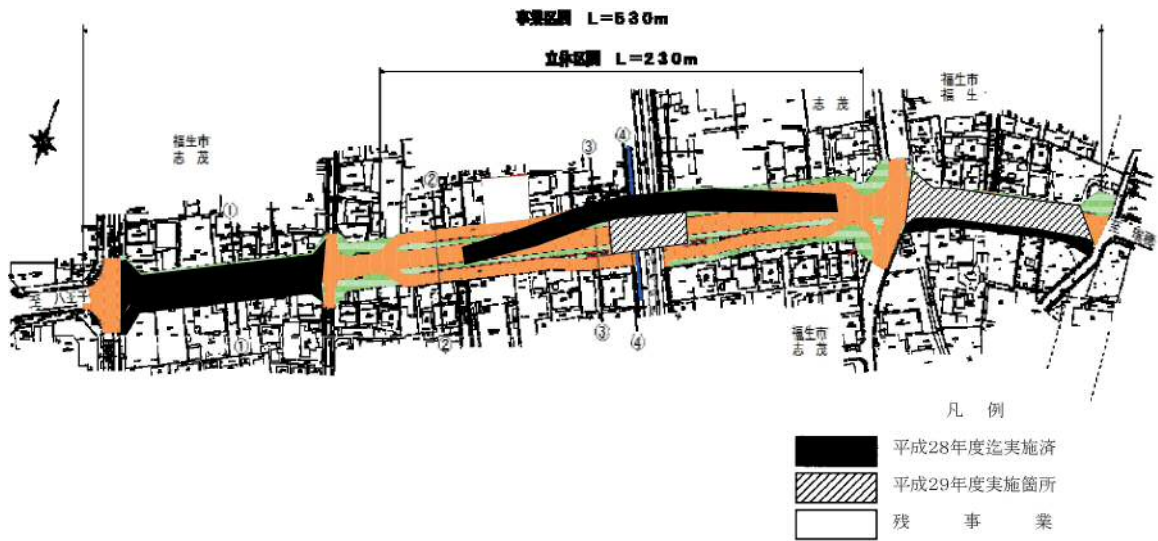
現在、当事務所にて施工中の福生3・3・30号街路築造工事と併せ整備を行なうことにより、周辺道路の渋滞が緩和されると共に、地域の利便性の向上が見込まれる。

平成18年度より用地取得に着手し、昨年度用地取得が完了した。

平成28年度はJRに委託している鉄道交差点の立体工事を進めるとともに、新奥多摩街道との交差点から銀座通りまでの北側歩道およびやなぎ通りから福生3・3・30までの南側歩道において街築及び電線共同溝工事を実施した。

今年度は、引き続き、JR横断部ボックスカルバート工事を実施していくとともに、やなぎ通りから福生3・3・30までの北側歩道の街築及び電線共同溝工事を予定している。

志茂立体事業平面図



(ウ)箱根ヶ崎立体交差事業(JR八高線)

箱根ヶ崎立体交差事業は、都市計画道路福生3・5・17号とJR八高線(箱根ヶ崎駅～金子駅間)の交差部をオーバースタックで立体交差する事業であり、旧国道16号線、如意輪幼稚園北側の交差点から、福生3・4・30号までの間、約510mについて事業を進めている。

本事業の事業用地の確保については、JR八高線以東は、東京都による直接取得で行い、以西は瑞穂町による箱根ヶ崎西土地区画整理事業により行っている。

本年度も引き続き、事業用地の確保を進めるとともに、オーバースタックの施工に必要なJRとの調整を進め、工事用搬入路工事などを実施していく。

箱根ヶ崎立体事業平面図

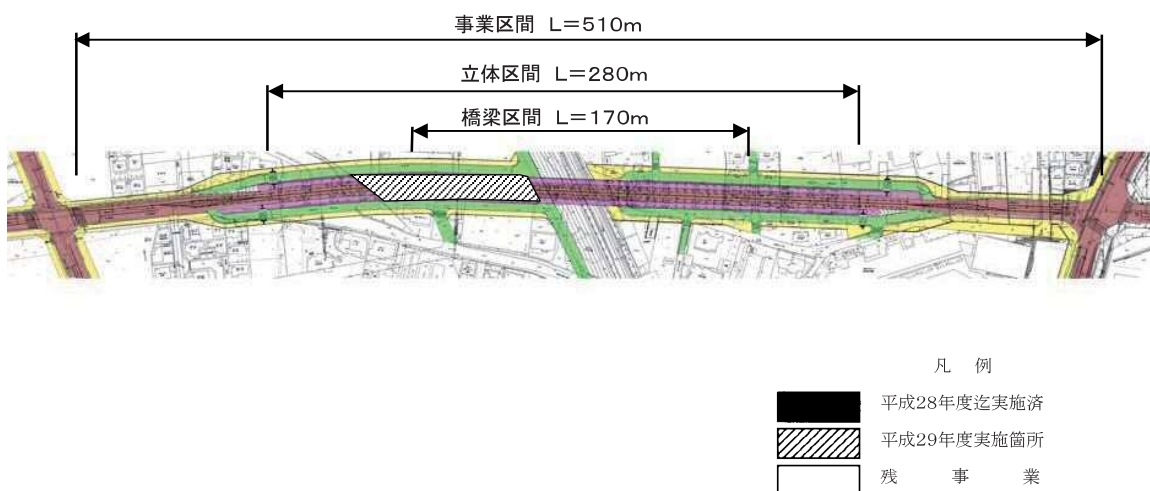


表4-21 平成28年度 工事第一課所管事業執行実績額調書

(単位:千円)

区 分	構 築 ・ 舗 装		そ の 他		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
道路整備費(公共)	12	85,079	50	5,000	62	90,079
道路整備費(単独)		616,524		936,120		1,552,644
計	12	701,603	50	941,120	62	1,642,723
街路整備費(公共)	5	146,000	7	0	12	146,000
街路整備費(単独)		87,128		82,357		169,485
計	5	233,128	7	82,357	12	315,485
交通安全施設費(公共)	6	192,930	22	0	28	192,930
交通安全施設費(単独)		276,100		93,134		369,234
計	6	469,030	22	93,134	28	562,164
合計	23	1,403,761	79	1,116,611	102	2,520,372

表4-22 平成29年度 工事第一課所管事業執行予定調書

(単位:千円)

区 分	構 築 ・ 舗 装		そ の 他		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
道路整備費(公共)	10	892,000	34	50,000	44	942,000
道路整備費(単独)		277,000		1,646,000		1,923,000
計	10	1,169,000	34	1,696,000	44	2,865,000
街路整備費(公共)	3	130,000	16	0	19	130,000
街路整備費(単独)		105,000		207,480		312,480
計	3	235,000	16	207,480	19	442,480
交通安全施設費(公共)	13	215,000	31	14,000	44	229,000
交通安全施設費(単独)		316,000		207,000		523,000
計	13	531,000	31	221,000	44	752,000
合計	26	1,935,000	81	2,124,480	107	4,059,480

表4-23 平成29年度 道路整備事業箇所別調書

NO	路 線 名	箇 所	摘 要
1	主要地方道 5号	瑞穂町箱根ヶ崎	工事用搬入路等 一式
2	一般都道 165号	あきる野市伊奈	道路改修工事 L=340m
3	一般都道 166号	福生市志茂	街築工 電線共同溝工 L=100m
4	一般都道 176号	あきる野市雨間	冠水警報装置工事 一式
5	主要地方道 33号	あきる野市乙津	道路改修工事 L=100m
6	一般都道 204号	奥多摩町氷川	擁壁工 L=200m
7	一般都道 238号	日の出町大久野～青梅市梅郷	トンネル工事 L=1,300m
8	一般都道 250号	あきる野市草花	電線共同溝工事 L=150m

表4-24 平成29年度 街路整備事業箇所別調書

NO	路 線 名	箇 所	摘 要
1	青梅3・4・4号 (第一工区)	青梅市天ヶ瀬	街築工 電線共同溝工 L=100m
2	青梅3・4・4号 (第二工区)	青梅市天ヶ瀬～裏宿	街築工 電線共同溝工 L=60m 擁壁工 L=60m
3	福生3・3・30	福生市福生	街築工 電線共同溝工 L=300m

表4-25 平成29年度 交通安全施設事業箇所別調書

NO	路 線 名	箇 所	摘 要
1	国道 411号	青梅市長淵七丁目	電線共同溝 L=280m
2	主要地方道 45号	青梅市御岳二丁目	人道橋下部工事
3	主要地方道 29号	羽村市羽加美三丁目	擁壁工 L=20m
4	主要地方道 53号	青梅市黒沢三丁目	歩道設置 L=20m
5	一般都道 179号 一般都道 218号	瑞穂町二本木	交差点改良(栗原新田交差点)
6	一般都道 185号	日の出町平井	交差点改良(日の出団地前交差点) 電線共同溝 L=470m
7	一般都道 249号	羽村市小作台5丁目～羽西二丁目	歩道設置 L=400m

表4-26 都市計画道路事業認可一覧

路線名	起終点	延長 (m)	幅員 (m)	当初認可 年月日	告示番号	施行年度	摘要
秋多3・4・6号	あきる野市大字草花字草花前 あきる野市大字草花字南小宮	660	22	H11.6.22	建設省 第1382号	H11～H30	
青梅3・4・4号	青梅市滝ノ上町 青梅市天ヶ瀬町	425	20	H15.9.18	関東地方整備局 第285号	H15～H30	I 期
青梅3・4・4号	青梅市天ヶ瀬町 青梅市日向和田一丁目	880	20	H17.12.2	関東地方整備局 第495号	H17～H33	II 期
福生3・3・30号	福生市大字福生 福生市大字福生	650	25	H20.12.11	関東地方整備局 第394号	H20～H30	
福生3・4・4号 立川3・2・4号	瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添 瑞穂町大字武蔵	1430	30	H24.7.4	関東地方整備局 第243号	H24～H30	
秋多3・5・7号	あきる野市大字館谷台 日の出町大字大久野字幸神	860	12	H24.10.3	関東地方整備局 第358号	H24～H30	歩道 三内
秋多3・5・15号	あきる野市二宮	440	15	H25.8.19	関東地方整備局 第364号	H25～H31	歩道
青梅3・4・1号	青梅市駒木町一丁目 青梅市畑中一丁目	690	16	H25.8.8	関東地方整備局 第355号	H25～H31	駒木 II 期
青梅3・4・1号	青梅市畑中二丁目 青梅市畑中三丁目	565	16	H25.8.8	関東地方整備局 第356号	H25～H31	畑中 II 期

（３）用 地

道路、橋梁、河川などの西多摩地域の都市基盤の整備を効率的に推進するため、早期に用地取得を完了させるべき路線を重点箇所として取り組むなど、計画的・重点的な用地取得に努めている。

平成29年度は、用地費と補償費を合わせて2,662百万円の執行を予定している。

特に街路事業の福生3・4・4号（新青梅街道）、青梅3・4・4号（千ヶ瀬バイパス）、福生3・3・30号など大規模路線や吉野街道（国道411号、主45号）などの用地取得を進めていく。また、その他に、道路整備事業で、国道411号（あきる野市菅生・鯉川橋）、橋梁整備事業で、都250号羽村大橋（あきる野市草花～羽村市川崎）、砂防事業で、喜代沢（青梅市駒木）、中曽川（青梅市沢井）の用地買収を新たに進めていく。

当所の管内には、農地や山林が面積を多く占めているが、都市化の進展に伴い土地に対する権利意識が高まるなど、その考え方が変化してきている。その中でも、境界の争い、借地関係の曖昧さに起因する争い、また、未相続の箇所をはじめ、公図の不整合や訂正を要する箇所など登記上の問題も多く、これらが円滑な用地取得の阻害要因となっている。

また、土地所有者から代替地の要求も出されるが、特に山岳地域などでは相応しい代替地が見出せず移転先地の確保が困難な場合も多い。

用地取得に当たっての土地の価格は、東京都公有財産規則により東京都財産価格審議会の評定を得て決定する。補償金は、客観性、統一性を確保するため、「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」により算定している。さらに、関係人の生活再建を支援するため、移転資金の貸付、代替地の斡旋、都営住宅の斡旋を行っている。

用地の取得は、関係権利者との話し合いによることを原則としている。しかしながら、相続や借地等の関係権利者間の争いが解決しない場合、十分説明を尽くしたが補償金等についての合意が得られないなどの場合には、土地収用法の定める手続きによることもある。

表4-27

平成28年度道路用地関係執行実績調書

事業費別	路 線 別	用地取得 m ²	建物移転 棟
道 路 整 備 費	国道411号(青梅市駒木1丁目)	8.22	0
	国道411号(青梅市駒木1～3丁目)	309.39	3
	主33号(あきる野市荷田子)	46.62	1
	主45号(青梅市畑中1丁目)	54.69	0
	主45号(青梅市畑中3丁目)	535.87	5
	都165号(あきる野市草花)	237.56	2
	都166号(福生市志茂)	55.80	0
	都202号(奥多摩町大丹波)	1,830.29	0
	都238号(日の出町大久野～青梅市梅郷)	3,476.60	0
	都250号(あきる野市草花)	57.62	1
	計	6,612.66	12
街 路 整 備 費	青梅3・4・4号(青梅市天ヶ瀬、裏宿町)	2,116.98	13
	福生3・4・4号(瑞穂町殿ヶ谷、武蔵)	1,113.47	4
	福生3・3・30号(福生市福生)	721.11	1
	秋多3・4・6(あきる野市草花)	130.25	0
	計	4,081.81	18
交 通 安 全 施 設 費	主31号(あきる野市三内)	76.16	0
	主44号(青梅市藤橋)	16.52	1
	主45号(青梅市御岳)	113.42	0
	都169号(あきる野市下代継)	137.32	0
	都185号(日の出町平井)	28.07	0
	計	371.49	1
合 計		11,065.96	31

表4－28

平成29年度道路用地関係執行予定調書

事業費別	路線別	用地取得 m ²	建物移転 棟
道路整備費	国道411号(あきる野市菅生)	300	1
	国道411号(青梅市駒木1丁目)	20	1
	国道411号(青梅市駒木1～3丁目)	1,141	8
	主5号(瑞穂町箱根ヶ崎)	174	2
	主29号(あきる野市草花)	20	0
	主31号(青梅市長淵5丁目)	106	2
	主33号(あきる野市乙津)	146	0
	主45号(青梅市畑中3丁目)	744	4
	都165号(あきる野市草花)	1,501	4
	都166号(瑞穂町箱根ヶ崎)	59	1
	都202号(奥多摩町大丹波)	1,790	3
	都238号(日の出町大久野～青梅市梅郷)	60	1
	都250号(あきる野市草花)	771	3
	都251号(日の出町大久野)	150	0
	計	6,982	30
街路整備費	青梅3・4・4号(青梅市天ヶ瀬、裏宿町)	744	5
	福生3・4・4号(瑞穂町殿ヶ谷、武蔵)	1,000	6
	福生3・3・30号(福生市福生)	373	4
	秋多3・4・6号(あきる野市草花)	431	1
	計	2,548	16

事業費別	路 線 別	用地取得 m ²	建物移転 棟
交通安全施設費	国道411号(青梅市長淵1～3丁目)	75	0
	国道411号(青梅市長淵4～6丁目)	60	2
	国道411号(青梅市友田2～4丁目)	551	9
	主7号(あきる野市二宮)	85	0
	主29号(羽村市羽加美)	165	1
	主31号(あきる野市三内)	476	0
	主44号(青梅市藤橋)	20	0
	主45号(青梅市梅郷5丁目)	361	0
	主45号(青梅市御岳2丁目)	113	0
	都169号(あきる野市下代継)	41	0
	都176号(あきる野市雨間)	150	1
	都185号(あきる野市伊奈)	45	0
	都185号(あきる野市山田)	39	1
	計	2,181	14
橋 梁 整 備 費	羽村大橋	680	0
	計	680	0
道路災害防除費	都205号(檜原村樋里)	3,585	0
	都204号(奥多摩町日原)	428	0
	国道411号(青梅市友田)	9,323	0
	都193号(青梅市成木)	118	0
	都206号 奥多摩周遊道路	1,200	0
	計	14,654	0
合 計		27,045	60

(4) 橋梁整備事業等（工事第二課所管）

ア 事業の特色

当事務所管内は、東側の平坦地域においては、多摩川、秋川など比較的川幅の広い河川が東西を流れていることや、西側の山間部は、幹線道路が山あいの溪谷を縫うように走っており、深い溪谷を跨ぐ必要があることから、新たな道路・街路整備、または線形改良に伴って、橋梁を整備する機会が多いのが特徴である。

このため、当事務所は、工事第二課に橋梁に特化した組織を有している。

西部の山岳地域の大部分は秩父多摩甲斐国立公園に属していることから、景観に配慮した特色のある橋梁事業を行っており、東京では珍しい山岳地域特有の橋梁形式や、架設工法が見られることが特徴である。



国立公園内のためこげ茶に着色した将門大橋（下路式鋼ローゼ橋）

イ 事業内容

本年度の橋梁整備事業としては、羽村大橋及び本宿橋（仮称）について、事業を継続して実施する。

また、道路整備事業としては、都165号のうちあきる野市草花地区について、事業を継続して実施する。

(ア) 橋梁整備事業

羽村大橋

主要地方道第29号立川青梅線のうち羽村大橋は昭和49年3月に完成したが、事業反対のため都市計画幅員(W=18m)の半分の幅員で整備された。

第三次事業化計画において都市計画幅員で整備することとし、平成28年3月に地元説明会を開催し事業に着手した。

今年度は関係機関との協議・調整をおこなうとともに、羽村市側において支障樹木の移植工事を行う予定である。



本宿橋（仮称）

主要地方道第33号上野原あきる野線（檜原街道）の檜原村本宿地内は、蛇行する秋川と並行に現道が走るため、急カーブが連続し、道路山側が急峻なため落石の危険もあり、交通の難所となっている。

このため、線形を改良し、交通の安全を確保するため、秋川を渡河し右岸を短絡するルートを検討し、平成3年度より起点側の1号橋（仮称）の工事に着手したが、秋川を渡河した右岸側の斜面状況が想定以上に悪く、安全対策等を検討するために、一時事業を中断した。

その後、右岸側の危険な斜面を避けるため、再度、左岸側に戻り、再び右岸に渡る、秋川を4つの橋梁で渡河する線形に見直し、平成22年度から終点側取付部の法面工事に着手し、平成25年度に終点側橋梁（4号橋（仮称））の左岸側橋台が完成した。

引き続き、4号橋（仮称）右岸側橋台及びけた製作架設工事の発注に向け準備を進めていたが、急峻な溪谷に工事用栈橋を架設することが非常に困難であったことから、従前の計画を見直し、1号橋（仮称）側から工事用モノレールを秋川右岸に布設し、このモノレールを利用して、3号橋（仮称）と4号橋（仮称）の右岸橋台工事を行うこととした。

今年度は、前年度同様に工事用モノレールを利用した、3・4号橋（仮称）間の掘削工事を施工する予定である。



(イ)道路整備事業

一般都道第165号伊奈福生線[秋多3・4・6号]

橋梁整備事業で架替を行った永田橋と隣接しているため、現場状況に精通していることや、高さ10mを超える擁壁区間が存在し、擁壁築造、既設擁壁撤去や、跨道橋架替など大規模構造物の構築を、交通を供用しながら行うことから、橋梁整備事業で培った技術力を発揮すべく工事第二課で所管している。

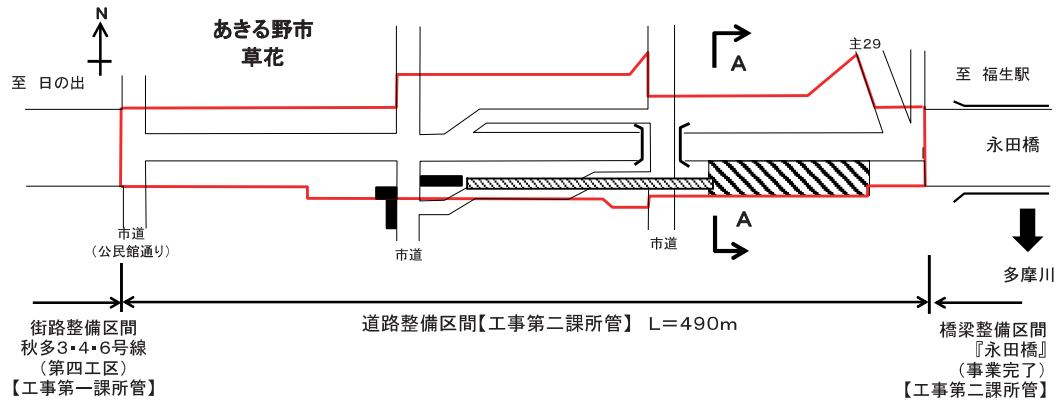
現況の歩道幅員は1m程度しか無く、車道も路肩が狭く大型車の通行も多いため、歩道を走行する自転車が多く、歩行者とのすれ違いでは、歩行者が車道に出てすれ違うなど、通学路でありながら非常の危険な状況である。

このような中、事業効果の早期発現のため、比較的用地取得が順調に進んでいる南側を先行して拡幅すべく、平成27年度から東(永田橋)寄りの高さ約10mの大型擁壁(自立山留式擁壁、鋼管φ2,000mm回転圧入)工事に着手している。

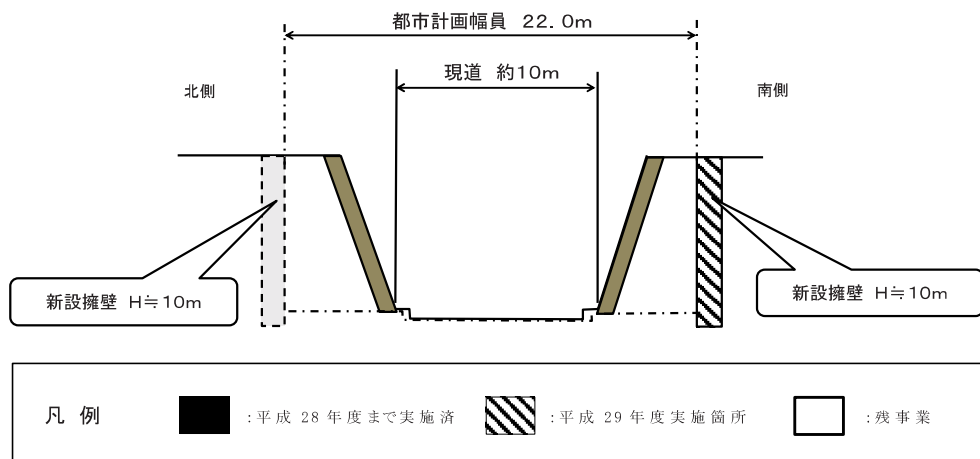
引続き平成29年度から平成30年度にかけて(債務工事)南側の大型擁壁(自立山留式擁壁、鋼管φ1,000mm回転圧入)工事に着手予定である。

なお、事業完了後は、車線数は往復2車線で変わらないものの、停車帯と自転車走行空間が設けられ、歩行者、自転車及び自動車も安全かつ快適に通行することが可能となるほか、無電柱化事業も行っていく。

事業区間概略平面図



A-A断面



平成28～29年度施工状況（右側の擁壁撤去）

表4-29 事業執行表（工事費） (単位:千円)

区 分	平成28年度執行実績		平成29年度執行予定	
	件数	金 額	件数	金 額
橋梁整備費(公共)	0	0	(1)	4,800
橋梁整備費(単独)	2	30,148	3	119,200
道路整備費(公共)	(3)	289,189	(2)	280,000
道路整備費(単独)	3	357,919	2	226,000
計	5	677,256	5	630,000

表4-30 平成29年度橋梁・道路事業箇所別調書

事業種別	橋名(路線名)	箇 所	規 模
橋梁整備事業	羽村大橋 (主要地方道第29号)	羽村市玉川一丁目地内 からあきる野市草花地内	羽村市側樹木移植
橋梁整備事業	本宿橋(仮称) (主要地方道第33号)	檜原村本宿地内	3・4号橋間の法面掘削工事
道路整備事業	伊奈福生線 (一般都道第165号) [秋多3・4・6]	あきる野市草花地内	擁壁工事(自立山留式擁壁 鋼管回転圧入φ2,000mm N=13 本、φ1,000mm N=102本)

表4-31 事業中の橋梁事業概要

ふ り が な	もとしゆく2ごうきょう	もとしゆく3ごうきょう	もとしゆく4ごうきょう
橋 梁 名	本宿2号橋(仮称)	本宿3号橋(仮称)	本宿4号橋(仮称)
路 線 名	主要地方道上野原あきる野線(第33号)「檜原街道」		
所 在 地	檜原村本宿地内		
橋 長	約60m	約70m	49.0m
幅 員 構 成	W=10.0m(車道=7.5m、歩道=2.5m)		
設 計 荷 重	B活荷重		

ふ り が な	はむらおおはし
橋 梁 名	羽 村 大 橋
路 線 名	主要地方道立川青梅線(第29号)
所 在 地	羽村市玉川一丁目地内からあきる野市草花地内
橋 長	約 550m
幅 員 構 成	都市計画幅員標準部:W=18m(幅員構成は協議中)
設 計 荷 重	B活荷重

第 5 河 川

1 河川の現況

管内には、一級河川として多摩川水系14、荒川水系5の計19の河川（指定区間延長約165km）と、この他に、準用河川3、通称名のある普通河川が約300もある。一級河川の内訳は表5－1のとおりである。

また、砂防指定地ののべ面積は、37.48km²に及んでいる。

内訳は、表5－2のとおりである。

表5－1 管理河川（一級河川）一覧表

平成29年4月1日現在

水 系	河 川 名	管理区間延長km 管内流域面積km ²	水 系	河 川 名	管内区間延長km 管内流域面積km ²
多摩川	多 摩 川	36.60 165.0	多摩川	鳶 巣 川	2.50 2.5
〃	残 堀 川	1.99 11.1	〃	日 原 川	9.00 93.8
〃	秋 川	33.57 101.9	〃	小 菅 川	2.11 5.0
〃	養 沢 川	7.30 19.3	計	1 4 河 川	134.12 486.1
〃	北 秋 川	10.40 46.1	荒 川	霞 川	5.50 10.6
〃	平 井 川	16.45 27.1	〃	成 木 川	12.67 8.8
〃	氷 沢 川	1.10 1.2	〃	黒 沢 川	7.12 14.3
〃	鯉 川	3.00 3.7	〃	北 小 曾 木 川	4.80 7.0
〃	玉 の 内 川	1.50 2.3	〃	直 竹 川	0.52 0.0
〃	北 大 久 野 川	5.50 4.6	計	5 河 川	30.61 40.7
〃	大 荷 田 川	3.10 2.5	合 計	1 9 河 川	164.73 526.8

※流域面積は自己流域を示す。多摩川については万年橋上流を示す。

表5-2 砂防指定地市町村別面積一覧表

平成29年4月1日現在

市 町 村 名	管内総面積km ²	指定地面積km ²	面 積 率 %
青 梅 市	103.26	2.56	2.48
福 生 市	10.24	0	0
あ き る 野 市	73.34	3.10	4.23
羽 村 市	9.91	0.07	0.71
瑞 穂 町	16.83	0	0
奥 多 摩 町	225.63	30.77	13.64
日 の 出 町	28.08	0.67	2.39
檜 原 村	105.42	0.31	0.29
計	572.71	37.48	6.54

2 河川管理

河川管理の目的は、洪水等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持されることにある。

当所における河川の管理は大別して、一級河川については河川法による法的、機能的管理を、普通河川（未譲与の水路敷）については法的管理を行っている。そのうち、一級河川は毎年度整備が進められているが、未改修部分も多くあり、河川の境界が不明確なところも多く、管理上の難しさを擁している。

しかし、一方では自然の岩盤により、護岸が形成されている部分も多く、風光明媚な景観をつくりだして、都民の憩いの場となっている。

（1）法定河川等にかかわる許認可事務

河川は本来、道路や公園と同様に公共物であって、直接に一般公衆の自由使用に供されるものであるが、その使用が公共の安全や秩序を乱したり自由使用としての社会的効用を妨げたり、またそのおそれがある行為については、これを制限し許可事項として規制している。

このため、河川法に基づく法定河川及び公有土地水面使用等規則に基づく普通河川に係る許認可等の処分を行っている。

また、砂防指定地等管理条例に基づく、砂防指定地における制限行為に係る許認可等を行っている。

他にも、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に係る処分を行っている。内訳は、表5-3のとおりである。

(2) 河川区域及び財産に係る事務

官民境界(財産界)確定のための立会、河川区域の調査、法定河川区域の変更等の河川区域及び財産に係る事務を行っている。

表5-3 平成28年度河川占・使用許可及びその他処理件数

1. 一級河川占用許可件数

水系	河川名	占用許可	内 容	
			占用料徴収	占用料免除
多摩川	多摩川	176	64	112
	残堀川	134	31	103
	秋川	350	134	216
	養沢川	94	57	37
	北秋川	94	51	43
	平井川	225	73	152
	氷沢川	30	19	11
	鯉川	59	29	30
	玉の内川	47	21	26
	北大久野川	71	29	42
	大荷田川	28	9	19
	鳶巣川	70	34	36
	日原川	39	17	22
	小菅川	4	2	2
	小計	1,421	570	851
荒川	霞川	177	75	102
	成木川	220	101	119
	黒沢川	223	123	100
	北小曾木川	78	42	36
	直竹川	10	3	7
	小計	708	344	364
計		2,129	914	1,215

2. 公有土地(水面)使用許可件数

占用地所在市町村名	使用許可	内 訳	
		使用料徴収	占用料免除
青 梅 市	86	12	74
福 生 市	3	1	2
あ き る 野 市	41	2	39
羽 村 市	1	0	1
瑞 穂 町	7	3	4
奥 多 摩 町	37	6	31
日 の 出 町	23	2	21
檜 原 村	39	4	35
計	237	30	207
1. 2. 合 計	2,366	944	1,422

3. その他の処理件数

内 容	件 数	備 考
河 川 法 許 可	14	掘削(27条)14件
承 認	15	自費工事0件(一河0件、普河0件)、権利譲渡15件
届 出	118	一時使用(撮影等)118件、地位承継0件
協 議	0	開発行為0件、その他0件
砂 防	52	砂防指定地等管理条例(制限行為許可)23件、 設備占用許可29件
財 産	0	寄付受領0件、交換契約0件
そ の 他	382	占用料徴収調定175件、占用廃止28件、区域証明0件
		調査回答報告32件、境界確定・確認12件
		水質事故対応8件、苦情・要望127件

(3) 河川監察

道路河川パトロールカー(2台)により、管内の一級河川(19)及び急傾斜地、砂防指定地の監察を行い、河川での不法行為の摘発、危険箇所の発見に努めている。当所管内は広大であり、河川区域には車両が進入出来ない箇所も多いが、監察方法の工夫により監察の充実を図っている。

なお、通報、陳情、苦情に対しては、その都度早急に現地調査を行い適切な対応をとるよう努力しているところである。内訳は表5-4のとおりである。

表5-4 平成28年度河川監察実績表

項目	監察・延回数	不法占用					不法投棄			汚水流出					取締件数合計
		工作物設置	木材等置場	看板	土地形状変更	その他	残土(土砂等)	塵芥	砕石	染料	糞尿	漬物工場廃液	砕石場内発生	その他	
件数	77	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

3. 河川事業

西多摩地方は西部の山岳地が全体の約7割を占め、標高1,000mを越す急峻な山々が多く、この山を貫いて多くの河川が溪流をなして流れており、天然河岸の崩壊や斜面の崩壊等の発生する箇所も多い。また東部の平野部においては、急速に市街化が進展しており、降雨の流出率が高まるなど徐々に治水の安全度も低下している。

西多摩建設事務所では都民の生命とくらしを守り、安心して住める街づくりをめざして中小河川整備事業をはじめ、砂防事業、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊防止事業、河川環境整備事業等多くの河川事業を実施している。

(1) 中小河川整備事業

ア 平井川

平井川は、日の出山に源を発し、東南に向けて流れ、北大久野川、玉ノ内川を合流し、平地に入り、流路をほぼ東の方向に変え、鯉川、氷沢川を合せ、JR五日市線鉄橋付近で多摩川に合流する多摩川水系の一級河川である。

その流域の大半は、国立公園や自然公園からなる山岳地帯と、秋留台地といわれる広大な平坦地で形成されている。かつては、東京の数少ない農村地域であったが、

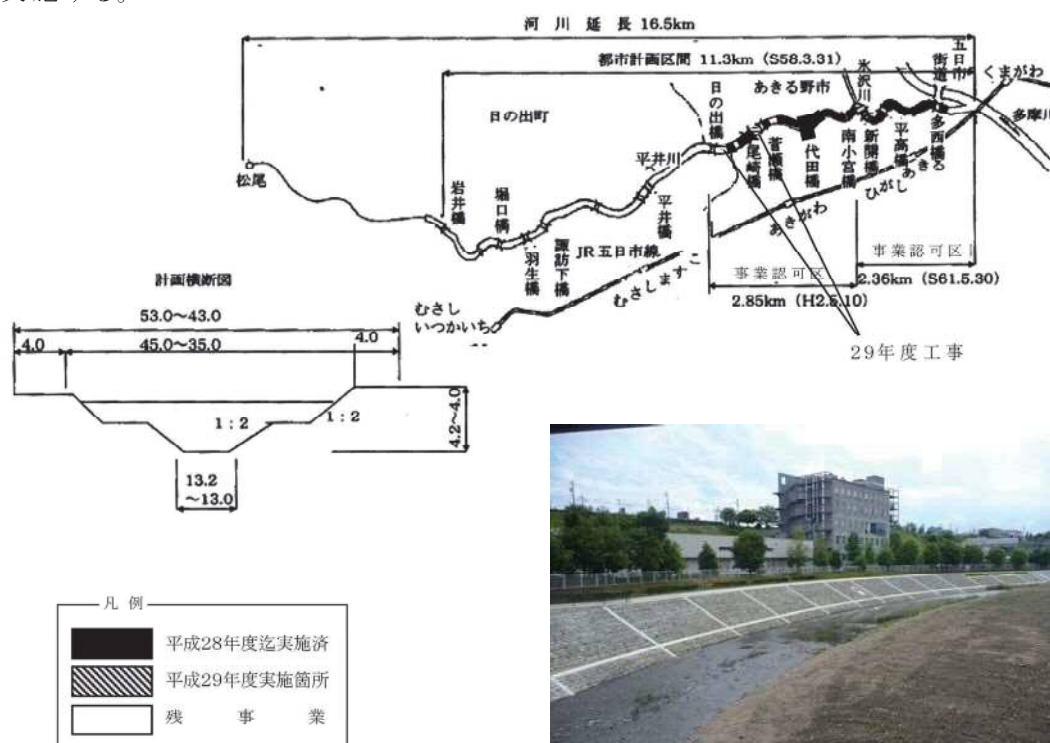
昭和40年頃から急速に開発が進み河川を取り巻く環境も大きく変化し、水害等の発生危険性も高まっている。

このため、昭和58年3月に多摩川合流点から日の出町大久野地内岩井橋までの延長11,250mを都市計画決定し、昭和61年4月に一部区間の事業認可を取得した。同時に用地買収と整備工事に着手し、現在までに、多西橋下流部から日の出橋下流部間のうち約4,500mを50mm/h対応で整備を完了した。

本河川は、比較的環境の良好な河川であることから地域住民より環境保全に関する意見や要望が出され、また、国土交通省から「多自然型川づくり」の推進について通達が出されたこと等により、平成3年度から多自然川づくりによる整備を実施している。

なお、多自然型川づくりの実施にあたっては、生物調査を行うと共に学識経験者等からなる「平井川多自然型川づくり検討委員会」及び学識経験者、市民等からなる「平井川に関する懇談会」から報告書が提出されている。これらの報告書を有効に活用するとともに、平成12年7月に公募による委員、川に関わりを持つ団体、関係市町村及び東京都の委員からなる「平井川流域連絡会」を設置して、広く意見交換を行いながら事業を実施している。

今年度は、菅瀬橋上流の護岸工事195m及び日の出橋下流の護岸工事100mを実施する。



平井川（観音橋上流）

イ 霞 川

霞川は、青梅市の永山丘陵に源を発し、同市内の東部を流下して埼玉県入間市を経て入間川に合流する荒川水系の一級河川で、流路延長は15.8km、流域面積は25.8km²である。このうち、東京都管内の延長は5.55km、流域面積10.58km²となっている。本河川も近年流域内の開発が目覚ましく、河川への流出量が増大している。

平成4年3月青梅市今井一丁目の都道(金子橋、都県境)から同市東青梅二丁目(柿沢橋、1級終点)の間約5.55kmを都市計画決定し、この内道場橋～観音橋450mの間について平成4年6月26日に事業認可を受けた(調節池を含む)。

これは、道場橋上流右岸に調節池(調節容量88,000m³)を設けて、埼玉県区間への流下量を軽減し、治水安全度の向上を図るものである。

霞川調節池については、平成7年度に事業に着手し、平成18年度に工事が完成し、平成20年度から供用開始している。

霞川調節池の完成により、上流部の河川改修が可能になったため、既事業認可区間上流の観音橋から日野詰橋までの間1,300mについて、平成18年9月15日に新たに事業認可を受けた。

今年度は、日野詰橋下流において左岸の護岸工事160mを実施する。



霞川(五反田橋下流)

（２）砂防海岸整備事業

ア 砂防事業

西多摩地域はその3分の2が山地であり、その山地を流下する溪流は河床勾配が急で、山地荒廃や土石流の危険をはらんでいる。土砂の流出による被害を防止するため、砂防法（明治30年）により、管内面積の約7%を砂防指定地として定め、砂防施設の設置や、一定の行為の制限等を行っている。

今年度は、奥多摩町海沢地区において、流路工及び管理用通路（橋梁）を整備する。また、同町棚沢地区の西川及び青梅市沢井地区の中曽川ではえん堤築造工事を実施する。



海沢川（えん堤）



西川（搬入路）

イ 地すべり防止事業

地下水等に起因して生ずる「地すべり」現象を防止するため、地すべり等防止法（昭和33年）3条により、国土交通大臣が知事の意見を聞いて「地すべり防止区域」を指定する。

- ①多量の崩土が溪流又は河川に流入し下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの
 - ②鉄道、迂回路のない道路、官公署、学校、病院等に被害を及ぼすおそれのあるもの
 - ③人家10戸以上に被害、農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
- 等の区域について指定される。当事務所管内では、既に7ヶ所指定されている。

今年度は、平成22年度より観測調査を実施しているあきる野市養沢地内の寺岡地区において、昨年度より引き続き集水工を設置する。また観測調査についても引き続き実施する。

ウ 急傾斜地崩壊防止事業

近年、台地や山間の崖地周辺にまで宅地化が進み、台風、集中豪雨の際に崖地崩壊による災害が起こる地域が拡大しつつある。昭和44年「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が公布され、傾斜度が 30° 以上、がけの高さが5m以上、5戸以上の家屋があるという3条件を満たす土地及びその周辺を知事は関係市長村長の意見をきいて、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、土砂災害から国民の生命を保護することとした。

当事務所管内においては、すでに奥多摩町小留浦地区など22地区が指定され、20地区の工事は完了している。

このうち、平成19年9月の台風による災害が発生した檜原村藤原地区では、災害関連緊急急傾斜地工事として事業に着手、今年度も引き続き法枠工等の斜面对策を実施し、奥多摩町原地区においても昨年度に引き続き法面工による斜面对策を実施する。

また、昨年度着手した、青梅市の千ヶ瀬町一丁目地区、長淵一丁目地区、河辺町一丁目地区においても引き続き法枠工等の斜面对策を実施する。



檜原村藤原地区



奥多摩町原地区

（３）河川防災

この事業は、河川施設や砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止事業で設置した各施設の老朽化対策を目的としており、今年度は、平井川（代田橋上流右岸）や秋川（秋留橋上流左岸）の護岸補修工事を実施する。また、青梅市長湊二丁目地区急傾斜地崩壊危険区域で施設の補修工事を実施する。



草花地区急傾斜地防災工事（平成 26 年度施工）

（４）河川維持

河川管理施設を安全かつ適切に維持管理するため、河川等の維持補修を行っている。河川管理施設の緊急または小規模な維持補修に対応するため、工事、委託合わせて15件の単価契約を予定している。

なお、多摩川の白丸ダムに設置されている「魚道」をはじめとし、秋川、平井川等にある約30基の「魚道」の維持管理も行っている。



白丸ダム魚道

（５）河川環境整備

土砂等の堆積により、治水上の影響が懸念される箇所では、堆積土砂のしゅんせつ工事を実施している。今年度は北大久野川で、しゅんせつ工事を実施する。

4 水 防

河川の洪水等による水害を防ぎ、被害を軽減することを目的として、管内における水防業務及びその円滑な実施のために必要な事項を「地域水防活動の手引き」に規定している。

この手引きは「東京都水防計画」を基にして、組織、水防機関の活動、情報伝達、通信連絡、水防上注意を要する箇所、資器材等により構成されており、毎年5月に水防管理団体、消防署、警察署、国土交通省京浜河川事務所、小河内貯水池管理事務所、交通局発電事務所等の関係機関と水防連絡会を開催して内容の周知徹底を図っている。

5 土砂災害警戒区域等の指定

平成13年4月、土砂災害危険箇所におけるソフト対策を充実させるために「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、通称：土砂災害防止法）が施行された。

これを受けて、東京都では平成15年度から当事務所管内において同法第4条に基づく「基礎調査」に着手し、平成24年3月末までに管内約4,800箇所において実施してきた。この基礎調査の結果を受けて、平成17年度からは同法第6条に基づく「土砂災害警戒区域」（通称：イエローゾーン）の指定を青梅市成木地区を皮切りに進め、平成26年3月末までに管内全域4,807箇所の区域の指定が完了した。さらに、平成20年度からは「土砂災害特別警戒区域」（通称：レッドゾーン）の指定を、同じく青梅市成木地区を皮切りに進め、平成27年3月末までに2,656箇所の区域を指定していた。これに加え、あきる野市のレッドゾーンの指定を保留していた一部地域で、平成28年3月末に167箇所を新たに指定したことにより、2,823箇所の区域の指定が完了したこととなる。

区域の指定が完了した地域は、指定後概ね5年ごとに地形改変や社会的変化があった箇所を抽出する調査を実施し、区域の見直しや新規区域の指定等を行っていく。

表5-5 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定状況

(平成29年3月末現在)

市町村	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
	急傾斜地	土石流	地すべり	計	急傾斜地	土石流	地すべり	計
青梅市	1,054	398	1	1,453	1,027	353	0	1,380
あきる野市	645	133	0	778	621	119	0	740
日の出町	504	164	1	669	487	142	0	629
檜原村	775	150	6	931	—	—	—	—
奥多摩町	727	152	10	889	—	—	—	—
福生市	17	0	0	17	14	0	0	14
羽村市	27	1	0	28	25	1	0	26
瑞穂町	34	8	0	42	26	8	0	34
合 計	3,783	1,006	18	4,807	2,200	623	0	2,823

＜水防災総合情報システムについて＞

水防災総合情報システムは、洪水や高潮による被害を軽減するため、水防関係機関等に河川水位・雨量等、水防に関する情報を迅速・的確に提供することを目的として、平成3年4月から稼動を始めた。その後、取り扱う情報の多様化、システムの老朽化などに対応するため、平成11年4月、平成22年4月にシステム更新を行って、現在の形で運用を行っている。

本システムは、①観測・監視システム、②洪水予報発表システム、③土砂災害警報情報発表システム、④気象伝達・態勢表示システム、⑤伝達文作成・伝達システム、⑥インターネット公開システムから構成されている。なお、管内には、下記のとおり8箇所の水位観測所と15箇所の雨量観測所が設置されている。

表5-6-(1) 水位観測所(河川水位)

番号	河川名	観測所名	所在地
1	多摩川	万年橋	青梅市畑中1-23
2	平井川	尾崎橋	あきる野市菅生203
3	秋川	秋留橋	あきる野市牛沼476
4	霞川	霞川	青梅市今井1-382(大橋下流)
5	霞川	霞川調節池上	青梅市今井2-946-1(下天神橋)
6	霞川	霞川調節池下	〃 (道場橋)
7	成木川	成木川	青梅市成木1-298(末成橋)
8	黒沢川	黒沢川	青梅市小曾木4-2040(青梅六中前無名橋)

表5-6(2) 貯留量観測所

番号	河川名	調節池名	所在地
1	霞川	霞川調節池	青梅市今井2-946-1

表5-7 雨量観測所

番号	観測所名	所在地
1	青梅	青梅市東青梅3-20-1(西多摩建設事務所)

2	福 生	福生市北田園2-7-2(福生工区)
3	羽 村	羽村市羽東1-29-35
4	梅 郷	青梅市梅郷3-749(青梅市梅郷市民センター)
5	奥 多 摩	西多摩郡奥多摩町氷川951番4(奥多摩工区)
6	御 岳 山	青梅市御岳山42(御岳ビジターセンター)
7	日 原	西多摩郡奥多摩町日原819(奥多摩町森林館前)
8	小 河 内	西多摩郡奥多摩町川野872(旧奥多摩出張所)
9	樋 里	檜原村樋里4331-3(樋里コミュニティーセンター)
10	五 日 市	あきる野市舘谷266-8(あきる野工区)
11	檜 原	西多摩郡檜原村上元郷403(檜原工区)
12	数 馬	西多摩郡檜原村数馬2612(旧数馬料金所)
13	菅 生	あきる野市菅生203(平井川・尾崎橋)
14	成 木	青梅市成木7-896(成木川・大指橋下流)
15	小 曾 木	青梅市小曾木4-2040(黒沢川・青梅六中前)

表5-8 平成28年度 河川・砂防事業執行実績額調書 (単位:千円)

区 分	執 行 実 績					
	構 築		そ の 他		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
河 川 維 持 費	11	59,829	18	96,710	29	156,539
河 川 防 災 費	9	256,386	4	29,192	13	285,578
中小河川整備費	8	530,946	17	37,174	25	568,120
砂防海岸整備費	14	751,939	35	177,518	49	929,457
河川環境整備費	0	0	1	6,102	1	6,102
計	42	1,599,100	75	346,696	117	1,945,796

(注)その他には、支障物件移設費を含む。

表5-9 平成29年度 河川・砂防事業執行予定額調書

(単位:千円)

区 分	執 行 予 定					
	構 築		そ の 他		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
河 川 維 持 費	12	103,000	18	112,254	30	215,254
河 川 防 災 費	3	41,200	3	30,000	6	71,200
中小河川整備費	4	386,000	13	292,000	17	678,000
砂防海岸整備費	13	1,420,000	38	418,700	51	1,838,700
河川環境整備費	1	20,000	1	5,000	2	25,000
計	33	1,970,200	73	857,954	106	2,828,154

(注)その他には、支障物件移設費を含む。

表5-10 平成29年度 河川・砂防整備事業箇所調書

事 業 種 別	河 川 名	施 工 箇 所	施 工 規 模
中小河川整備費	霞 川	青梅市木野下二丁目から 同市今寺一丁目地内	護岸工 170m
	平 井 川	あきる野市菅生地内から 同市瀬戸岡地内	護岸工 150m
		日の出町大字平井地内	護岸工 100m
計	2 箇 所 3 件		
河 川 防 災 費	平 井 川	あきる野市瀬戸岡地内	護岸工 30m
	秋 川	あきる野市淵上地内	護岸工 110m
計	2 箇 所 2 件		
砂防海岸整備費 (砂 防) (地 す べ り) (急 傾 斜)	海 沢 川 西 川 中 曾 川 深 沢 川 寺 岡 藤 原 千ヶ瀬町一丁目 長淵一丁目 河辺町一丁目	奥多摩町海澤地内	管理用通路(橋梁)一式
		奥多摩町棚沢地内	えん堤1基の一部、流路工
		青梅市沢井三丁目地内	えん堤1基の一部
		あきる野市三内地内	法面工 500㎡
		あきる野市乙津地内	抑制工 一式
		檜原村藤原地内	法枠工 1,400㎡
		奥多摩町原地内	法面工 1,400㎡
		青梅市千ヶ瀬町一丁目地内	法枠工 850㎡
		青梅市長淵一丁目地内	法枠工 350㎡
		青梅市河辺町一丁目地内	法枠工 490㎡
計	10 箇 所 10 件		

表5-11 平成28年度 河川用地関係執行実績調書

事業別	河川別	用地取得 m ²	建物移転 棟
中小河川整備	平井川	813.39	0
	計	813.39	0
砂防海岸整備	海沢	1,753.00	0
	計	1,753.00	0
合 計		2,566.39	0

表5-12 平成29年度 河川用地関係執行予定調書

事業別	河川別	用地取得 m ²	建物移転 棟
中小河川整備	霞川	77	1
	平井川	754	0
	計	831	1
砂防海岸整備	深沢川	741	0
	十二天沢	5,000	0
	喜代沢	5,000	0
	中曽川	2,000	0
	計	12,741	0
合 計		13,572	1

第 6 市町村補助事業

1 市町村土木補助事業

当所管内には、4市3町1村の地方自治体があり、それぞれ行政区域内の土木事業を行っているが、財政事情は厳しく国や都への依存度が強い。

ことに住民の生活に直結する道路、河川、橋梁など補助事業への要望がいぜんとして高く、その増額が期待されている。

表6-1 市町村土木補助事業道路、橋梁関係調書

(補助率:道路改良・橋梁整備=1/2、舗装補修=3/10 単位:千円)

市町村名	件 名	平成29年度内示額		平成28年度決定額		前年度比率 %
		件数	補助金額	件数	補助金額	
青 梅 市	道路改良 舗装補修 橋梁整備	12	158,048	11	186,154 内繰越(984)	84
福 生 市	道路改良 長寿命化	5	6,295	4	11,077	56
羽 村 市	舗装補修 長寿命化	12	88,535	3	5,785	153
あきる野市	道路改良等 舗装補修等	7	49,655	6	36,890	134
瑞 穂 町	舗装補修	10	15,002	22	18,984	79
奥多摩町	道路改良等	6	58,750	6	87,952	66
日の出町	舗装補修 長寿命化	4	30,525	2	16,800	181
檜 原 村	橋梁整備 舗装補修等	4	26,444	3	32,284 内繰越(15,046)	81
計		60	433,254	57	395,926 内繰越(16,038)	109

青梅市:改良された市道幹 29 号線



青梅市:改良された市道青 826 号線



第7 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業

本事業は、地域にとって重要な役割を果たす都道のうち、都市計画道路の事業化計画における優先整備路線以外で、地元市町村から要望が強い路線を東京都と市町村が連携協力して整備を行い、交通の円滑化・歩行者の安全性・利便性の向上など、地域のまちづくりに寄与することを目的とし、これまで「みちづくり・まちづくりパートナー事業」（平成11年度から20年度）（以下、「みち・まち事業」とする。）及び「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」（平成21年度から28年度）（以下、「新みち・まち事業」とする。）を実施してきた。

「新みち・まち事業」は平成28年度に完了したが、関係市町村等からの新規路線採択を含む事業継続の強い要望を踏まえ、「新みち・まち事業」の次期事業として「第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業」を立ち上げた。

「みち・まち事業」及び「新みち・まち事業」の費用負担や事業の役割分担など基本的な内容を継続し、地域のまちづくりと密接に関連する都道を関係市町村と協力して整備していくものである。

当所管内では、「みちづくり・まちづくりパートナー事業」において、一般都道伊奈福生線（第165号）のうち、あきる野市引田・日の出町平井地内（道路整備特別交付金事業整備箇所 の西側）の延長360m、幅員18mの道路を圏央道及び駅、病院へのアクセス道路として、あきる野市・日の出町の共同施行で整備し、平成15年度完了した。

現在、「第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業」として、青梅市の青梅3・5・5号線を平成21年度から継続し事業を行っている。

【あきる野市】

幅員18mで完成した都道伊奈福生線



【青梅市】

事業中の青梅3・5・5号線



別表(1)

管内道路の現況

平成28年4月1日現在

番 号	路 線 名	管 内				備 考
		起 点	終 点	延 長m	面 積 m ²	
国 139	(指定区間外)	山梨県小菅村境	西多摩郡奥多摩町川野 国411号交点	2,370	30,750	
国 411	(〃)	八王子市戸吹町境	山梨県丹波山村境	47,857	663,258	
	計	国 道 2路線		50,227	694,008	
主 5	新 宿 青 梅	武蔵村山市岸境	青梅市住江町 主28号交点	13,371	250,946	
主 7	杉 並 あきる野	立川市西砂町境	武蔵五日市駅前 主33号交点	19,835	360,412	
主 28	青 梅 飯 能	青梅市市民会館前 国411号交点	埼玉県飯能市下畑境	8,999	112,453	
主 29	立 川 青 梅	昭島市拝島町境	青梅市勝沼 主28号交点	21,312	290,498	
主 31	青 梅 あきる野	青梅市住江町 主28号交点	武蔵五日市駅前 主33号交点	8,940	154,590	
主 32	八王子 五日市	八王子市上川町境	武蔵五日市駅西 主33号交点	1,984	28,637	
主 33	上野原 あきる野	山梨県上野原市境	武蔵五日市駅前 主31号交点	20,948	317,830	
主 44	瑞 穂 富 岡	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎 主5号交点	青梅市富岡三丁目 主28号交点	8,403	99,846	
主 45	奥多摩 青 梅	西多摩郡奥多摩町小丹波 国411号交点	青梅市千ヶ瀬町 主5号交点	16,793	240,253	
主 46	八王子 あきる野	八王子市戸吹町境	あきる野市雨間 主7号交点	-	-	国411と重複
主 53	青 梅 秩 父	青梅市上町 国411号交点	埼玉県飯能市境	12,844	161,693	
主 61	山 田 宮 の 前	あきる野市山田 主7号交点	八王子市上川町境	4,115	91,273	
主 63	青 梅 入 間	青梅市東青梅 主28号交点	埼玉県入間市木蓮寺境	7,303	88,479	
	計	主要地方道13路線		144,847	2,196,910	
都 163	羽 村 瑞 穂	羽村市羽東 主29号交点	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎東松原 主5号交点	3,722	64,105	
都 165	伊 奈 福 生	あきる野市伊奈 主7号交点	福生市福生 国16号交点	10,212	133,470	
都 166	瑞穂 あきる野 八王子	西多摩郡瑞穂町高根 国16号交点	八王子市高月町境	8,477	112,796	
都 167	羽 村 停 車 場	羽村駅前	羽村駅前 都163号交点	55	439	
都 168	東秋留停車場	東秋留駅前	あきる野市二宮 主7号交点	789	7,789	
都 169	淵 上 日 野	あきる野市淵上 主7号交点	八王子市戸吹町境	1,504	18,904	
都 176	檜原 あきる野	八王子市戸吹町境	東秋留駅前 都168号交点	3,031	52,323	
都 179	所 沢 青 梅	埼玉県入間市宮寺境	青梅市新町五丁目 主5号交点	5,602	75,010	

番 号	路 線 名	管 内				備 考
		起 点	終 点	延 長m	面 積 m ²	
都 181	藤 橋 小 作	青梅市藤橋二丁目 主63号交点	羽村市小作台一丁目	2,938	56,274	
都 184	奥多摩 あきる野	西多摩郡奥多摩町氷川 国411号交点	あきる野市菅生 国411号交点	27,450	237,732	
都 185	山 田 平 井	西多摩郡日の出町平井 都184号交点	あきる野市山田 主7号交点	1,923	19,672	
都 193	下 畑 軍 畑	埼玉県飯能市上畑境	青梅市沢井一丁目 国411号交点	9,772	113,358	
都 194	成 木 河 辺	青梅市成木二丁目 都193号交点	青梅市河辺町六丁目 主29号交点	6,696	67,671	
都 195	富 岡 入 間	青梅市富岡一丁目 主28号交点	埼玉県飯能市岩淵境	459	4,966	
都 196	青 梅 停 車 場	青梅駅前	青梅市本町 主28号交点	95	3,701	
都 199	梅郷 日向和田	青梅市梅郷五丁目 主45号交点	青梅市日向和田三丁目 国411号交点	601	9,334	
都 200	柚 木 二 俣 尾	青梅市柚木町二丁目 主45号交点	青梅市二俣尾四丁目 国411号交点	678	5,276	
都 201	十 里 木 御 嶽 停 車 場	あきる野市戸倉 主33号交点	御岳駅前 国411号交点	15,539	103,210	
都 202	上 成 木 川 井	青梅市成木 主53号交点	西多摩郡奥多摩町川井 国411号交点	6,602	30,567	
都 204	日 原 鍾 乳 洞	西多摩郡奥多摩町日原鍾乳洞	西多摩郡奥多摩町氷川 国411号交点	10,859	101,665	
都 205	水 根 本 宿	西多摩郡奥多摩町境 国411号交点	西多摩郡檜原村本宿 主33号交点	23,021	213,518	
都 206	川 野 上 川 乗	西多摩郡奥多摩町川野 国411号交点	西多摩郡檜原村南郷 主33号交点	38,060	840,443	
都 218	二 本 木 飯 能	西多摩郡瑞穂町二本木 都179号交点	埼玉県入間市寺竹境	212	1,540	
都 219	狭 山 下 宮 寺	西多摩郡瑞穂町駒形富士山 国16号交点	埼玉県入間市二本木境	974	7,223	
都 220	昭島停車場 熊川	昭島市美堀町境	福生市熊川 主7号交点	168	1,756	
都 221	原市場 下成木	埼玉県飯能市下直竹境	青梅市成木 都193号交点	278	1,358	
都 238	大 久 野 青 梅	西多摩郡日の出町大久野 都184号交点	青梅市日向和田 国411号交点	2,296	36,739	
都 249	福 生 青 梅	福生市牛浜 主7号交点	青梅市友田町 国411号交点	5,956	146,634	
都 250	あきる野 羽村	あきる野市野辺 主7号交点	羽村市川崎 主29号交点	2,217	41,636	
都 251	青 梅 日 の 出	青梅市日向和田 国411号交点	西多摩郡日の出町大久野 主31号交点	3,215	29,539	
計		一般都道30路線		193,401	2,538,648	
合 計		45路線		388,475	5,429,566	

別表(2) 通称道路名一覧表 平成29年4月1日現在

通称名	起点	終点	通過地点	該当国・都道
東京環状	西多摩郡瑞穂町 二本木	町田市相原町	町田市、八王子市、昭島市、 福生市、瑞穂町、羽村市	国道16号の一部
青梅街道	新宿区歌舞伎町一丁目	西多摩郡奥多摩町留漕	新宿区、中野区、杉並区、練馬区、西東京市、小平市、東久留米市、東村山市、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町、青梅市、奥多摩町	国道411号の一部 都道 5号の一部
五日市街道	杉並区梅里一丁目	あきる野市舘谷	杉並区、武蔵野市、小金井市、小平市、国分寺市、西東京市、立川市、福生市、あきる野市	都道 7号の一部
奥多摩街道	青梅市勝沼一丁目	立川市錦町五丁目	立川市、昭島市、福生市、あきる野市、羽村市、青梅市	都道 29号の一部
秋川街道	青梅市青梅	八王子市八木町	青梅市、日の出町、あきる野市、八王子市	都道 31号の全部 都道 32号の全部 都道 33号の一部
滝山街道	青梅市友田町二丁目	八王子市左入町	青梅市、あきる野市、八王子市	国道411号の一部
新青梅街道	新宿区西落合三丁目都道8号(目白通り)との交点	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎都道5号(青梅街道)との交点	中野区、杉並区、練馬区、西東京市、東久留米市、東村山市、小平市、東大和市、武蔵村山市	都道245号の全部 都道 5号の一部 都道440号の全部
新奥多摩街道	立川市錦町五丁目都道16号との交点	福生市熊川都道7号との交点	立川市柴崎町、富士見町、昭島市郷地町、福島町、中神町、宮沢町、大神町、田中町、拝島町、緑町	都道 29号の一部
	福生市熊川 都道29号(奥多摩街道)との交点	青梅市河辺町六丁目都道29号(奥多摩街道)との交点	福生市牛浜、志茂、本町、福生、加美平、羽村市川崎、羽東、羽中、羽(多摩川左岸沿い)	都道 29号の一部
岩蔵街道	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎都道5号(青梅街道)との交点	青梅市富岡三丁目都道28号との交点	瑞穂町長岡長谷部、青梅市今井、藤橋、小曾木	都道44号の全部
睦橋通り	福生市熊川都道29号(奥多摩街道)との交点	あきる野市淵上都道7号(五日市街道)との交点	福生市南田園、あきる野市小川、野辺、雨間、油平、牛沼、下代継、上代継	都道 7号の一部
小曾木街道	青梅市森下町国道411号(青梅街道)との交点	青梅市富岡両郡橋(都県境)	青梅市黒沢、小曾木、(黒沢川沿い)	都道 28号の一部 都道 53号の一部
成木街道	青梅市東青梅二丁目都道63号との交点	青梅市成木七丁目小沢峠(都県境)	青梅市根ヶ布、黒沢	都道 28号の一部 都道 53号の一部

通 称 名	起 点	終 点	通 過 地 点	該 当 国・都 道
吉 野 街 道	羽村市羽 都道29号との交点	西多摩郡奥多摩町 小丹波 国道411号(青梅 街道)との交点	羽村市羽西、青梅市友田 町、長淵、駒木町、畑中、和 田町、梅郷、柚木町、御岳、 奥多摩町海沢、丹三郎(多摩 川右岸沿い)	国道411号の一部 都道 45号の全部 都道249号の一部
檜 原 街 道	あきる野市館谷 都道32号(秋川街 道)との交点	西多摩郡檜原村数 馬(奥多摩周遊道 路)との交点	あきる野市五日市、小中野、 戸倉、乙津 檜原村下元郷、上元郷、本 宿、南郷、人里、笛吹、(秋川 沿い)	都道 33号の一部 都道206号の一部
日 原 街 道	西多摩郡奥多摩町 日原(日原鍾乳洞 前)	西多摩郡奥多摩町 氷川 国道411号(青梅 街道)との交点	奥多摩町氷川字寺地、日原 字倉沢 (日原川沿い)	都道204号の全部
旧 青 梅 街 道	青梅市東青梅二丁 目 都道63号との交点	青梅市上町 国道411号との交 点	青梅市勝沼	都道 28号の一部 都道 63号の一部
奥多摩周遊道路	西多摩郡奥多摩町 川野 国道139号との交 点	西多摩郡檜原村 数馬 檜原街道との交点	奥多摩町・檜原村(旧奥多摩 有料道路)	都道206号の一部
瑞 穂 バイパス	西多摩郡瑞穂町高 根 東京環状との交点	西多摩郡瑞穂町む さし野三丁目 東京環状との交点	瑞穂町高根、箱根ヶ崎、むさ し野	国道16号の一部
西多摩産業道路	福生市武蔵野台一 丁目 東福生交差点	青梅市末広町二丁 目 末広二丁目西交差 点	福生市武蔵野台 羽村市神明台、緑が丘、栄 町 青梅市末広町	都道249号の一部
羽 村 街 道	羽村市神明台一丁 目 神明台一丁目交差 点	西多摩郡瑞穂町南 平一丁目 都道5号(新青梅街 道)との交点	羽村市神明台、羽 瑞穂町箱根ヶ崎東松原、南 平箱根ヶ崎	都道163号の一部
永 田 橋 通 り	西多摩郡日の出町 大久野 都道31号(秋川街 道)との交点	福生市福生 都道29号(奥多 摩 街 道)との交 点	日の出町大久野、平井 あきる野市瀬戸岡、草花 福生市福生	都道 29号の一部 都道165号の一部 都道184号の全部
山 田 通 り	西多摩郡日の出町 平井 都道184号との交 点	八王子市上川町 都道32号(秋川街 道)との交点	日の出町平井 あきる野市伊奈、山田、網代 八王子市上川町	都道 61号の一部 都道185号の全部
多摩川南岸道路	西多摩郡奥多摩町 棚澤 国道411号(青梅 街道)との交点	西多摩郡奥多摩町 氷川 国道411号(青梅 街道)との交点	奥多摩町棚澤、海澤、氷川	都道 45号の一部 都道184号の全部
合 計 23 路 線				

管 理 橋 梁 調 書

別表（３）－１ 橋梁現況調書総括表

平成２９年４月１日現在

番号	路 線 名	橋 数	橋 長 m	面 積 m ²	摘 要
	一般国道139号	1	180.8	1,663.4	
	一般国道411号	37	1,907.6	21,775.4	
	計	38	2,088.4	23,438.8	
	主 要 地 方 道				
5	新宿青梅線	2	62.5	654.5	
7	杉並あきる野線	6	881.6	15,540.3	
28	青梅飯能線	12	103.9	1,101.7	
29	立川青梅線	5	293.1	4,569.1	
31	青梅あきる野線	4	169.1	2,305.2	
32	八王子五日市線	2	70.6	814.6	
33	上野原あきる野線	18	611.3	5,950.8	
44	瑞穂富岡線	5	67.0	736.4	
45	奥多摩青梅線	15	1027.7	11,690.4	
53	青梅秩父線	31	426.9	3,989.7	
61	山田宮の前線	3	641.6	7,598.3	
	計	103	4355.3	54,951.0	
	一 般 都 道				
165	伊奈福生線	4	139.9	2,260.0	
166	瑞穂あきる野八王子線	4	176.0	3,200.0	
169	淵上日野線	1	4.4	22.0	
176	檜原あきる野線	3	232.0	2,583.7	
179	所沢青梅線	1	6.4	51.8	
184	奥多摩あきる野線	29	927.8	10,706.4	
193	下畑軍畑線	21	303.3	3,013.5	
194	成木河辺線	5	30.7	216.2	
199	梅郷日向和田線	1	132.4	1,681.5	
200	柚木二俣尾線	1	176.4	1,279.1	
201	十里木御岳停車場線	21	408.2	3,754.7	
202	上成木川井線	6	122.6	950.4	
204	日原鍾乳洞線	10	359.4	2,224.2	
205	水根本宿線	23	657.9	5,945.4	
206	川野上川乗線	18	711.2	6,285.6	
238	大久野青梅線	1	98.7	760.0	
249	福生青梅線	1	114.0	1,687.2	
250	あきる野羽村線	2	746.3	8,746.7	
251	青梅日の出線	10	84.7	739.8	
	計	163	5,432.3	56,108.2	
	合 計	304	11,876.0	134,498.0	

別表(3)－2

橋梁の種類、橋令別調書

平成29年4月1日現在

区 分		橋 数	橋 長 m	橋 面 積 m ²	橋 令 別 現 況			現 況 別 橋 数		
					15 年 未 満	15 年～ 25 年	25 年 以 上	車 両 通行不能	荷 重 制 限	安 全
鋼 橋	100m以上	20	3,374.6	44,053.0	3	6	11			
	30m以上～100m未満	47	2,977.0	29,149.0	7	4	36			
	15m以上～30m未満	26	551.4	4,995.7			26			
	15m未満	12	131.2	1,259.3	1		11			
	計	105	7034.2	79,457.0	11	10	84			
コ ン ク リ ー ト 橋	100m以上	5	1,203.4	15,143.4	1		4			
	30m以上～100m未満	34	1,795.5	19,952.3	5	4	25			
	15m以上～30m未満	27	555.3	6,410.5	7	4	16			
	15m未満	128	981.7	8,953.2		4	124			
	計	194	4,535.9	50,459.4	13	12	169			
と鋼 の橋 混と 合コ ンク リ ー ト 橋	100m以上	1	244.3	3909.0	1					
	30m以上～100m未満	1	33.0	389.4	1					
	15m以上～30m未満	1	15.4	138.6			1			
	15m未満	2	13.2	144.5			2			
	計	5	305.9	4,581.5	2		3			
木 橋	100m以上	0								
	30m以上～100m未満	0								
	15m以上～30m未満	0								
	15m未満	0								
	計	0								
総 計	100m以上	26	4,822.3	63,105.4	5	6	15			
	30m以上～100m未満	82	4,805.5	49,490.7	13	8	61			
	15m以上～30m未満	54	1,122.1	11,544.8	7	4	43			
	15m未満	142	1,126.1	10,357.1	1	4	137			
	計	304	11,876.0	134,498.0	26	22	256			

別 表(4)

横断歩道橋調書

平成29年4月1日現在

道 路 種 別	橋 数	延 長 m	備 考
国 道	2	103.3	
主 要 地 方 道	16	843.8	
一 般 都 道	6	231.0	
計	24	1,118.1	

別 表(5)

人道橋調書

平成29年4月1日現在

道 路 種 別	橋 数	延 長 m	備 考
国 道	4	73.1	
主 要 地 方 道	9	202.6	
一 般 都 道	23	379.1	
計	36	654.8	

別 表(6)

トンネル調書

平成29年4月1日現在

No.	路 線 名	トンネル名	延 長 m
1	国 道 4 1 1 号	竹 の 花	9 4 . 0
2	〃	川 野	1 3 9 . 5
3	〃	馬 頭	8 2 . 0
4	〃	坂 本	2 6 0 . 0
5	〃	あ づ ま い	9 6 . 0
6	〃	女 の 湯	1 2 4 . 0
7	〃	鶴 の 湯	1 5 7 . 0
8	〃	室 沢	2 1 5 . 0
9	〃	熱 海	6 0 . 2
1 0	〃	大 麦 代	5 3 8 . 0
1 1	〃	中 山	3 9 1 . 0
1 2	〃	桃 ケ 沢	2 7 5 . 0

No.	路 線 名	トンネル名	延 長 m
1 3	国 道 4 1 1 号	板 小 屋	114. 7
1 4	〃	惣 岳	149. 0
1 5	〃	梅 久 保	38. 0
1 6	〃	白 髭	359. 0
1 7	〃	橋 詰	238. 0
1 8	〃	新 氷 川	605. 0
1 9	〃	白 丸	126. 0
2 0	〃	花 折	108. 0
2 1	〃	鳩 の 巣	78. 0
2 2	〃	満 地	150. 0
2 3	〃	新 満 地	396. 0
2 4	主32号 八王子五日市線	権 田	45. 0
2 5	主33号上野原あきる野線	栗 坂	209. 0
2 6	〃	甲 武	954. 0
2 7	主45号 奥多摩青梅線	拂 沢	25. 0
2 8	〃	御 岳	89. 0
2 9	主45号 奥多摩青梅線	城 山	1908. 0
3 0	主53号 青梅秩父線	青 梅 坂	128. 0
3 1	〃	吹 上	245. 1
3 2	〃	新 吹 上	603. 0
3 3	〃	滝 成	142. 0
3 4	主61号 山田宮の前線	網 代	563. 0
3 5	〃	上 川	347. 5
3 6	〃	五 日 市	1, 223. 5
3 7	〃	前 山	30. 0
3 8	都184号奥多摩あきる野線	愛 宕	1, 043. 0
3 9	都204号 日原鍾乳洞線	日 原	1, 107. 0
計			13, 455. 5

別 表(7)

地 下 歩 道 調 書

平成29年4月1日現在

路線番号	路線名	施設名	所在地	延長m	総幅員m	高さm	竣工年月
411	一般国道411号	秋川油平地下歩道	あきる野市油平	14.7	2.5	2.5	S42.9
411	一般国道411号	沢井市民センター前	青梅市沢井	18.5	2.3	2.0	—
411	一般国道411号	沢井駅南口	青梅市沢井	27.4	2.2	1.9	—
5	新宿 青梅線	千ヶ瀬地下歩道	青梅市千ヶ瀬	40.0	4.0	2.5	—
7	杉並あきる野線	福生第七小学校前	福生市北田園	12.6	8.0	4.7	—
7	杉並あきる野線	草花地下歩道	あきる野市草花	25.3	3.0	2.5	S49.3
7	杉並あきる野線	多摩川緑地福生南公園	福生市南田園	18.6	4.0	2.4	—
29	立川 青梅線	鍋ヶ谷戸地下歩道	福生市熊川	22.7	1.7	1.9	S43.3
29	立川 青梅線	牛浜地下歩道	福生市熊川	18.6	2.5	2.5	S50.10
29	立川 青梅線	中福生南公園入口-1	福生市福生	9.9	4.0	2.6	—
29	立川 青梅線	中福生南公園入口-2	福生市福生	8.0	2.2	1.9	—
29	立川 青梅線	川崎地下歩道	羽村市川崎	22.3	2.0	2.4	S50.3
33	上野原あきる野線	すぎのこ地下歩道	あきる野市戸倉	28.1	2.6	2.5	S52.10
	計			266.7			

別 表(8)

都市計画河川一覧

(都市計画決定)

平成25年4月1日現在

都市 計画 区域 名	名 称		告 示 年 月 日	計 画 決 定 区 域	幅 員 (m)	構 造	延 長 (m)	摘 要
	番 号	河 川	告 示 番 号					
福生	1	残堀川	昭和47.12.25 都告第1451号	自 瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添 至 瑞穂町大字箱根ヶ崎字池廻	24.0 ～	掘 込 式 単 断 面 式	2,190	
秋多	1	平井川	昭和58.3.31 都告第351号	自 あきる野市平沢字下モ川原 至 日の出町大字大久野字岩井	95.0 ～	掘 込 式 単 断 面 式	11,250	
		(ただし)		自 あきる野市平沢下モ川原 至 日の出町大字平井字欠下	95.0 ～	掘 込 式 単 断 面 式	5,060	
青梅	1	霞川	平成4.3.16 都告第302号	自 青梅市今井一丁目 至 青梅市東青梅二丁目	30.0 ～	掘 込 式 単 断 面 式	5,550	霞川調節池を含む

(事業認可)

都市 計画 区域 名	名 称		告 示 年 月 日	事 業 認 可 区 域	幅 員 (m)	延 長 (m)	施 工 年 度	摘 要
	番 号	河 川	告 示 番 号					
福生	1	残堀川	昭和62.6.1 建造第1172号	自 瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添地内 (下砂橋下流端) 至 瑞穂町大字石畑字吉野岳地内 (吉野橋上流55m)	24.0 ～ 23.0	1,030	昭62 ～ 昭66	
			平成3.5.1 建造第1229号	自 瑞穂町大字石畑字吉野岳地内 (吉野橋上流55m) 至 瑞穂町大字箱根ヶ崎字池廻 (狭山橋上流)	23.0 ～ 22.0		平3～ 平7 (8.3.31)	
			平成8.3.19 建造第698号	自 瑞穂町大字石畑字吉野岳地内 (吉野橋上流55m) 至 瑞穂町大字箱根ヶ崎字池廻 (狭山橋上流)	23.0 ～ 22.0	960	平3～ 平12 (13.3.31)	施行期間の 変更
			平成4.3.4 建造第514号	自 瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添地内 (下砂橋下流端) 至 瑞穂町大字石畑字吉野岳地内 (吉野橋上流55m)	24.0 ～ 23.0	1,030	昭63 ～ 平8 (9.3.31)	施行期間の 変更
			平成9.2.20 建造第231号	自 瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添地内 (下砂橋下流端) 至 瑞穂町大字石畑字吉野岳地内 (吉野橋上流55m)	24.0 ～ 23.0	1,030	昭63 ～ 平10 (11.3.31)	施行期間の 変更
秋多	1	平井川	昭和61.5.30 建造第1112号	自 あきる野市平沢字下モ川原地内 (多摩川合流点) 至 あきる野市平沢字森ノ根地内 (新開橋上流240m)	95.0 ～ 53.0	2,360	昭61 ～ 昭65	
			平成2.5.10 建造第1067号	自 あきる野市平沢字森ノ根地内 (新開橋上流240m) 至 日の出町大字平井字欠下	53.0 ～ 33.0		平2～ 平6 (7.3.31)	
			平成3.3.25 建造第729号	自 あきる野市平沢字下モ川原地内 (多摩川合流点) 至 あきる野市平沢字森ノ根地内 (新開橋上流240m)	95.0 ～ 53.0	2,360	昭61 ～ 平7 (8.3.31)	施行期間の 変更
			平成7.3.14 建造第61号	自 あきる野市平沢字森ノ根地内 (新開橋上流240m) 至 日の出町大字平井字欠下	53.0 ～ 33.0		平2～ 平11 (12.3.31)	施行期間の 変更

(事業認可)

都市 計画 区域 名	名 称		告示年月 日	事 業 認 可 区 域	幅 員 (m)	延長 (m)	施工年度	摘 要
	番 号	河川	告示番号					
秋多	1	平井川	平成 12.3.28 建告第 721 号	自 あきる野市平沢字森ノ根地内 (新開橋上流 240m) 至 日の出町大字平井字欠下	53.0 ～ 33.0	2,850	平 2 ～ 平 16 (17.3.31)	施行期間の 変更
			平成 17.3.28 関告第 158 号	自 あきる野市平沢字森ノ根地内 (新開橋上流 240m) 至 日の出町大字平井字欠下	53.0 ～ 33.0	2,850	平 2 ～ 平 21 (22.3.31)	施行期間の 変更
			平成 22.3.26 関告第 98 号	自 あきる野市平沢字森ノ根地内 (新開橋上流 240m) 至 日の出町大字平井字欠下	53.0 ～ 33.0	2,850	平 2 ～ 平 26 (27.3.31)	施行期間の 変更
			平成 27.3.27 関告第 164 号	自 あきる野市平沢字森ノ根地内 (新開橋上流 240m) 至 日の出町大字平井字欠下	53.0 ～ 33.0	2,850	平 2 ～ 平 32 (33.3.31)	施行期間の 変更
青梅	1	霞川	平成 4.6.26 建告第 1238 号	自 青梅市今井二丁目地内 (道場橋下流 15m) 至 青梅市藤橋二丁目 (観音橋上流)	25.0	450	平 4 ～ 平 10 (11.3.31)	
			平成 18.9.15 関告第 387 号	自 青梅市藤橋一丁目地内 (観音橋上流) 至 青梅市今寺一丁目 (日野詰橋下流)	25.0 ～ 17.5	1,300	平 18 ～ 平 23 (23.3.31)	
			平成 23.3.31 関告第 205 号	自 青梅市藤橋一丁目地内 (観音橋上流) 至 青梅市今寺一丁目 (日野詰橋下流)	25.0 ～ 17.5	1,300	平 18 ～ 平 27 (28.3.31)	施行期間の 変更
			平成 28.3.30 関告第 119 号	自 青梅市藤橋一丁目地内 (観音橋上流) 至 青梅市今寺一丁目 (日野詰橋下流)	25.0 ～ 17.5	1,300	平 18 ～ 平 31 (32.3.31)	施行期間の 変更

[illegible]

問主はこれを引用しています。正油源理問を食出ない、インキを使用しています。

東京都西多摩建設事務所 事業概要

平成 2 9 年 版

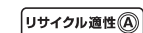
登録番号 (3)

平成 2 9 年 9 月 発 行

編 集 ・ 発 行 東京都西多摩建設事務所庶務課

青梅市東青梅3丁目20番1号
電 話 0 4 2 8 (2 2) 7 2 1 0

印 刷 所 (株) タ マ プ リ ン ト
青梅市長洲8-198-6
電 話 0428-22-2911



石油系溶剤を含まないインキを使用しています。この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます